

國民精神總動員

人口問題研究

第一卷 第三號

昭和十五年六月刊行

研究

滿洲に於ける移動人口——勞働力としての舌力……………小山榮三(一)

資料

徳川時代の出生率及死亡率——其若干の實例……………關山直太郎(三)
國勢調査周年次に於ける男女年齢別人口の推計(二)……………窪田嘉彰(四三)

紹介

フェレンチ著「綜合的最適人口論」(北岡)……………(五六)
フェリアチャイルド著「人口の數と質」(北岡)……………(五九)

彙報

人口問題研究所參與の異動——人口問題研究所研究報告會
第四回國勢調査施行令等の公布——所得稅法改正法律並相續稅法中改正法律に於ける扶養家族控除制度の新設——地方長官會議に於ける厚生大臣訓示要旨——厚生省の優良多子家庭表彰並附帶調査——厚生省體力局の千葉縣に於ける國民體力管理制度準備調査の施行——東京市昭和十三年結核死亡統計の發表——東京市内浮浪者及乞食の精神醫學的調査——第七回全國都市問題會議總會の開催——比律賓移民制限法の成立

文獻

邦文人口問題文獻(三)——歐文人口問題關係主要著書(三)——外國雜誌人口問題文獻(三)

厚生省

人口問題研究所

人口問題研究

第一卷 第三號

研究

『滿洲に於ける移動人口—勞働力』

としての苦力』 其の一

小山 榮 三

一、滿洲國の人口増加傾向と民族移民

人口の源泉 滿洲の人口および勞働力の問題に聯關して最も重要な現象は、その人口の源泉が北支漢民族の集團的難民であり、且つ今尙ほ滿洲國產業の發達の上に決定的な影響を持つてゐるところのものが、これら漢民族の流動人口即ち移民（一つの國から他の國への人口移動）と、移住（同一國內での人口移動）であるといふことである。而も滿洲國に於ける流動人口の特異性はそれらの大部分が一年間の周期をもつて原郷土に再歸するところの「出稼勞働」の形態をとつてゐることにある。

この二つの現象はいづれも支那の國民經濟一般——勞働と生産手段の關係——の均衡攪亂の結果發生したものであつて、流水の如く經濟的壓力の

『滿洲に於ける移動人口—勞働力としての苦力』 其の一

強いところから、弱いところへ——北支から滿洲へ——となだれ込んだものであつた。その發生状態から言へば農業諸關係の中からのみ生じた。即ち人口密度の稀薄な、國內に廣大な開拓處女地を持つ滿洲國へ窮迫した北支の農村過剩人口が、滔々と「苦力」と云ふ歴史的形態をもつて流れ込んだのである。

我々は先づ滿洲における人口と勞働力と民族關係との三邊の聯繫の問題を認識し、この聯繫の歴史的・發展的性質としての「苦力」の問題を明かにしなければならぬ。

まことに滿洲國にとつては日本内地、朝鮮就中北支の農村過剩人口が常にその必要な人口及び勞働力貯藏の貯水池であるからである。

それは滿洲帝國建國以前の前資本主義的な封建的經濟状態においてもそうであつたし、現在のやうな急速な速度でもつて、工業化しやうとする發展段階においてもそうである。

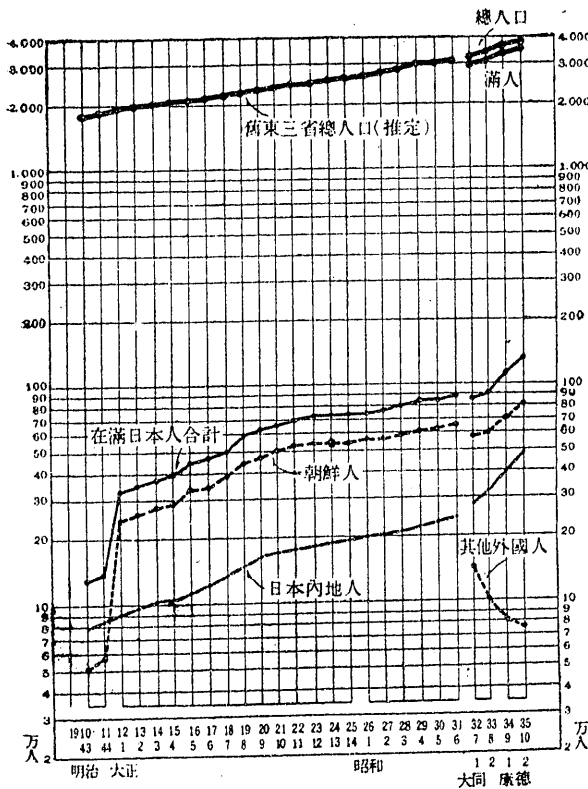
殊に滿洲國建國以來、その治安の回復と人口の都市集中、および國民經濟の工業化はこれら諸民族の移民を加速度的に増加し、更に産業五箇年計畫の實施はその増加を要求してゐる。

人口増加率 滿洲國の人口に關しては明末頃遼東平野に漢民族が三十八萬居住してゐたと云はれてゐるが、明治二十七、八年の日清戰役以前になつても僅か二、三百萬に過ぎなかつた（馮和法編中國農村經濟資料九九一頁）。然るに明治四〇年（光緒三三年、東三省政略）の支那當局の調査では一四、四

五七、一八七になつてをり、それが滿洲建國當時の大同元年には二九、六〇六、一一七人、康徳四年には三六、九四九、九七二人、康徳六年には三八、七〇〇、〇〇〇人になつて人口増加は正に三十年間に十倍以上になつたことを示してゐる。毎年百萬に及ぶかゝる急激な人口増加は勿論自然増加の結果ではなくして、滿洲移民の増加と帝政實施以來行政機關の確立に伴ふ徹底的な人口調査の齎した未調査既存人口の新發見に基づくものである。

滿洲人口増加趨勢

年次	總數	滿人	日本人	朝鮮人	其他
一九一〇(明治四三)	一七、九四三	一、三三三	一、二九	七六	五三
一九一(明治四四)	一八、三五三	一、三三八	一、二九	八二	五六
一九二(大正)	一八、七七四	一、三三七	一、二九	八九	五八
一九三	一九、二〇八	一、三二七	一、二九	九四	五九
一九四	一九、六五四	一、三二二	一、二九	一〇一	六〇
一九五	二〇、一一二	一、三二二	一、二九	一〇二	六〇
一九六	二〇、五八四	一、三二二	一、二九	一〇二	六〇
一九七	二一、〇六九	一、三二二	一、二九	一〇二	六〇
一九八	二一、五六九	一、三二二	一、二九	一〇二	六〇
一九九	二二、〇八三	一、三二二	一、二九	一〇二	六〇
一九〇	二二、六六三	一、三二二	一、二九	一〇二	六〇
一九一	二三、一五七	一、三二二	一、二九	一〇二	六〇
一九二	二三、七二七	一、三二二	一、二九	一〇二	六〇
一九三	二四、二九五	一、三二二	一、二九	一〇二	六〇
一九四	二四、八九〇	一、三二二	一、二九	一〇二	六〇
一九五(昭和)	二五、五〇二	一、三二二	一、二九	一〇二	六〇
一九六	二六、一三四	一、三二二	一、二九	一〇二	六〇
一九七	二六、七八五	一、三二二	一、二九	一〇二	六〇
一九八	二七、〇三四	一、三二二	一、二九	一〇二	六〇
一九九	二七、九一八	一、三二二	一、二九	一〇二	六〇



第一表 滿洲人口増加趨勢

一、一九三一年迄ノ總人口ハ滿鐵推定、但シ日本人ハ外務省調査
 二、一九三二年以降ハ國務院總務廳統計處調査

年次	總數	滿人	日本人	朝鮮人	其他
一九三〇	二九、五七五	一、三三六	一、二九	一〇七	六〇七
一九三一	二九、九六一	一、三六七	一、二九	一〇七	六三一
一九三二(大同)	三〇、九三〇	一、三九二	一、二九	一〇七	六三一
一九三三(大同)	三一、二八八	一、四〇〇	一、二九	一〇七	六三一
一九三四(康徳)	三三、三六七	一、四八五	一、二九	一〇七	六三一
一九三五(康徳)	三三、八三三	一、四九二	一、二九	一〇七	六三一

(備考) 勾配ノ緩急ハ増加率(減少率)ノ多少ヲ示ス(滿洲國國勢グラフ康徳四年版ニヨル)

從て滿洲國に於ける人口統計上の増加は次の三つの要素からなるものである。

- (一) 自然増加(出生数の死亡数超過)
- (二) 社會増加(入滿者数の出滿者数超過)
- (三) 發見増加(調査の徹底に伴ふ人口未調査部分の發見)

この三六、九四九、九七二人(康德四年末現在)の中漢民族は實に三五、五三三、七三一人即ち總人口の九六・二%を占め朝鮮人は九三二、四五九人(〇・三%)、内地人は四一一、七五九人(〇・〇一%)其他は六五・一三九人になつてゐる。

第二表 人口増加率(人口千ニ付)

康德五年

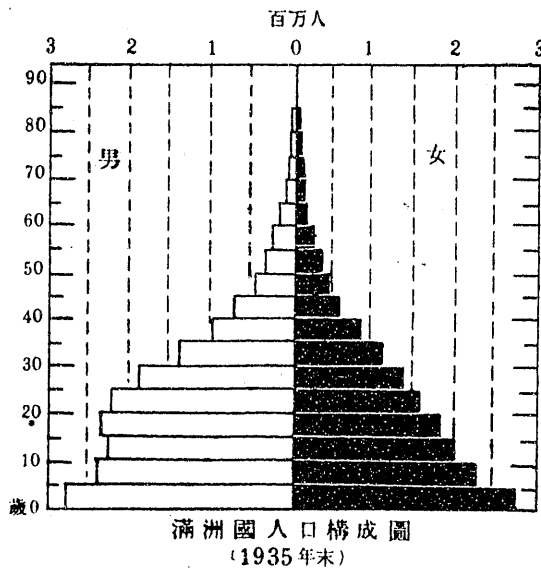
民族及男 女別	增加率	調査ノ徹底 = 伴フ發見		往自 增加率	然 出生率	死亡 率
		增加率	增加率			
總數	四五	三六	三	五	一六	一一
女	四二	三三	四	五	一六	一一
男	四八	四〇	二	五	一七	一一
滿人	四〇	三三	一	五	一六	一一
女	三七	三〇	二	五	一六	一一
男	四四	三八	一	五	一六	一一
日本	二四八	一五四	七九	一四	二三	九
女	二九七	一七四	一〇八	一五	二四	九
男	一八六	一三〇	四二	一三	二二	九
朝鮮人	一三三	八五	三八	一〇	二九	一八
女	一三一	八一	三八	一一	二九	一八
男	一三六	八九	三八	九	二八	一八
其他	九	一	一一	〇	一七	一七
女	九	〇	一一	一	一九	一八
男	九	三	一三	〇	一七	一七

註 △印ハ減

『滿洲に於ける移動人口ノ勞働力としての苦力』 其の一

而して滿洲國の人口構成年齢および性別構成を見るならば青年男子が甚だしく超過してゐる。これは云ふまでもなく、都市對農村の人口構成に見られると同じく生産年齢の青年が多數流入してゐることを示すものであつて滿洲に於ける人口構成に於て移民が重要な部分をなすことを明示するのである。人口の男女年齢別構成は一國の社會狀態、經濟狀態乃至生産力、消費力の大小、方向を示す指針をなすものであつて、正常な場合には低年齢層が最も多く年齢の増加に従つて漸減して行くピラミッド型を呈するものであるが、米國、および滿洲國の如き移民國に於ては青壯年の男性移民が人口に加入するため年齢階級別構成に於てピラミッドの男性中央附近の側面が膨らんでゐるのである。

第三表



	總數	0-14歲	15-49歲	50-59歲	60歲以上
滿洲國	千入 18,708	千入 7,624	千入 10,053	千入 622	千入 407
男	18,708	7,624	10,053	622	407
女	15,492	7,039	7,513	539	399

更に人口増加の速度の問題が一國の經濟的・政治的・社會的重要な素をなすことは云ふまでもない。植民地域に於ける此の速度は形式的には二つの要因——人口の自然増加(出生の死亡超過)と社會増加(來住者の來往者超過)の急激な發達によつて決定されるが、それを推進せしめる原動力は社會増加の部分に作用するところの外部から與へられる。人口の社會的膨脹の強度は通常本國と植民地との經濟的比重度および經濟外的諸條件によつて決定されるものであつてその具體的形態は人口過剩、自然的災害、開拓精神、宗教關係、企業欲等であるが、その速度は國防的・經濟的基礎手段としての植民の必要度の強さによつて規定されるものである。

殊に植民さるべき地域が鐵道、汽船其他の交通機關によつて容易に移民出地及び商品市場と連絡される場合、勞力集約經濟を根幹とする民族はかかる地域の最も急速なる征服者となるであらう。

そしてそこには彼等の母國と多少異なつたところの精神上並に生活上の實態、様式を築きあげるであらう。

民族的露雜性 云ふまでもなく滿洲國の人口構成に於て現在壓倒的な數量上の勢力を占めてゐるものは漢民族であるが、併し彼等は本來滿洲の原住民ではなかつた。

考古學的調査によればシベリヤ、蒙古、滿洲の諸地方に互つて舊石器時代の遺物、遺跡が相當數發見されてゐるので舊石器時代に滿洲に人類が棲息してゐたことは推定せらるるのであるがこれらの古住民が如何なる人種系統に屬したものであるかは今尙ほ明かにされてゐない。支那の書籍に現はれる限りの最古の滿洲住民は舊蒙古地帯に居住したと考へられる肅慎族であり、更に當時北滿一帯に居住してゐた穢族であつて、その活躍年代は周代初期、西紀前一〇五〇年頃であつた。其後貊族、箕子族、山戎族、

挹婁族、扶餘族、高句麗族、勿吉族、靺鞨族、室韋族、女真族、東胡族、匈奴族、鮮卑族、烏桓族、慕容族、宇文族、乞伏族、秃髮族、拓跋族、庫莫奚族、地豆子族、柔然族、蠕口族、契丹族、韃靼族、蒙古族等の名稱をもつて呼れた諸種族が陸續と滿蒙に出現した。まことに滿洲の歴史は民族鬭争の歴史である。これらの人種系統はツングース、トルコ、蒙古およびその混血部族であると考へられてゐる。

而して彼等の生活様式と生産形態は遊牧であつた。この原住民たる滿洲族と蒙古族は農耕に對する技能を殆んど持たないのである。従つて土地に深く根を下して定着することが出来ず、遂にその勇武なるにも拘らず近代になつて新に侵入してきた農耕民たる漢民族の土地定着性の強さと人口量によつて邊境の地に壓迫されてしまつた。

漢民族が如何に強い執着性を大地に持つてゐるかは次のヤシュノフの言葉によつても知ることが出来るであらう。

「現代支那の農民社會は、著しい程度に、農業人口過剩の條件下に完成された過去四千年の農業文化の所産である。此の間農民の腦裡に最も鞏固に根ざした土地自有的意識こそは恐らく此の人口過剩條件の悠久的作用の最も特異な表現である。

一體に土地に對する渴望は農民にとつては一般的思向であり、ロシア農民さへも之れに對して獨自の執着を示すのであるが、支那の土地所有農民若くは永小作人に至つては、その所有若しくは利益圈内に在る一塊の土との相關々係に更に強烈な感情を抱いてゐる。彼等は永年の艱難、多難の勞働の蓄積を之が爲めに投じ、其の得たる猫額の地片に自己の全生活を——郷土を、凡ゆる過去と未來を、父祖と後裔を——具象し、住家に對すると同じく全幅の愛を以て其の整備に當る。彼等は極度の窮乏に當面せざる限りロシア農民とは全く反對に、一度握つた土地——其處には支那民族にとつて最も尊崇すべき父祖の墓がある——を手放さない。無論歐洲の農民も土地所有に對しては、可成強い執着を表明するが、支那人の此の執着はより根深深くより強烈に顯現される。植民に關する限りに於て斯かる執着

は一面土地所有の移動を阻んで植民そのものを緩慢ならしむる要因たり得るが、他面亦植民に對して異常の鞏固性を賦與する事は確かである。蓋し來往者は急遽且つ堅實に彼の新郷土に墾殖するからである。(ヤシユノフ著南滿洲鐵道株式會社總務部調査課編「支那農民の北滿植民と其の前途」二七頁)

かくして滿洲の旱田農業は支那移民によつて始められ、滿洲の水田は鮮人移民によつて始められ、滿洲の近代産業はロシア人次に日本内地人によつて始められた。滿洲の經濟及び人口はこれら渡來民族によつて構成されてゐるが故に、滿洲國は民族移民の生活共同態だといひ得るのである。今滿洲國の住民を構成してゐる諸民族を種族系統によつて分類すれば次の如くである。

- 一、北方蒙古利亞種
 - 1 大和民族…日本内地人
 - 2 高麗族…朝鮮人
 - 3 ツングース系
 - (シベリヤ・ツングース)…オロチョン族
 - 北方ツングース系…シポ族
 - (滿洲ツングース)…キョロ族
 - 南方ツングース系…マネラ族
 - ソロノ族
 - 4 蒙古系
 - ハルハ族
 - ブリヤト族
 - バルガシ族
 - チブチ族
 - オレト族
 - 5 トルコ系
 - タギル族
 - キルギス族
 - イルガシ族
 - ヤクート族
 - 同サツコ族
 - コサツコ族
 - 6 古シベリヤ系…ギリヤーク族

『滿洲に於ける移動人口—勞働力としての苦力』 其の一

- 二、南方蒙古利亞種
 - 7 苗族(雲南人)…站丁
 - 8 漢族…
 一般漢族
 水師營
- 三、海洋蒙古利亞種
 - 9 マレヨ・ポリネシヤ系…フィリッピン人

- 四、高麗種
 - 10 亞細亞高麗系…印度人
 - 11 アルブス系…スラブ人
 - 12 セム系…ユダヤ人

註 その他極めて少數の在留歐米人がゐる。滿洲國政府の人口統計においてはかかる繁雜なる種族的又は傳統的名稱を用ひず民族分類を次の如くしてゐる。

- (イ) 滿洲人(漢民族、滿洲族、蒙古族、回族、その他)
- (ロ) 日本人(日本人、朝鮮人)
- (ハ) 歐米人(蘇聯、波蘭、米、英、獨、佛、伊、その他)
- (ニ) 無國籍人

第四表 民族又は國籍別人口統計

國籍	康徳二年末	康徳三年末
舊民政部關係		
漢民族	二五、八〇七、四五八	二七、八一、六八四
滿洲族	五、六五四、七五〇	四、六三〇、五二三
蒙古族	三四九、五二三	四九二、九三三
回族	二二二、〇七四	一七四、九八〇
その他	四一、九二四	八、一六九
朝鮮人	一一〇、七八八	六一、一一〇
日本人	七三九、三五三	八一六、九九七
その他	三	三七

蘇聯邦	九、六二五	七、九六九
波蘭	一、二八〇	一、五〇七
英吉利	三七六	三八三
亞米利加	一八五	一六六
獨逸	三七一	三五一
佛蘭西	二二二	一六七
伊太利	四五	四〇三
その他	一、五九五	一、〇七六
無國籍	四二、三四一	四〇、三二五
舊蒙政部關係		
滿漢族	七一四、六九七	七四四、二五七
蒙古族	四七七、一二六	四九五、七七二
日本	六、〇〇一	七、三七六
朝鮮	三、一六五	二、六四〇
白系ロシア人	一四、八一六	一七、四六七
蘇聯人	一、二五九	八九七
その他	三八七	二八七

(滿洲國事情案内所編 滿洲國の現住民族(二二頁))

漢民族植民の遲滯性

滿洲國が今尚ほ稀少な人口密度を持つてゐるのは清朝の所謂滿洲封禁の結果であつて、若しこの制がなかつたならば滿洲は遙か以前に人口飽和の状態に到つてゐたであらうとの説が一般に信ぜられてゐる。然しこれは滿洲封禁の効果および漢民族の國外發展性を過大に評價してゐるものであつて後述する如く漢民族滿洲移住の端初は遠く紀元前に開かれてゐるにも拘らず極く最近まで其の植民活動の停滯性と遲延性が憂慮され、一方臺灣、海南島等が最近まで開拓されなかつた事實を省みると「北滿農民は移住の所産に非ずして彼等の利用可能の地表に溢るゝ五億の民の分産の所産である。土地の私有權を享有し、勞働集約的農業形

態を習性とする支那農民は母國を去つて僻遠荒蕪の開拓に當り得るものではない。彼等は市場と母國の凡有る社會的經濟的生活との緊密な關聯を條件としてのみ移住を考慮する」と云ふヤシノフの言の正當なるを信ずるものである。

「支那農民の滿洲克服の過程を理解し其の將來をトせんとする者は、先づ彼等の移住の諸特性に通ぜねばならない。蓋し之れを歐洲人特にロシア人の所謂イミグレーションと比較する場合、可成り甚しい相違を示すが故である。支那本土の農業上異常に望ましい氣象的、土壤的諸條件は古來第一に同國經濟の農業性を決定し、第二に其の相對的人口過剩を必然ならしめた。恐らく數千年前に既に支那では、人間勞働こそ最も安價なエレメントであつたのである。此の二つの事情が、この地に農業以外の經濟の廣汎なる發達並に勞働力の不足を必然的前提とする技術的進歩の地盤を發見せしめなかつたものと見なければならぬ。即ち支那は純然たる勞働集約經營の上に成立した農業國であり、支那の農民社會は從つて、數十世紀に亙り最大量の勞働と最少量の資本(役畜及び用具)を適用して最大量の生産を一定耕作單位から獲得する習性と能力を培つたのである。

支那農民の北滿進出は、強制的軍事移民及び流刑者を除外するならば茲百年以來の現象たるに反し、コサツク及びロシア商人のアムールに姿を現はしたのは既に十九世紀の中葉に屬し、十八世紀中期に至つては政府も其の(サバイカル)植民に援助を惜しまなかつたのである。然るに支那人の北滿來住は緩かなる如く十九世紀後半まで殆んど禁止的狀態にあり、更に其後の緩慢なるテンポにも拘らず、遂に斷然ロシア農民の極東植民を凌駕し、今や北滿南域の人口は全適耕地を征服し了せんとし最早植民の對象たる可き可耕地枯渴の實情に到達した。即ち同域は今や夫れ自體の過剩人口をより北邊の開拓に送りつゝある。

乍然此の事實を目して前に吾々が支那農民の植民的素質を低く評價せる事實に矛盾すると斷ずる者ありとせば、夫れは皮相の見解である。數千年の内支那農民が北支を去る恰もモスクワ―ベルミ若くはウヤトカの距離に北滿を有して居たにも拘らず、四半世紀前迄は僅かにその南部及び中部の一部を開拓したに過ぎなかつたと云ふ歴史的事實は依然として彼等の植民的素質の低度であることの實證であ

る。滿洲の植民は東支鐵道が此の領域を最短鐵道によつて支那本國及び海洋（即ち勞働市場及び商品市場）と連結するに及んで漸く鞏固なる地盤を獲得し、驚異的テンポの發展を遂ぐるに至つたものである。（ヤシノフ著、前掲書、四三頁、一八頁）

このことはまた一般華僑に就いても云はれる。彼等の海外發展は歐米人渡來以後であり而もその端初は多く奴隸として歐米人によつて強制的に勞力不足の土地に移植させられたのであつた。かくして彼等は自分の意志に基づかずして海外に於て發展することゝなつた。従つて彼等の海外發展は開拓精神、探險精神又は文化的生活水準の向上と云ふやうな高邁な精神に基づくに非ずして、最初は奴隸として次にはその土地及び原住民の寄生的存在として、歐米人の建設した交通機關及び商品市場勞働市場を利用しつゝ肥大して得たのである。かくして僑務委員會の發表によれば一九三五年に七百八十萬の華僑が全世界に散在してゐるのである。（李長傳著「中國殖民史」二〇頁）

古代滿洲の土地關係 史實に基づく限り漢族が滿洲に確實に勢力を扶植したのは北京地方に本據を構へてゐた燕が西曆紀元三一年其の將軍秦開をして遼河平原から鴨綠江にかけて遠征せしめたのが最初である。次いで秦の始皇帝が築いた萬里の長城は其の東邊が今の熱河省を中斷し遠く遼陽、鴨綠江方面にまで及んだとも云はれ、更に漢の武帝は匈奴を外蒙に逐ひ、東は北朝鮮を併せたと傳へられてゐる。然るに其後烏桓部族、匈奴、高句麗、鮮卑、契丹等の諸部族が活動を始め逆に支那本部内地を脅す様になつてから滿洲に於ける漢民族の勢力は全く失墜してしまつた。この漢民族の滿洲復歸は従つて政治的、軍事的滿洲侵略と云ふ歴史的事實に過ぎないものであつて民族的、經濟的移民ではなかつた。（武居郷二「滿洲に於ける漢民族移動の史的考察」勞士協會報第二卷五號一二頁）

『滿洲に於ける移動人口—勞働力としての苦力』 其の一

近代的移殖史は明代からである。當時は滿蒙の大部分支那から全然獨立に存在して居た。其の南東部を滿洲族が、西部を蒙古族が、北部をツングース族が占めてゐた。今日開原、鐵嶺地方農村に残る古碑の文面を見ても領治又は康熙初年の移住を立證するものは殆んど見當らないのである。橘樸氏によれば移住運動の繼續した流れが起つたのは、大體（清朝）康熙の末葉からであると推定される。この推定は又農村の寺廟にある古碑からも認められるところである。南滿洲に流入した移民の本據は主として直隸省の永平府及び山東省の萊州・登州・青州の三府であつた。直隸人は多く遼西を選んで、山東人は多く遼河及びその支流沿岸を樞軸した山東移民の流れは、西は直隸移民の流れに突當つて止まり、東は千山山脈に支えられた。

滿洲開墾史の初期に起つた前記の如き趨勢はその影響を約二百年後の今日に残し、北は開原、東は千山山脈の裾野を縁邊とする地方が、今日所謂人口飽和状態を示すところの範圍である。（支那社會研究」一一三頁）

清朝の漢民族入滿に對してとつた政策を時代的に區分すると、清初から康熙七年（一六六八年）に至る移民獎勵時代、康熙七年から同治元年（一八六二年）に至る封禁時代及び同治元年か清末、民初に至る土地開放と移民獎勵時代の三期に大別することが出来る。本來清朝時代の滿洲の土地は清室の宮莊、皇族に賜給された王公莊園、旗人に發給せられた旗地及び清初より旗内の統治權を認められた蒙古王公の所有地たる蒙地及び人煙稀な無主の荒地からなつてゐる。斯くして前清時代の農業體制は半封建的な民地に封建的身分制土地としての諸宮莊並に王公莊園、旗地及び蒙地とこの三部構造を廻つて各地に散在する圍場（狩獵地）、牧廠地、葦塘地（葦の叢生地）等の國有地と村落統有地との基礎の上に立つてゐた。

然るに乾隆—嘉慶の頃より行はれ始めた北支の流民と、之に伴つて侵入

して來た商業、高利貸資本は舊體制を次第に侵蝕し、更に日清戰爭を契機して急激な變革を來した。即ち山東地方を中心とする北支農村よりの流民は恰も民族移動の如き勢ひで滿蒙に流れ込み、王公、旗人或は民人の許に小作人として或は無主の荒地を私墾する零細な小作農として蟻の如く土地を耕して行つた。

而してこの農民の大部分を占めてゐるものが所謂山東農民であつて、彼等はその東北流亡に當つて、本土に於て行つてゐたところの先資本主義的・半農奴制的諸關係即ち後れた農業技術、生活様式、土地關係、剩餘生産物の流通關係、經營諸形態並に極度に低い欲望水準および乞食的勞賃を滿洲に持ち込んだのである。「山東から入つて來た流民は、目的地に到達すると、そこに先づ窩棚といふ小屋を建造した。此等の窩棚を中心にやがて同姓同族のものが集つて一つの部落を形成するに至るが、この部落形成の後を追つて、直隸人の商店が入り込んで來た。之等のものは支那本土に鞏固なる本店を有する商店の一支脈であつたのであるが、滿洲に來るとまづ最初には雜貨商の形をとつた。」(大上末廣氏「清朝時代に於ける滿洲の農業關係」二九頁)

彼等の後を追ふて支那本土の高利貸、商業資本は先づ雜貨商として、次いで農民の金融機關として扁蝨のやうに喰ひついた。斯くして滿洲の農産物は急速に商品化し、貨幣の流通が促進されたのであるが、此の商品貨幣經濟の侵透は王公、旗人、民人或は蒙古王公の貨幣的支出を増大せしめ、彼等を財政的窮乏に陥れたのである。扁蝨達は債務に悩む王公、旗人達より旗地を入農して土地の實權を握るに至つた。清朝は屢、旗地の典賣を禁じたのであるが、遂には之を默認せざるを得なかつた。同様の過程は蒙古王公地にも行はれ、土地開放即ち拂下をなし、漢人農民に耕作せしめ、彼等に土地の永租權を與へたのである。また無主の荒地を私墾した漢人達も漸次實質的に所有權を獲得するに至つた。かくして光緒六年(一八八〇年)

清朝が辦法三種を規定して移民の獎勵をなし、其の後は同八年の寧古塔に於ける軍墾。民國十七年(一九二八年)以後に於ける興安屯墾軍等の軍墾は次第に民人の開拓を促し、民國十九年に及んで移民墾荒大綱十二條により支那各省の災民の入滿を試したのである。(「滿洲の土地事情」二九頁)

難民救濟の施設 今民國時代になつてから國民政府が如何に滿洲の開拓に努力したかを滿鐵の調査に見やう。(滿鐵太平洋問題調査準備會「滿洲に於ける支那移民に關する數的研究」二二頁)

本來滿洲の廣袤は交通の不便、匪賊の跳梁等種々の障害により人口の分布今日に至るも尙邊境に及ばざるが如き状態に在り、早くより移民の招致を必要としたことは論を俟たない。隨て清朝順治年間(一六四四—一六六二)に於ける遼東招民令初め墾殖實邊の政策は幾度び之を見たかを知らないが、移民招致に關する永久的施設として今日まで繼續せるものは認め得られないし、又臨時的保護救濟施設が移民に對し如何に作用し何の程度の實績を擧げたかも不明である。

依つて以下簡述するところのものは主として一九二七年以降に於ける難民の救濟及移民招致に關する官民の態度及施設に就てある。避難民の救濟援助に就て示した商會、農會、同鄉團體の眞劍なる態度は驚歎に値するものがあつたと同時に、東三省當局の難民招致に關する計畫及活動も移出地との協定の下に次第に組織化せる傾向が窺はれる。

1 山東省 民國十六年に勃發したる動亂に際し、最も被害甚しかつた地方は山東省西南部にして、全省を見舞つた天災の被害と相俟つて、避難民の救濟は緊急を要することであつたが、動亂最中は勿論のこと、北伐完成後に於ても山東の各地は治安容易に恢復せず慈善團體の活躍も思ふ様に行かなかつたと云つて差支へない、其の主たるもの二三に就いて列記すれば次の如くである。

イ、平糶總處 民國十六年十月省當局に依り設置され、省内の各慈善團體(世界紅十字會、華洋義賑會、山東分會、悟善社、同善社、棲流所、萬國紅十字山東支部)を糾合し、協議に依り、飢民粥廠、無料診察處、平糶處、因利局、庇寒所等の如き救濟機關を設けて罹災民の救濟に盡力したる外、避難民に對し滿洲出稼移住を慫慂し、膠濟鐵路に小工車の運轉を要求するとか、豫

め吉黒兩省の當局に打電して罹災民到着後の土地家屋に就て依頼する等、罹災民を滿洲に移住せしむべく盡力するところがあつた。

口、山東賑務辦事處 同處は移民簡則を設定し民國十八年初て山東省官民の請求に應じて罹災民救済の爲、東三省より北寧線に依り輸送された食糧の歸り空軍に罹災民を搭乗せしめたる外、別に難民招待所を設置し、出關罹災民中旅費に缺乏し、食宿に困窮せる者に對し、沿道主要地點に蒲棚（アンペラ小屋）粥廠及沸湯を準備し難民の食宿と備へ、一方東北各省に對し出關後の生活安定に就いて援助方を依頼する等罹災民の救済及滿洲移住に就て極力奔走した。

此の他北伐完成後國民政府に依り直魯賑災委員會組織條例の公布を見たが、移民に對し何れだけの貢獻を爲したかは詳かでない。

2 河南省 河南省罹災民の東北移住は一九二八年五月末からであつて、其の移住の原因は、連年の天災に加へ同地方を中心として、山西軍及西北軍の聯合と國民政府と衝突したるが爲であつて、其の移住は、専ら旅北河南賑災會が郷里と移住地との間に介在して八方奔走せることに依り實現せるものである。其の結果民國十九年には吉林省の如き特に河南省難民招待辦法を制定を見るに至つた。

3 浙江省 浙江省に於ては昭和四年空前の水害に遭遇せるの結果、飢民救済策として北滿一帯に移民計畫を立て同省政府民政廳に於て浙江省東北移民墾荒規則、浙江省移民輸送辦法が制定せられ、滿洲移住が慫慂された。

滿洲では一九二六年移民が稍々増加する傾向を呈した關係上當局に於ては移民局設置計畫を見たが、何等具體化したる模様なく、其の後移民の激増に依り、救済救助の必要に迫られ、一九二八年四月東三省賑務局の設立案があり、續いて墾民旅行社の設立計畫があり、最近に於ては又羅文幹を發起人とする拓殖會社の設立計畫が中央に申請される等移民に對する永久的施設の計畫は一再に止まらない。たゞ其の報導が何れも尻切れ蜻蛉に終つてゐるところから想像するに何れも具體化されなかつたのだらうと思惟される。然して移民の救済は通過地の商會、農會及同郷團體等が或は臨機に或は政府の訓令により難民收容所の粥廠の如き臨時施設を設け之に當りたるに過ぎない。

1 遼寧省 遼寧省は開發最も進み大量的移民吸收地帯として殘されてゐるも

のは四洮線一帶と鴨綠江上流沿岸地方のみであると謂つて差支へない。隨て難民の北行途上に於て臨時的に救済施設が置かれた以外に、省當局の移民招致方針は一九三〇年遼寧省移民墾荒大綱の制定を見る迄は見ざるべきものがない様である。右移民墾荒大綱は先づ第一條に關内罹災民を收容の上荒蕪地開墾に従事せしむるの目的たることを明かにし、第二條に規定適用の範圍、第三條は規定の恩恵を受くべき資格、第四條以降は移住民の受くべき恩點及關係各箇所の罹災民、取扱上の注意を夫ぞれ規定せるものである。隨て今後慈善團體、救済機關の活動は實際は兎角形式上本規定によつて統制される譯である。

次に手許に在る資料のみで最近遼寧省に於ける移住難民に對する保護救済に關する章程及施設を參考の爲め列記しておくが、支那に於ける法律は、其實施效果と甚しき隔りのあること、この場合に於ても例外をなすものではない。

移民招致救済に關する章程

- 民一六、二 贈榆縣修正續行招墾辦法簡章
- 一七、二 柳河縣救濟難民收容所簡章
- 一七、二 安東直魯難民救濟收容辦法
- 一七、二 遼寧縣收容直魯難民辦法
- 一七、二 鎮東縣直魯難民救濟收容所辦法
- 一七、二 雙山縣擴充極救直魯難民辦法
- 一七、三 開通縣直魯難民救濟收容所簡章
- 一七、三 奉天省城臨時難民救濟收容所簡章
- 一八、一 東北籌賑會賑務獎勵章程
- 一九、一 遼北荒務局組織章程
- 一九、二 遼寧省移民墾荒大綱

移民招致救済に關する施設

年 月	場 所
民一六、四	開原 避難民食宿所設置
民一六、四	奉天 省城及附屬地各收容所設置
民一六、四	同 總商會内に奉天臨時難民救濟會添設
民一六、五	鐵嶺 鐵嶺難民救濟所設置

民一六、五 奉天 東北四省聯合し難民救濟を目的とする慈善聯合會

組織

民一六、六 四平街 臨時直魯難民救濟會を四平街商務會内に設置

民一六、六 洮南 難民招待所及四洮、洮昂兩驛前に粥廠設置

民一七、二 安東 安東遼難民收容所設置

民一七、四 營口 山東苦力收容所設置

民一七、四 奉天 奉天救濟直魯難民總事務所設立

民一七、五 通遼 難民收容所設置

民一七、七 海龍 難民收容所設置

民一七、七 北山城子 難民收容所設置

民一七、七 朝陽鎮 難民收容所設置

民一八、四 安東 公安局と總商會の協議を経たる救濟難民辦法により救濟難民所を設置

民一八、七 通遼 世界紅十字東北救濟會難民輸送會第四組成立

東北年鑑(民國二十年)に依る。

名	稱	所在地	設立年月	事業概要	經費
紅十字會	瀋陽分會	省城	民國十五年	施粥、棉衣、會費及慈善出境難民輸送家の捐助	

2 吉林省 吉林省は一九二七年直魯難民の殺到に際し、難民の招致及救濟に最も熱心であつた。随つて同年四月先づ難民救濟辦法が制定せられ、續いて難民救濟所辦法、安撫外來難民辦法が發布せられて、各救濟機關も右辦法に基づき設立されたるもので、主として商務會、同郷團體、其の他の慈善團體の協議に依るものであつた。然して該辦法に依れば一定の目的無きものは依蘭道に收容

することを記載され、吉長、濱江兩道は難民を依蘭道に送致せんが爲に救濟助力すべきことが規定され、吉長道尹は省政府の訓令に基き長春城内商務會及附屬地商務會と商議し長春驛附近に施飯所を設け、一方東支鐵道に對し四等車増結を請願し難民の輸送を円滑にせむことを斡旋し、濱江道にあつて哈爾濱に難民指導所を設置せられ、哈爾濱驛に下車した移民中直に東部線又は西部線に行く者に對しては乗換に便を計り、一時哈爾濱に留る者に就いては難民暫棲處、指定難民宿泊處に導き、今後の方針其他に付き指導する等主として移民の救濟援助

に務めた。斯くて當時移住民を最も多數に包容したるは依蘭道にして、依蘭道には同年五月特に依蘭道區招墾簡章が制定せられ、濱江縣城に招墾處を暫設し各縣城に墾戶招待所を、主要村落に招待分所を設置して移民吸収に務むる一移方、民定著後の生活に對しても世話するところがあつた。
今吉林省には引續き後記の如く移民に對する招致救濟辦法及施設を見たが、一九二九年下半年期東支鐵道を廻ぐる露支衝突問題以來、依蘭道方面は移民到來數激減し、民國十九年五月東北政務委員會の指令に基ける吉林省臨時招待河南省難民辦法に於ては依蘭道は除外されてゐる。
次に參考の爲民國十六年後の難民の招致、救濟に關する章程及施設を列記して置く。

難民の招致救濟に關する章程

民一六、三 吉林省救濟難民辦法

民一六、三 吉林省難民救濟所辦法

民一六、四 吉林省安撫外來難民辦法

民一六、五 吉林省依蘭道區招墾簡章

民一八、一 蒙江縣撫恤遠來小戶及被難窮黎辦法

同 二 吉林省東北各縣招墾章程

同 五 運送墾荒難民暫行章程

同 一九、二 安插難民辦法

同 四 移民護照辦法

同 五 吉林省臨時招待河南省難民辦法

移民招致救濟に關する施設

年 月 所在地 名

民一六、四 吉林省城 山東同郷會に臨時辦公所を設置し難民收容所二箇所を設く

民一六、五 哈爾濱 救濟難民辦法に依り濱江道難民指導所及難民收容所設置

民一六、五 哈爾濱 難民暫棲處(指定難民宿泊所)設置

民一六、五 哈爾濱 濱江難民救濟會設置

- 民一六、五 三 姓 依蘭道區招墾章程に依り招墾局を設置
- 民一六、五 長 春 吉林省難民救濟辦法に依り、長春難民指導所及收容所設置
- 民一七、五 敦 化 山東同鄉會、商會、農會の協議により避難民收容及粥廠設置

東北年鑑(民國二十年)より

名 稱	所在地	成立年月	職員員數	事業概要	經費
世界紅十字會吉林分會粥廠	省城	民一七、一〇 (一九二八)	五一	毎年十月一翌年三月 專ラ難民ヲ目的地へ 輸送センガ爲ニ粥及 棉衣ヲ施ス	義捐金募集
難民臨時收容所	省城	民一八、四	五	外來難民ニ對スル食 宿ノ供給	半分ヲ官分ノ補助ニ仰ギ半分ヲ會員ヨリ義捐金ヲ募集ス

難民收容指導所	穆稜縣城	民一六	三	通過難民ノ招待	地方農商擔任
難民收容指導所	下城子鎮	民一六	三	通過難民ノ招待	地方農商擔任
難民收容指導所	馬橋河鎮	民一六	三	通過難民ノ招待	地方農商擔任
難民收容指導所	梨樹溝鎮	民一六	三	通過難民ノ招待	地方農商擔任
難民招待所	依蘭縣省	民一四	三	通過難民ノ招待	地方農商擔任

3 黑龍江省 一九二七年移民激増當時に於ける黑龍江省は移民の招致難民の救済に關し吉林省程熱心且つ周到ではなかつたと云へるが猶同年三月黑龍江省各屬招墾章程が實施され續いて四月一日に黑江河道移民案が計畫實施され九月には同區移民簡章が制定せらるゝ等相當難民招致に力を盡せることが明白に判る。勿論兩者共未開墾地を有する邊境各縣に對し招墾の辦理方法を記載したるものに過ぎないが、一九二九年露支衝突問題に前後して殺到せる河南省災民は吉林省依蘭道方面の移住迴避せられたるを以て、自ら黑龍江省及興安屯墾區に收容せらるゝこととなり、同省政府は旅平河南賑災會の請求に應じ、同年十月江省安置難民辦法を制定し、翌年四月には江省核定安插河南省難民辦法を規定し、商務會其の他の慈善團體との協力により救済招致に奔走するところがあつた。

『滿洲に於ける移動人口ニ勞働力としての苦力』 其の一

次に民國十六年以後に於ける救済招致に關する章程及施設を參考の爲に掲げて置く。

移民救済招致に關する章程。

- 民一六、三 黑龍江省各屬招墾章程
 - 民一六、九 黑河道移民簡章
 - 民一七、九 黑龍江省沿邊各屬荒地墾試辦章程
 - 民一八、一〇 黑龍江省安置災民辦法
 - 民一九、四 黑龍江省核定安插河南省難民辦法
 - 民一九、一二 黑龍江省腹部各縣民荒搶墾章程
- 移民招致救済に關する施設
- 東北年鑑(民國二十年)

黑龍江省	所在地	設立年月	職員員數	事業概要	經費
黑龍江省東北籌賑會	民政廳院內	民一七、三	一〇	各省ヨリノ難民ヲ救済ス	義捐金ノ募集ニヨル
中心慈善會	省城隍廟內	民一九、三	七	難民救済	同
五教道德院	省城	民一八、二	五	難民救済	職員自身ノ捐金ニヨル
紅十字會	省城	民一七、七	八	難民救済	同
陝災賑濟會	省城	民一九、六	一二	難民救済	職員勸募
安達縣棲流所	安達縣城	民一五、三		難民收容	地方農民ノ穀物義捐
克山阿棲流所	克山縣城	民一六、二		難民收容	捐

4 興安屯墾區 民國十七年十一月設置された興安屯墾公署は支那本部難民を收容しつゝ着々荒蕪地の開拓に實績を挙げつゝあるが、勿論自區にあつても東北政務委員會の提案に基き移民辦法が制定せられ、洮安には移民事務所を設置し、當必要地點には移民事務所を設けて招墾に極力奔走しつゝある。

既述の如き大量の滿蒙移住に對し、滿鐵は特別三等列車を任立て、出隊移民に便したる外、大連山東同鄉會等の請求に應じ昭和二年四月より三年三月に至る如きは六十歳以上の老人、十二歳以下の小兒に對し無賃乗車の恩恵を附與したが、東支鐵道に於ても之と類似の難民輸送辦法が構じられた。之に對し支那側に在つ

ては、漢民族の滿蒙移住運動は遼境開發に必要な勞力を提供し、外人勢力の排除に貢獻あるものとして、各省當局は擧つて既述の如き救濟辦法を構したると同時に支那側各鐵道に對しても難民輸送に便宜を計ることを恣意するところがあつた。然してそれ等の辦法が常に何れも臨時的であつたことは移民の性質上已むを得ない。

民國十六年五月先づ洮昂鐵路が開墾農民に對し原籍縣知事發給の墾民執照を所持しざれば普通賃金の五割引にて、三等代用車に乗せしめ七歳以下の小兒は無賃として難民の北行に便するところがあつたが、翌年三月には遼寧省擴充拯救直魯難民辦法に依り奉海、洮昂兩鐵路は男女老幼を問はず、無賃にて輸送するといふ破格の便宜が與へられた。然して民國十九年に至るや排外熱高潮し、滿鐵線を經濟的に封鎖せんとして支那側鐵道の統制が成ると共に、難民に對しても北寧、四洮、洮昂、齊克四路聯運移民暫行辦法が制定せられた。前年度以降移民の定著地が變化し東支西部線方面に多數吸收せられたるに鑑み、右四線の聯絡輸送は少からず難民に便宜を與へ、其の目的をも或程度迄達成したかに思はれる。其の内容の主眼たる第三條は次の如くである。

關内各省人民ニシテ開墾ノ爲四洮、洮昂、齊克鐵道各驛ニ赴カムトスルモノニハ北寧線關内各聯絡運輸驛ヨリ移民減價優待券又ハ無賃乘車券ヲ發賣又ハ發給ス、但シ成年男女ニハ移民減價優待券ノミヲ發賣シ男子券ハ三等乘車ノ賃三掛(七割引)トナシ女子券ハ三等乘車ノ賃一掛半(八割五分引)トシ其ノ他總テノ附加稅ヲ免除シ十二歳未滿ノ兒童及六十歳以上ノ老人ニハ總テ移民無賃乘車券ヲ發給ス

然して民國二十年に至り、荒蕪地開拓農民に對して四洮、齊克鐵路の如き、單獨の規定が公布せられてゐるに見ると四路聯運暫行辦法は民國十九年限り廢棄されたのではないかと想像される。

猶參考の爲民國十六年以後各鐵道の難民に對して爲せる特別取扱を列記すると次の如くである。

公布年月	名	稱
民國一六、五	洮昂鐵路運送墾荒農民減價章程	
民國一七、一	奉海鐵路運輸直魯難民免費辦法	
民國一七、三	洮昂鐵路運輸直魯難民免費辦法	

- 民國一九、四 北寧、四洮、洮昂、齊克四路聯運移民暫行辦法
- 民國一九、六 四洮鐵路運送開墾農民減價章程
- 民國二〇、四 齊克鐵路修正墾荒農民減價章程
- 民國二〇、六 吉敦線墾荒農民減價章程

農民の社會分化

地價の未だ騰貴しなかつた植民第一期時代に土地を買込んだ者は其の轉賣のみでなく、之を賃貸利用し或は雇傭勞働による一部自作に利益を上げたものである。一般原則として此の地域の初期植民時代には、地主の計算によつて建物(居住用及び經營)、井戸、役畜及農具の設備された地區のみが小作され、更に地主は、必要の場合には小作人に種子及食料までも提供したものである。其の結果何等經營資本を有しない小作人若くは極端な場合には勞働者となつて邊地に自治する可能を得、社會的に有力な要素となつた。

支那農民に普通な精勵と節約と更に多收穫により北滿の農業勞働者は概ね急速に小作農の階級に移り、後者は又著しく自作農に變じつゝある。人口の膨脹、地價の高騰と共に、當初の大土地所有は次第に細分され、小作經濟亦漸減して自作小經濟に變じ、人口密度の増大の結果としての雇傭勞働の農業適用も減少しつゝある。かくしてこれらの農業過剩勞働は工業、土木、鑛山等に吸收されることゝなつた。

人口的潮汐 農業勞働者の特殊の雇傭形態として移動農業者即ち出稼勞働がある。滿洲に於ては特にこの季節的雇傭勞働者が重要な地位を占めてゐる。

彼等は一年を周期として滿洲國內に流入し、また流出するところの人口流動的滿潮干潮をくり反してゐるのである。

この出稼勞働者は滿洲の産業に於いて季節的・氣候的規定の比重が特に

大なることに基づくものであつて、これは一の地域から他の地域への移動を迅早、簡易ならしめる交通機關の整備によつて始めて實現され得るものである。

例へば東支鐵道の開通は唯に此の地來住者の流を數倍も旺盛にしたばかりでなく、彼等の社會組織の變革をすら結果したのである。即ちそれ以前の此地來住者は殆んど専ら歸郷を豫定しない家族持ちで、買地若くは借地に居住を定めたものであるが、日露戰爭後の移民群は愈、益、こゝに職を求めて至る多數獨身者をも包含する出隊移民の形態をとるに至つた。廣汎なる市場を目安に急激に北滿に發達した穀物生産は、之れ等獨身者に格好の舞臺を提供し、間もなく労働者の流れは季節的性質を帯びる事となつた。即ち労働者は通常支那正月後(大部分は二月、三月の候最も多く四月に至つて減少する)に發して此所に至り越年の爲め陰曆十一月下旬から十二月中旬までの晩秋歸郷に就くのである。而して彼等の一部は年々こゝに止まつて永農者の數を増加せしめつゝある。

開拓の苦惱性 滿洲の資源は豊富である。然しながら、そこは農業に關する限り決してパラダイスではない。我開拓民の主に活躍してゐる北滿地方は寧ろ逆に滿洲の氣候および土壤の諸條件から云つて耕作に相當の困難を伴ひ、農業經營そのものも著しく消極的性質を帯び農業の商品性は微弱であり而もそこには生存最小限度の勞賃で生活して行く最も貧困な漢族農民層大衆が蝟集してゐるのである。

滿洲農業の特質を指摘すると(イ)滿洲農業の畑作は支那人、水稻は鮮人により開拓された。(ロ)それ故に滿洲農業問題には社會的生產關係の諸問題のうちに複雑な民族問題を内包してゐるし、(ハ)それを土臺にして全人口の八割五分が農業人口であり、(ニ)またその七割が二天地乃至五畝の零畑農であること、(ホ)そして「南滿」では約四割の自作農に約三割の小作農が基本となり、(ヘ)北滿では約四割の小作農と約三割の農業労働者が基本となつて、それに對立して大農經營が發展してゐること、(ト)したがつて「南滿」よりも「北滿」に農産品の商品化が急速に發展してゐること。(チ)滿洲農産品は高度な商品化率により半封建的半農的

『滿洲に於ける移動人口労働力としての苦力』 其の一

諸關係を土臺にして漸次、自然經濟的領域が狭少せしめられてゐるので、(リ)農家負債が巨額となつてゐること。以上の如き結論が得られる。(角田藤三郎「日滿支農業の特質と移民問題」新評論第三卷第四號二四頁)

滿洲の農業移民は乞食的な生存最小限度の要求に甘んじうる北支の難民に於て始めて成功し得るものであつて同じ漢民族でも更に文化及び生活水準の高い浙江省農民の堪へ得るところでなかつた。我々は滿洲開拓に際してこの點を明確に意識してゐなければならぬ。北支に比して文化及び生活水準の高い浙江省農民の滿洲移住は如何にして失敗したか。

一九二七年以來洪水の如く押寄せた支那本部住民の滿洲移住は、遂に支那官民の滿洲に對する態度の覺醒を促し其の結果前述の如く滿洲移住にも漸く組織的色彩の加はらんとする傾向が窺知されるに至つた。ここに敘述せんとするところの浙江省農民の滿洲移住も勿論此の組織化的傾向の一顯現に過ぎないが、最も鮮明に其の態度なるものの本質を看取し得ると同時に、地理的條件及食物、言語、習慣等生活條件の異常なる差異が、其の成否に對し社會的興味を惹き、其の移住が最初から官憲の企劃の下に爲され、自國民の手に據る資源開發と、鮮農驅逐の使命を兼帶せる等、著しく他の計畫と相違するものあるを以て、一應其の經過を特記して置かう。

先づ移住計畫の動機は同省が連年風水蟲害を蒙り、殊に一九二九年夏期に於て見たる數十年來未曾有の洪水被害は、管下四十餘縣に亘り、三十餘萬の罹災農民を算したるが爲に、其の救済の對策として滿洲移住が企劃され、先づ浙江省東北移民墾荒規則の制定を見た。該規則は浙江省農民の滿洲移住を實現するに就いて移住希望者の應募、東北移民委員會の設置、移住適地の選定の爲派遣員三名を滿洲に實地視察せしむること、移民の移送方法、移住到着後の生活、移送數量は當初五千名に限つたが後罹災民巨數なる爲無制限にする等の具體的方法を規定せるものである。

勿論爲政者に於ては彼等を移住せしむることによつて彼上の如き目的を達成せんと、大いなる期待を有したことは明かであつて、滿蒙に於ける日本の勢力を驅

逐せんと專念せる東北各省政府に於ても可及的援助を爲すべく、遼寧省一萬、吉林省五萬、黑龍江省十萬、興安屯墾區五萬合計二十一萬を收容するの計畫を立て、農具、種子、家畜、家屋建築等省政府より一時之を立替へ支給し、食料は紅卍字會より給與する等極めて良好なる條件の下に諒解が成り一方浙江省政府に於ても、更に移民輸送辦法の制定、輸送費の負擔等從來の直魯移民に對しては見られなかつた程極力便宜が計られたが結局應募者は豫想外に尠なかつたのみか、一旦乗船したもの、中にも懷郷の情に堪へられずして、密かに上陸歸郷するものを出す等、種々の經緯を経て、四月二十八日第一回の先發隊として、僅々男一八六名女九七名、子供三二名計三一五名の移住者に乗せて漸く船は解纜した。併し乍ら其の數こそ僅少ではあつたが、彼等の移住は中部以南支那農民の滿洲進出の火蓋を切れるものとして、其の成否は爲政者や同郷者は勿論のこと凡有方面の注意を喚起した。

然して營口到着後の彼等は最初地理的關係から營口縣下の適地を選んで水田經營に従事する豫定であつたが、變更されて、廣大なる水田可耕地を擁する懷德縣下の遼河流域地方に配當さるゝに至つた。而も同地方には豫て一二〇餘戸、六三〇餘名の朝鮮人が在住し、悉く水田經營に従事せるを以て、鮮農驅逐の使命を持つ浙江省農民の進入は先住鮮農にとり一大脅威となり、直に壓迫驅逐せらるゝのではないかと憂慮せられたのであつた。併し乍ら新來農民は悉く未開墾地に就き、鮮農の小作地を侵害する迄に至らず、著しき生活環境の變化に多數の罹病者を發生し、粟粥は食へぬから、米食若しくは月三十元の補助金を與へよ等の贅澤な要求を提出し、柔順なる北支移民を取扱ひ馴れた當局の感情を害し、僅に數戸を残して慘めにも旗を捲いて再び各所の保護を受けつゝ、郷里浙江省に無料送還されて落着した。

斯くして多大の期待を以て目された第一回浙江省農民の滿洲移住も、中部以南支那農民の滿洲進出の前途に一大暗影を投じて完全に失敗に歸したと云つて差支へない。(滿鐵太平洋問題調査準備會「滿洲に於ける支那移民に關する數的研究」三三三頁)

二、滿洲國に於ける勞働力の問題

産業構成 最近四十年來滿洲國の開拓區域は飛躍的に發展した。地權は大地主に集中し、地價と地租は暴騰し、従つて高利貸が農業生産者を貧窮に導き入れることになつた。かくして農業經營は愈々零細化することゝなつた。

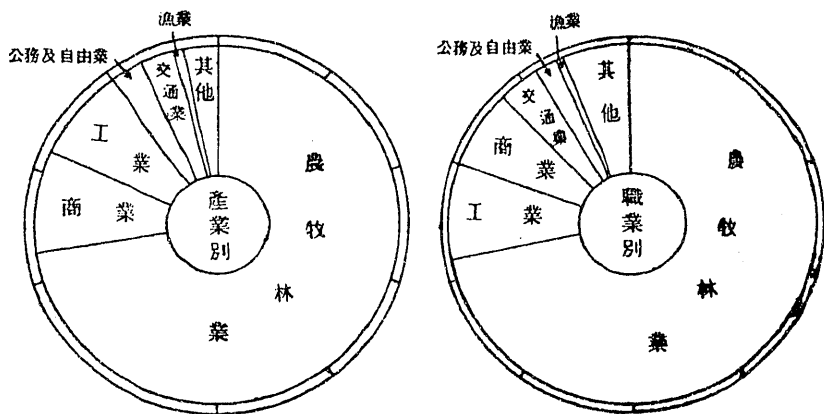
滿洲國は廣漠たる平原地帯であつて、土地の生産能力は華南、華中の水田區と比較することは出来ないが、華北の黄土區よりも遙かに上位にある。かゝる自然的條件は開拓の進捗に伴つて種々の寄生的階層を成長せしめることゝなつた。滿洲國の人口は一九〇七年に一七、七七九千人であつたものが一九三〇年には二九、五七五千人に増加し、農村人口百分率は九四%から八九・八%に降つた。このことは一部非農業生産者の増加があつたことを示すものである。

併し、滿洲國は今なほ農業國であつて、其の人口の大部分は農民が占めてゐる。第七表の産業別人口に見る如く農牧林業が最も多く、有業者の七四・五%、全數の二七・一%になつてをり、商業、工業、公務自由業、其他交通業、鑛業、漁業の順位をなし、無業者は二百二十七萬九千七人全人口の六三・七%に當つてゐる。

第五表 産業別人口表

職 業	總 數		男		女	
	總 數	有 業 者	無 業 者	有 業 者	無 業 者	有 業 者
農 業	三五、八〇二、五六六	一三、〇二、五五九	一三、〇二、五五九	一九、五九七、八六七	一、九二〇、四、六九九	一九、五九七、八六七
有 業 者	一三、〇二、五五九	一三、〇二、五五九	一三、〇二、五五九	一三、〇二、五五九	一三、〇二、五五九	一三、〇二、五五九
農 牧 林 業	九六、八九、〇七八	九六、八九、〇七八	九六、八九、〇七八	八八、九三、六八二	七、九五、三九六	八八、九三、六八二

第六表 産業別・職業別人口



漁業	二〇,一三二	一九,六八四	四三七
鑛業	二六,二八二	二五,五一四	七六八
工業	九二七,〇五五	九〇〇,一一一	二六,九四四
商業	一,一〇四,九四〇	一,〇〇九,二五三	九五,六九七
交通業	三五六,二八〇	三五二,一一三	四,一六七
公務及自由業	三九五,〇八七	三八一,五四七	一三,五四〇
其他	三九三,七〇六	三四六,三三八	四七,三六八
無業者	二二,七九〇,〇七	七,五六九,六二五	一五,二二〇,三八二

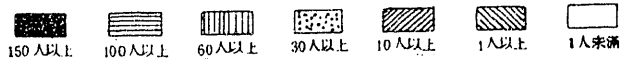
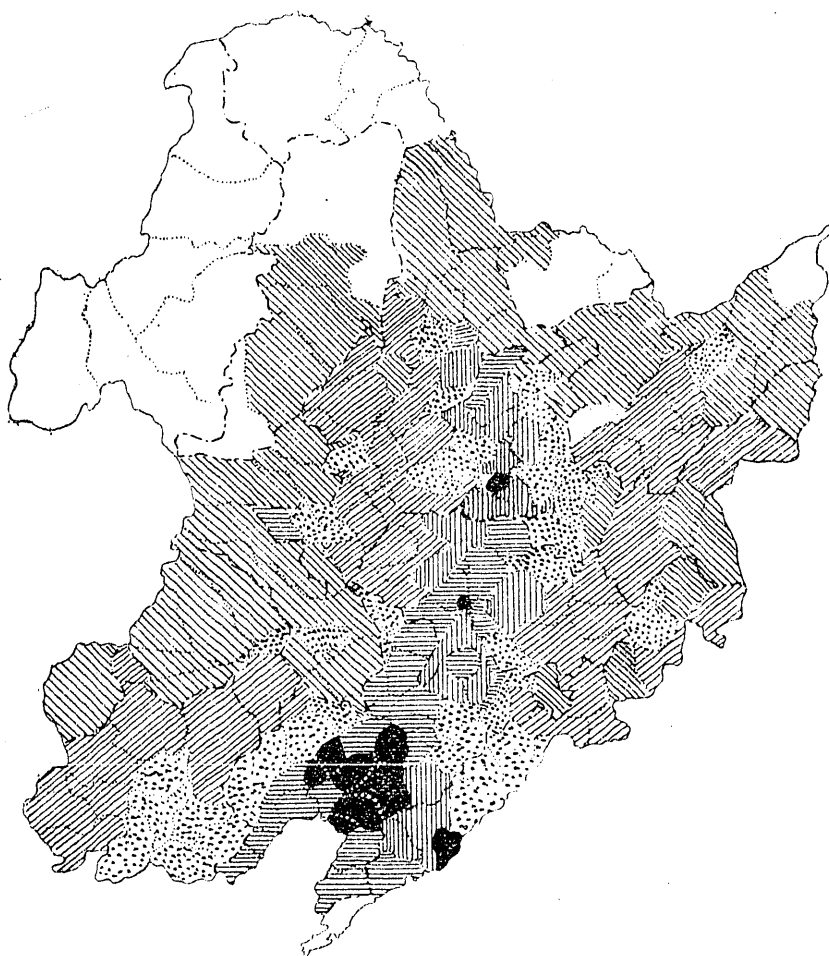
(總計處推定、康徳三年末現在、舊滿鐵附屬地を含み、日本内鮮人も含むもその他の外國人を含まず)

職業別・産業別	列 國 民 (有業者) の 職 業 (單位千人)									
	有 業 者			農牧林業及漁業	鑛業及工業	商業及交通業	公務及自由業	家事使用人	其 他	
	總 數	男	女							
日本①	29,221	19,090	10,131	14,724	5,527	5,572	2,031	806	561	
米 國①	48,830	38,078	10,752	10,753	17,185	13,387	4,335	3,038	133	
英 吉 利②	21,055	14,790	6,265	1,413	10,450	5,836	1,262	1,856	189	
獨 逸③	32,297	20,816	11,481	9,344	13,051	5,931*	2,701	1,270	...	
佛 蘭 西④	21,394	13,556	7,838	8,206	7,448	3,239	1,372	731	398	
伊 太 利②	17,263	13,359	3,904	8,171	5,113	2,228	1,134	540	77	
	總人口中有業者割合(%)			同 上 百 分 比						
日 本...	45.6	59.1	31.9	50.3	18.9	19.1	7.0	2.8	1.9	
米 國...	39.7	61.3	17.7	22.0	35.2	27.4	8.9	6.3	0.3	
英 吉 利...	47.0	68.9	26.8	6.7	49.9	27.7	6.0	8.9	0.8	
獨 逸...	49.5	65.7	34.2	28.9	40.4	18.4	8.4	3.9	...	
佛 蘭 西...	53.2	70.2	37.5	38.4	34.8	15.1	6.4	3.4	1.9	
伊 太 利...	41.9	66.3	18.5	47.3	29.6	12.9	6.6	3.1	0.5	
滿 洲...	36.5	61.6	6.1	72.0	8.4	11.1	2.3	6.2		

(備考) 獨逸統計年鑑ニヨル但シ日本ハ内閣統計局。滿洲國ハ國務院統計處調査ニヨル。(英國ハ英蘭威斯及蘇格蘭) ① 1930年調。② 1931年調。③ 1933年調。④ 1926年調。*其他ヲ含ム。

第七表 每方料 滿洲人口密度

(康德2年12月末現在)



滿洲國が如何に完全なる農業國家であるかは列國の産業別有業人口構成を示す第八表によつて明かであらう。

第八表 世界産業別有業人口比較表(人口三千萬以上)(單位千人)

總人口	有業者	無業者	農業	林業	水産業	鑛業
滿洲國	三三、〇一二	一三、〇〇〇	九、六八九	七、四七五	〇、二二〇	一、二二六
日本	六四、四五〇	二九、六二〇	四六、〇〇〇	一四、一四〇	一、八七〇	二、五八一
英領印度	三五〇、五三〇	一六六、八〇〇	四七、七二九	一〇九、七三一	一、〇三〇	四、〇四〇
北米合衆國	一二三、七七五	四八、八三〇	三九、八〇〇	一〇、六四九	二、二八八	九、八八四
獨逸	六五、二二八	三三、二九六	四九、五〇〇	九、三三三	二、八三八	七、〇二二
英吉利	四四、七九五	二二、〇三五	四七、〇〇〇	一三、七四一	一、三五三	一、〇九四
佛蘭西	四二、二二八	二一、六二二	五二、六二二	一、九六五	七、六三七	四、四二二
伊太利	四一、一七七	一七、二六三	四一、九〇〇	二、三九一	八、〇八三	〇、六一四

工 業	九二七	五、七〇〇	一七、五二四	一四、一一一	一二、三五一	六、八四八	六、八三八	五、一六四
商 業	七〇一	二九・三	一〇・四	二八・九	三八・二	三三・五	三二・六	二九・九
交 通 業	一、一〇四	四、四七八	九、三三七	六、〇八一	四、三八〇	三、三九三	二、六九五	一、四二三
公 務 自 由 業	三五六	一、一〇八	二、七七九	二二・五	一三・六	一六・一	一一・五	八・二
家 事 使 用 人	三九五	二、〇四四	四、八一九	三、八四二	一、五五二	一、八三〇	一、〇六九	七九五
其 他 有 業 者	三〇〇	六・九	二・九	七・九	四・八	八・七	四・九	四・六
其他有業者	三九三	七・八一	二、六七四	八、九七八	一、二七〇	二、八〇〇	一、九七一	一、一一二
	三〇〇	二・六	七・六	一・八四	三・九	八・四	九・一	六・四
		五七九	八、五〇三	一八・四	一一	二、一三六	四・一	五四〇
		一・九	五・一			一〇・一		三・一

列國國勢要覽昭和十二年内閣統計局編纂
 康徳三年末滿洲帝國產業別人口推計國務院總務廳統計處編纂

勞働力の不足 前述した如く滿洲國の最近の急激なる人口増加はその自然的増加に基づくに非ずして高度の移民増加に基づくものであり、就中北支の農村過剰人口が其の源泉をなしてゐる。

これは云ふまでもなく滿洲に於ける勞働力不足と北支に於ける勞働力過剰の結果であり、滿洲國に於ける産業の發展に伴ふ勞働力の需要擴大と、北支に於ける産業の停滞に基づく生活窮乏の深化の經濟的比重度の變化でもある。この急激なる勞働力の需要擴大は農業の部門に起らずして専ら工業の部門に起つた。農村から都市への人口移動、農業から工業へのこの人口の流動は産業發展の基礎的前提の一つであつた。かくして北支の農村過剰人口はその過剰勞働力の貯藏をもつて滿洲國の工業發展を培養する基礎となつた。

彼等は上に結びつかずに機械に結びつくこととなつたのである。滿洲の工業界は事變前迄は原始産業部門がその大部分であつて工業は極めて微々たるものであり、滿鐵關係の工場を除いてはわづかに工業資本に依る小規模な所謂三大工業——油房(油を搾る事業)、燒鍋(燒酎を作る事業)、磨坊(製粉業)が各地に散在してゐたに過ぎなかつたが、滿洲事變を轉機として近七、八年間に異常な躍進を示した。滿洲の工業に關する信頼すべき全般的な統計は舊政權時代にはなく康徳元年末現在を以て滿洲國、關東局及び

滿鐵の共同に成る工場調査を以て其の嚆矢とする。それによれば工場の職工数は元年度が十萬人であつたものが三年度には十三萬人に殖へてゐる。

殊に滿洲の新興工業に數へられる重工業、輕金屬工業、石炭液化事業等の發展は産業開發五箇年計畫の進行と共に農業國滿洲をして工業國たらしめんとし當然そこに老大な勞働力を要求することとなつた。従つて農業における極度に低い生活水準、極度に低い勞賃は農村勞働者および農民を驅つてその勞働力の使用を工業に求めさせ、農村から都市へも逃亡させた。

今年五月十一日滿洲勞工協會では滿洲、關東州、關東勞工協會と協力、滿洲における勞働資源調査を行つた結果を發表した。それに依ると全滿工場(五十人以上使用)鑛山(百人以上使用)における民族別勞働者は滿支人、工場においては八九・三パーセント、鑛山においては九八・六パーセント、日本内地人、鮮人勞働者は工場においては一〇・七パーセント、鑛山においては一・四パーセントに過ぎない、然して滿支人勞働者の出身別調査に依ると國內では奉天省、國外では山東省が壓倒的である、然して男子勞働者の實收賃銀總平均は工場においては日本人三圓七十八錢、滿支人一圓九錢、鑛山においては日本人四圓二十錢、滿支人八十九錢である。

苦力の意義 苦力とは、アジア人の不熟練勞働者の總稱であるが本來支

て苦力の数は工場労働者と手工業者を一緒にしたもの、数を遙かに超へてゐる。苦力は支那の生産および社會諸關係が、イギリスおよびアメリカの社會諸關係に似てゐると云ふ程度に、西ヨーロッパの下層労働者に似てゐる過に過ぎない。マルクスは奴隷と並んで苦力を云々してゐる。そして數百萬の苦力は尙ほ監獄部屋労働者として、即ち半奴隷として働いてゐる。併し苦力は歴史のない階級ではない。それはカリフォルニアの産金地で數千人が死んだ。數萬人の苦力は尊敬すべき香港の商人によつてトランス・ヴァールに賣られた。ストレート・ステールメントの錫鑛では數千人が死んだ。彼等はマレイ群島のゴム園で働いてゐる。彼等はフィリッピン群島の富を築き上げた。彼等は支那に於ける帝國主義・軍國主義およびアジア主義の集團的奴隷である。彼等の骸の上に、インド、支那における工場が建てられた。この社會的範疇を度外視しては、支那の農村も、支那の都市も莫大な抱擁力と自然的勢力を有する支那革命も理解できない。

支那移民の數についての正確な材料を有さない。併し大衆的に支那移民の存在する諸國における人口調査の結果を比較して、我々は一八七六年には國外に約二百三十萬の支那人がおり、一九二一年には八百六十萬の支那人がゐたと云ふ結論に達する。それらの移民の大多數は苦力である。一八五〇—一八七五年の間に、約五十萬の苦力が香港およびマカオから監獄部屋労働者として連れ出された。所謂「監獄部屋」労働者は期間的奴隷制であり、不自由民の賣買のあらゆる非慘を再生産した。形式上、不自由のこの賣買は廢止された。併し實際上、變化された形で繼續してゐる。福建省、および廣東省は極東の全市場に苦力を供給してゐる。それと競争してゐるのは既に二百萬のインド人を「送り出し」たところのインドのみである。大部分の苦力は季節労働に赴く。併し多くは移民として残る。移民中の僅かなものが、小賣商人、手工業者および往々、高利貸になる。併し多くの場合、彼等は苦力として働いてゐる。そして極東において支那の苦力は日本に次いで最良の労働者と見られてゐる。彼等の労働の生産性はヨーロッパもしくはアメリカ労働者よりは低い。併し、インドおよびジャワ労働者の生産性を超えてゐる。南支那から年々五十八萬以上の人間が季節労働に出發する。十萬以上の人間が長期間に亘つて移民すると主張しても誇張ではなからう。國民經濟の枠内において各生産部門間の労働力の分配は同一水準を目指す労働賃銀の高さによつ

『滿洲に於ける移動人口—労働力としての苦力』 其の一

て調節されるやうに、世界經濟の枠内においては、各種の労働賃銀の平準化のこの過程は移民によつて行はれる。極東において、支那は労働力の移動と云ふ意味において第一位を占めてゐる。北米合衆國およびオーストラリア洲における支那苦力の移民の禁止は、一方にはその他の國への移民を強化し、他方には匪賊を激化した。併し支那からは労働力が輸出されるだけではない。資本も輸出される。商人と高利貸は己れの資本をもつて移民し工業家となる。マレイ群島において支那人は銀行業、造船業、錫探掘、ゴムの栽培を営んでゐる。彼等は大企業の指導者である。彼等はシンガポールおよびマレイ群島においても商業を掌握してゐる。ジャワにおいては多くの大農園が支那人の手にある。支那人は蘭領インドにおいて重要な一因子である。彼等はこゝで小賣商業を獨占し、オランダの輸入業者および輸出業者を一方とし、土着生産者および需要者を他方とするその内の仲介者である。シヤムにおいて石工、運轉手、金屬工、運送人の大部分が支那人である。フィリッピン群島において支那人は小賣商業の九〇%および卸賣商業の可成の部分を掌握してゐる。彼等は仲介業者であり、彼等なしには東洋と西洋との貿易は著しく少くなるであらう。日本、朝鮮において支那人は商人として成功的に進出してゐる。支那工業の萌芽の發展において外國に居住する支那人の比重は大きい。多くの最大の商工業企業が彼等によつて創設されてゐる。彼等は外國から企業精神と資本主義的法律制度への渴望を齎してくる。彼等によつて外國で蓄積された資本は屢々、工業に投資される。この意味において彼等は進歩的役割を演ずる。(マヂャル著早川二郎譯「支那の農業經濟」三一八、四二三頁)

三、農民離村と東北流亡

移民の動機 人類の移動は普通二つの原因の一若しくはそれらの競合によつて行はれる。

一つは過剰人口、氣候的變動、敵性侵入者の如き生活情況の窮迫的壓力から押出されて他の地に移動することであり、二は生活の向上や、理想實現に對しより優れた機會を與へる場所として誘引された移動である。

(S. J. Holmes: The Negro's struggle for Survival. P. 184) 従て人口移動形成には國家の獎勵又は補助による移民と、自然發生的な個人の移民との二種がある。

滿洲國に流入する漢族移民のうち、山東省在籍のものが九〇%を占めてゐると云はれてゐるが彼等の滿洲入國は『被救恤的窮乏の泥沼』からの脱出であり、母國郷土からの逃亡であつて、それは生物學的餌漁のための移動に外ならない。

馮和法氏は「農業生産の最も重要な特徴は、即ち土地を動かし能はざることにして、農民は逼迫の極已むを得ざるに非ずんば、農村を離れ得るものではない。然しこれは自作農の場合のみにいふべきことではなくして、土地を所有せざる小作農、雇農と雖も元來熟練せる生産方法を持たないから、特殊の壓迫を蒙るのでなければ農村から離れることを願ふものは一人もない。」(馮和法著『農村社會學』)。又「一般農民は『五世同堂』的宗法制度を固守して、流離することを極度に避けてゐる。然るにその農民が離村する場合には大いに注意すべき何もかも存在しない譯はない。山東農民の離村の原因は『逼迫已むを得ずして出る』に至つたのか、或は『特殊の壓迫』によるのか、或は更に複雑なる背景が秘められてゐるのか。これ吾々の究明すべき問題でなければならぬ」と云つてゐる。

山東の人口密度は甚だしく大であるにも拘らずその工業化は微弱であり、農村における過剰人口の蓄積はいよゝゝ甚だしく農民はますます『被救恤的窮乏の泥沼』に陥入つてゐる。かくして山東の農民は『土地の純粹の附屬物』の地位から自己の勞働力の單なる販賣者として他の生産手段、資本に隸屬しなければならなくなつた。

この過剰人口の形成における決定的要素は一部自然によつて與へられる

が一部は社會的諸條件によつて與へられる。それらの原因を要約すれば次の三つであらう。

經濟外的原因

自然的原因(水、旱、風、蝗害等)
社會的原因(出産力過大、封建的半農奴的諸關係、工業化の微弱)
政治的原因(内亂、土匪、虐政、兵禍、赤禍、重稅)

而してこれを個人に就いて見るならば次の如き原因である。

- (イ) 分家に依る土地の細分。
- (ロ) 賭博に依る失費のため土地を賣却。
- (ハ) 冠婚葬祭の失費多く土地を賣却。
- (ニ) 連年の旱災、水災等のため土地を賣却。
- (ホ) 阿片を吸ひ遂に土地を賣る。
- (ヘ) 商賣(小販)の失敗により土地を賣る。
- (ト) 貸借關係の訴訟費のため土地を賣る。
- (チ) 人口増加に依る生活困難のため土地を賣る。
- (リ) 官職を買ふため土地を賣る。
- (ヌ) 戸主の病弱廢人のため土地を賣る。
- (ル) 一般的生活困難のため土地を賣る。

(民國二十八年度晋北農村の實態綜合及人別調査晋北自治政府晋北學院一七頁)
かかる原因は農業並びに農民の生活に於て次の結果を生じた。

農業經濟的原因

- (1) 土地分配の不均衡
- (2) 耕地面積の縮少
- (3) 荒地面積の増大
- (4) 農業收穫の減少
- (5) 産物の價格低落
- (6) 一般物價の騰貴
- (7) 農村金融の枯渇
- (8) 農民離村

かくして天災、人禍による生活の窮乏化の結果郷土を見捨て、群集的に他郷に投奔して生活を営む民衆を普通難民と稱するのであるが、この現象は單に滿洲移民に關係を持つ北支五省に限らず支那全土一般に亘るものである。

第九表

農村人口の過剩 一九二六年の郵政管理局統計に依れば支那の總人口は四億一千四百零一萬一千五百一九人となつて居り人口密度は江蘇省の八七五を最高とし浙江省の六〇一、山東省の五五二等の順位になつて居る。支那の總人口に對する農業人口は八四・〇%と推定されその總數三億四千七

省別	面積 (平方哩)	人口	人口密度			
			郵政管理局 (一九二六年)	政府 (一九二〇年)	民政部 (一九二〇年)	郵政局 (一九一九年)
直隸	一一五、八三〇	三四、一八六、七一一	二九五 (二〇)	一七三 (二二)	二八一 (八)	二九四 (二〇)
山東	五五、九八四	三〇、八〇三、二四五	五五二 (三)	六八〇 (一)	五二八 (一)	五五〇 (三)
四川	二一八、五三三	四九、七八二、八一〇	二二八 (二二)	三二二 (八)	一〇五 (二四)	二二八 (二二)
湖南	八三、三九八	二八、四四三、二七九	三三一 (八)	二六五 (二一)	二八二 (七)	三四一 (八)
湖北	七二、四二八	三七、一六七、二四四	三八〇 (五)	四九〇 (三)	三八四 (五)	三八〇 (五)
江西	六九、四九八	二四、四六六、八〇〇	三五二 (七)	三七四 (六)	二〇八 (二〇)	三五三 (七)
安徽	五四、八二六	一九、八三三、六六五	三六二 (九)	四二八 (五)	三一五 (六)	三三七 (九)
浙江	三八、六一〇	三三、七八六、〇六四	八七五 (一)	六〇〇 (二)	四四八 (三)	八七五 (一)
福建	三六、六八〇	三三、〇四三、三〇〇	六〇一 (二)	三二〇 (七)	四六三 (二)	六〇〇 (二)
廣東	四六、三三三	一三、一五七、七九一	二八四 (二)	四八〇 (四)	二八二 (七)	二八四 (二)
廣西	一〇〇、〇〇〇	三七、一六七、七〇一	三七二 (六)	三一〇 (九)	二七七 (九)	三七二 (六)
雲南	七七、二二〇	一二、二五八、三三五	一五九 (二四)	六五 (二七)	八四 (二五)	一五八 (二四)
山西	一四六、七一四	九、八一九、一八〇	六七 (二七)	七五 (二六)	五八 (二六)	六七 (二七)
陝西	八一、八五三	一一、〇八〇、八二七	一三七 (二五)	一四八 (二二)	一一三 (二二)	一三四 (二二)
甘肅	七五、二九〇	九、四六五、五五八	一二五 (二六)	一一四 (二四)	一一六 (二三)	一二五 (二六)
河南	一二五、四八三	五、五二七、九九七	四七 (二八)	四六 (二八)	四〇 (二八)	四八 (二八)
貴州	六七、九五四	三〇、八三一、九〇九	四五四 (四)	三〇五 (二〇)	三七六 (二四)	四五四 (四)
合計	一、五三三、八一五	四一四、〇一一、五一九	一六七 (二三)	九〇 (二五)	一六八 (二一)	一六七 (二三)

『滿洲に於ける移動人口労働力としての苦力』 其の一

百萬人である。而もこの農民の大半は貧農であつて農村人口の七〇％に相當するものが僅に六％の土地を所有するに過ぎない。今この人口を土地を有するものと然らざるものとに分てば次の如くである。(武居郷一著「勞働用語辭典」二一〇頁)

第十表

土地ヲ有スル者	一五六、四九〇	(千人)	四五%
貧農(一一一〇畝)	六九、五五〇		二〇
中農(二〇一三〇畝)	四一、七三〇		一二
富農(三〇一五〇畝)	二四、三四〇		七
小地主(五〇一〇〇畝)	一三、九一〇		四
大地主(一〇〇畝以上)	六、九六〇		二
土地ヲ有セザル者	一九一、二七〇		五五

農業 勞働者 二〇、八七〇 六
 遊民、土匪、兵卒、無職、小商人 二〇、八七〇 六
 小作農 一四九、五三〇 四三
 總計 三四七、七六〇 一〇〇

陳重民に據れば北方はその生活維持のため農民一人當り四畝、南方は三畝の農田生産量を要する。従つて每家五人とすれば南方は十五畝、北方は二十畝を要するにも拘らず支那全體の農家の百分の五十以上は貧乏線下にあるのである。而も連年の天災、人禍は益々耕地面積を縮少せしめた。彼等が郷土に背いて他郷に流亡し、或は都市に集中して生活の道を尋ねんとするための農民離村は二千萬人に達するのである(中國文化建設協會編十年來的中國上冊一九六頁)

第十一表 支那農民離村統計(一九三七年實業部中央農業實驗所調査)

省名	總縣數	報告縣數	全家離村之農家		青年男女離村之農家數		報告各縣之總農戶數	報告各縣之總農戶數對全省總農戶數之%
			數	報告各縣對總農戶之%	數	報告各縣對總農戶之%		
察哈爾	一六	一一	一八、九二四	八・二	一七、〇三八	七・四	二二九、九〇〇	七四・四
綏遠	一七	一一	一八、一九八	九・八	二〇、八〇二	一一・二	一八五、七〇〇	七四・四
寧夏	九	七	九九九	二・七	八二九	二・三	三六、八〇〇	六七・四
青海	一六	六	二、九八三	六・四	四、〇二七	八・六	四六、九一八	六七・五
甘肅	六六	二五	四一、八七五	一〇・五	四一、一八一	一〇・三	三九九、七〇〇	五〇・四
陝西	九二	四七	六一、八二五	七・二	六五、七六一	七・六	八六四、二〇〇	六二・三
山西	一三〇	一一〇	二七、五五九	三・〇	五〇、九二七	八・五	三八八、五〇〇	九二・四
山東	一〇五	八二	二〇、八二五	一・四	三三一、二六四	三・五	一、四五八、〇〇〇	七七・九
江西	一〇八	九三	一九六、三一七	三・八	四一〇、三八五	七・九	五、一九一、八〇〇	八七・七
安徽	六一	四九	一八九、一一八	四・三	四八九、三二七	一一・二	四、三七〇、〇〇〇	八六・四
浙江	六一	四三	一四四、六四九	七・〇	二一九、四二四	一〇・六	二、〇七三、六〇〇	七八・七

河南	一〇四	九四	一七二、八〇一	三・九	二六七、〇六九	六・一	四、三七七、二〇〇	八六・二
湖北	七〇	三六	二二〇、九九七	一〇・二	二六四、二五四	一一・二	二六二、五〇〇	五四・二
四川	一四八	六四	一五四、八三七	二・〇	二九五、八九〇	一一・四	二、五九四、二〇〇	五二・一
雲南	一〇五	三七	一七、二五一	三・二	四〇、七七〇	七・六	五三七、四〇〇	五八・八
貴州	八一	二三	五二、一四一	一一・二	七、三二六	一六・六	四八一、五〇〇	三五・一
湖南	七五	三六	一四七、五一一	八・〇	二五二、五二一	一〇・八	二、三二七、七〇〇	五九・七
江西	八三	三〇	九五、八五三	六・七	一四一、八四八	一〇・〇	一、四二五、一〇〇	四二・六
浙江	七五	五八	七三、四四四	二・七	一五〇、八八五	五・五	二、七三二、二〇〇	八六・三
福建	六五	三三	七七、二六七	七・五	八〇、二一五	七・八	一、〇三三、八〇〇	六四・四
廣東	九七	五五	八三、八三〇	三・四	二六一、五六二	一〇・五	二、四九三、三〇〇	七一・七
廣西	九五	四一	一一、五三五	一・四	四八、五六三	五・八	八三八、五八〇	五六・八
總計	一、六八〇	一、〇〇一	一、九二〇、七四六	八・九	三、五二五、三四九	八・九	三九、六八四、五九八	七〇・七

農村窮乏の諸原因

支那の農村窮乏の諸原因のうち最も大なるものは自然的災害である。例へば一八五七年における黄河の氾濫、河床の轉移は七百萬の支那人を溺死せしめた。次に大なるものは人禍である。太平天國の亂に際し、またマホメット教徒の反亂の結果、約二千二百萬人の人間が死んでゐる。支那の歴史は清朝時代に旱災による百十七回の大飢饉、水害による三百二十四回の大飢饉、蝗災による三回の大飢饉を記録してゐる。マロリー (Malory) は一六二〇年から一九〇〇年に至るまでに、支那全省に互る千五百六回の大飢饉が起つてゐると語つてゐる。まことに支那は飢饉の國 Land of Famine と云ふ名にふさはしい。一八七六—一八七九年、山西省、陝西省、直隸省、河南省、および山東省の一部に雨が降らなかつた。その結果、内輪に見積つても九百萬人、若干の外國飢民救濟會の報告によれば千三百萬人の人間が死滅したのである。(マチャル著上掲書一九頁)

農民離村

王樂西氏の山東農民離村の検討(方顯延編、本祐平譯編「支那經濟研究」一三六頁)によれば山東農民離村の主要なる原因も同様に第一に經

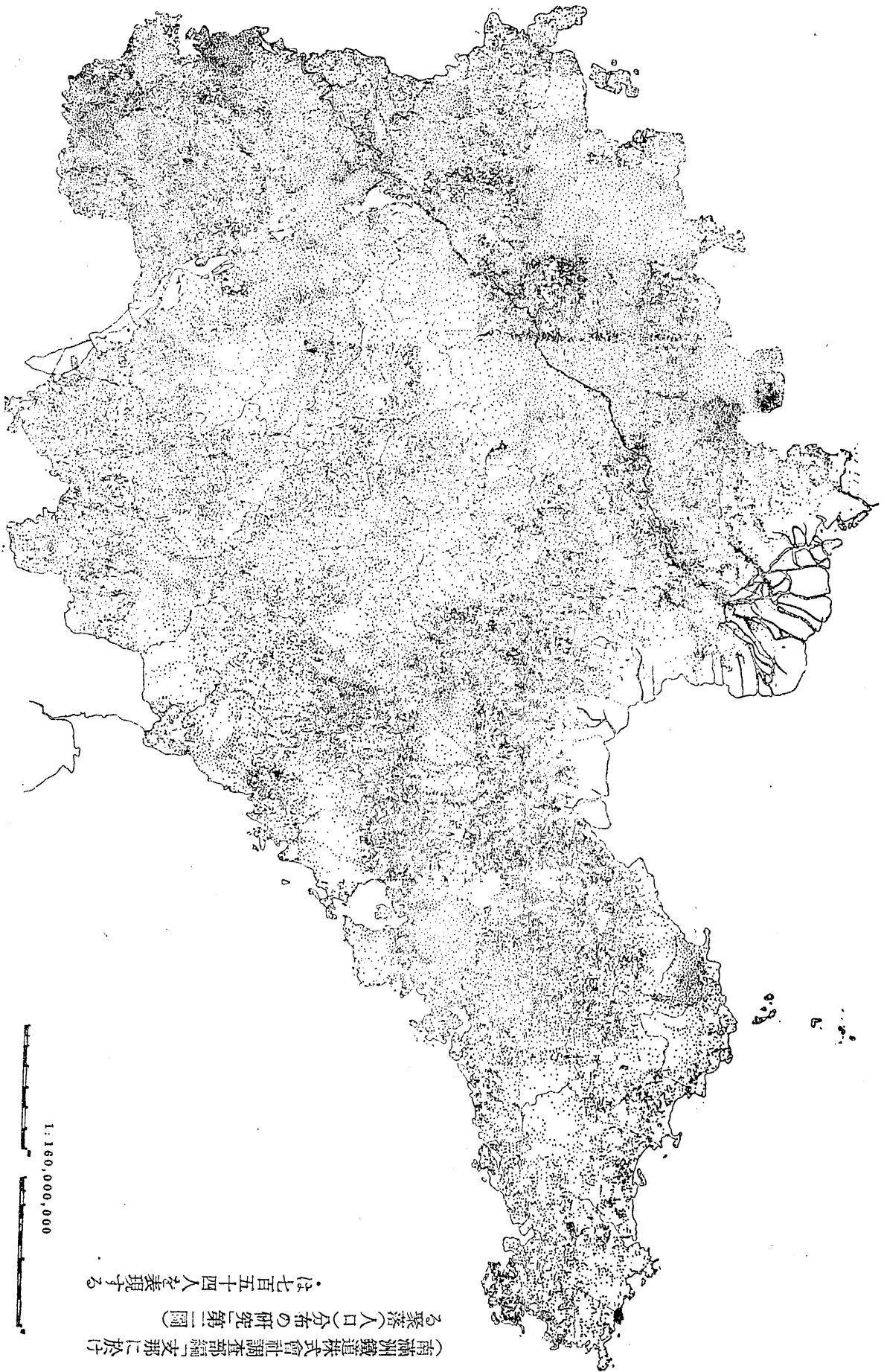
濟上の壓迫、第二には天災、人禍であることは次の表の示す如くである。

本來地域の受容力と人口の密度とは生産諸力および技術の水準によつて決定されるものである。山東の人口密度は頗る高く、江蘇省に次いでゐるのであるが(江蘇省一方哩八百人、山東四百七十七人)。然し江蘇省は工業の發展が支那第一位を占め、従つて勞賃高く人口收容力も大である。故に人口の増加は生活の壓迫にはならないが、これに反して山東の工業發展の遲滯性、後進性はその結果として勞働力過剩を惹起し、生活の窮迫化を實現してゐる。

九・一八事件の以前滿洲移民問題調査に據れば一千百四十九戸の農業移民のうち山東省に籍を置く者が全數の百分の九十を占めてゐた。

一千百四十九戸の農業移民の離村の時期は光緒四年より宣統三年の間に百分の十、民國元年より十九年に至る間に百分の九十、その中、民國十四年より十九年に至る六年間の離村者は民國元年以來の離村農民の二分の一強を占めてゐる。一千百四十九戸の農業移民のうちの百分の九十の山東

第十二表 山東省聚落分布圖



(南滿洲鐵道株式會社調查部編「支那に於ける聚落(人口)分布の研究」第二圖)
は七百五十四人を表現する

1:160,000,000

出身農民の原籍地分布を見るに、山東省の東南、西北、中部の各方面に位置する六十九縣に平均分布してゐる。山東省は現在百八縣を以て構成されてをり、離村農民を分布してゐる六十九縣は全省縣數の百分の六十五を占め、従つて全省農民が離村すべき可能性を有してゐるものといふことができる。

山東省農民の耕地面積は極めて零細であつて、これは「土地缺乏」に轉化することによつて事實上多數の農村貧窮者を造り出した。これ離村の原因の一つである。民國二十一年に山東省の益都、昌邑、福山の三縣農戶三千三百七十四戸の調査に據れば自作農は百分の八十、その實數二千六百餘戸の自作農の平均土地所有は一戸九畝に過ぎず、各種農民（自作、半自作、小作農）の一戸當り面積は十畝以下の者百分の六十五、六畝以下の者百分の三十五であつて、山東の土地所有の零細性はこれによつても證明することが出来る。

而も益都、昌邑、福山の三縣の農家一戸の平均人數は五・五人である。山東の經濟的情勢より見るならば一戸少くとも二十畝の土地を耕作するに非ざれば生活を維持することが出来ないのである。

かくして「土地の缺乏」と「土地の零細化」が彼等の「生活困難」「食料缺乏」の根幹をなしてゐる。山東農民は僅に命脈をつなぐ土地を所有してゐるに過ぎない。これは破産の虞を招き易いが、農村貸借制度はその致命的なものである。一般農民の日常生活は切りつめた精一杯のものであつて、一度結婚、死亡或は軍事的徴發に遭遇すれば借金をするか、入質するかの外はない。

この借金の方法を大別して五種に分けることが出来る。一は普通の借金契約である。併し利息は四割か五割の高利を取る。その他、「預典約」と「割邊約」の二種の契約形式である。前者は「典當契約」であり、後者は「杜

『滿洲に於ける移動人口—勞働力としての苦力』 其の一

絶賣契」である。典約は期日に返済し得ざる時は抵當物件は貸主に收用され、割邊約は契約には「錢到許四」の四文字があるが、實際には貸主はこの四文字を抹殺して財産権は移轉するのである。山東省に於ける自作農の地位はこの様に動搖し勝ちである所に、一方に於ては土地の所有は極めて零細であつて、自作農の比率は高いにも拘らず、地主、富農は極めて少く、従つて小作農或は傭農の機會も少い。

然らばこの過剰な農村貧窮者はどこに押し出されるのであらうか。山東離村農民の目的地は云ふまでもなく、土地の廣大なるにも拘らず人口密度の稀少な滿洲であつて彼等はそこで傭農、小作農、苦力、大道商人等となる。民國十六年から三年間に互り滿洲に移入した支那本土からの移民三百萬人餘のうち、山東人は全數の百分の八十を占め、哈爾濱商會の收容した三年間の難民十萬餘人中、山東省出身者は全數の百分の七十九であつた。この山東農民の離村は最も貧困な農民層の郷土放棄の形で行はれた。

その主なる原因は次の如くである。

第十三表 山東農民離村原因の分析

經濟的原因		匪賊の害	
生活困難	七九三 六九・〇%	匪賊の害	九七 八・四%
土地少く家族多し	一〇九 九・五	戰禍	二八 二・四
土地なし	五六 四・九	旱害	三七 三・二
債務	八 〇・七	戰亂、匪賊の害	二五 二・二
立身のため	八 〇・七	戰亂と天災	二三 二・〇
恆産なし	三九 三・四	水害	二三 二・〇
營業不振	四 〇・三	雹害	一五 一・三
天災	三四 二七・三	各種天災	六五 五・七
其他		其他	四三 三・七

家庭の不和	六	三・七	外部よりの災難	一	〇・一
不 幸	五	〇・四	願出によるもの	二	〇・二
家庭の不幸	二	〇・二	そ の 他	二四	二・一
病 氣	二	〇・二	合 計	一、四九	一〇〇・〇

近年に於ても山東、河南は天災、人禍の連続であつて水、旱、蝗、雹に伴ふに兵匪が加つてゐる。例へば山東の西部と西南部は一九二六年以來水災に連遭し、一九二九年春には蝗災が發成し又一九二八年には大水害のため二〇〇村が田畑宅地が埋没して了まつた。

民國十六年の饑饉は五十六縣に及び、被災人民は二千萬人餘であつた。私は曾つて上海で山西の飢饉の實寫映畫を見たが農民は草根、樹皮、白土を食ひ營養不良のため膝關節部が膨れあがつた骨と皮ばかりの人間が何千となく地べたをはつてゐる場面を見て現世からなる俄飢地獄として棘然としたことがある。泥を食用に供したことは河南省賑務會河南各縣災情況一頁一四に「惟聞飢民吃滑石十餘日即將歸餓斷而死者。但飢民命在須臾。焉能計及十日之外」によつても知られる。

河南山東に於て天災よりも厲害を與へたものは人禍である。例へば河南領域では一九二六年九月山匪老雞子の略奪を被り家を焼けるもの二〇、〇〇〇餘、財物の損失一〇、〇〇〇、〇〇〇元であり、一九二七年十一月同じく山匪李老末は三、〇〇〇餘人を淫殺傷亡せしめ、家を焼くこと四、〇〇〇餘、財物の損失二〇、〇〇〇、〇〇〇元であつた。河南新蔡のみを例にとつても歴年受けたところの匪禍は次の如き數に昇つてゐる。

被災村數	二、九三七
被災戸數	二九、九〇五
傷亡人數	一一、六〇九
拉致された人數	三五、二九四

燒失房家數	七二、三五四
財產損失總計銀元數	一三、三六八、九二八

また民國十四年から十七年の間は張宗昌が山東省督辦時代であつて、軍費の膨脹は年額五千萬元に達し、豫算總額の百分の八十九を占めてゐた。この大量支出は直接、間接に農村經濟を破壊した。軍費捻出の源泉は大部分田賦であつて一年の強制徵收は四次の多きに及んだ。一畝の田地年納賦税は八元以上に上り、遂に一畝の一年の所得利益を超過し、その他種々な苛捐雜税は算へ得ぬほどの多額に上つた。山東の各縣は毎年三次四次の徵税が普通になつてゐるのである。

縣 名	徵稅年度	回數	每畝全年稅銀元數
昌 邑	一九二七	四	八、七五
平 度	一九二六	三	三、九〇
安 邱	一九二六	四	三、七五
莒 縣	一九二七	二	三、五〇
高 密	一九二七	四	三、〇〇

かくして土地を所有する農民は却つてそれがために、田地價格は百分の三十に低落し、益都、昌邑等の上等田地一畝の平常價格は二百元前後であつたのが百四十元にまで下つた。

所謂山東の「農村人口過剩」は純粋な單に農業的な關係即ち土地の零細化や農業技術の劣等に基づく現象ではなくして内亂、天災、兵禍による生活圏の脅威と過重な稅的負擔である。

かゝる「農村人口過剩」は離村逃亡か、匪に走るかいつれかを選択するより解決の方法がない。支那當局が「墾荒就食」「移墾就食」辦法を發し、滿洲移民を奨励したのも當然である。

滿洲への農民離村率が近年著しく昂りつゝあることは例へば山東省南部

の舊沂州府に屬する各縣の情勢が最も明かな實例を示してゐる。(馮和法編「中國農村經濟論」三三六頁) 一九二七年から一九二九年までの滿洲流入を見れば次の如くである。

舊府名	難民人數	百分比
沂州	三三、七九六	四六・七〇
濟南	七、五三五	一〇・七三
泰安	六、九一一	九・八四
兗州	五、八六八	八・三六
東昌	五、七四三	八・一八
曹州	四、四三九	六・三二
萊州	四、二九四	六・一一
登州	一、三二二	一・八七
膠州	九三七	一・三三
濟寧	三六一	〇・五二
總數	七〇、二二六	一〇〇・四

滿洲國へ移住した難民は沂州が最も多いが、これに次ぐのは費縣、沂水、莒縣、蒙陰であつて、一九二七年旅吉山東會館で收容した難民は費縣が二六・六%、沂水が三三・九%、莒縣が一三・八%、蒙陰が一・六%であり一九二八年では費縣が二三・三%、蒙陰が一〇・五%、沂水が一〇・二%、莒縣が二・八%であつた。

滿洲に移住した山東の難民の大部分は同郷の親友を頼り、自分で旅費を工面して所謂『凌亂的各自逃生』したものであるが、河南のものは賑災會の保護支援を受けて移送されたものである。従つてハルビン總商會々長張鳳亭氏に據れば沂州、東昌、曹州の難民の半數以上は以前地主階級に屬してゐるが登州、萊州のものは佃農が比較的多く、旅費も同郷親友も無く賑災會

『滿洲に於ける移動人口—勞働力としての苦力』 其の一

に頼つてゐるのである。

一九二九年黑龍江に移住した河南各縣の難民數は次の如くであつた。

縣名	人數	百分比
安陽	三、八三一	一七・三一
湯陰	二、五三二	一一・四四
鞏縣	二、〇五六	九・二九
滑縣	一、八三二	八・二八
內黃	一、三九一	六・二八
洛陽	一、三四六	六・〇八
平等	一、二二五	五・五三
宣陽	七一一	三・二一
淇縣	六九六	三・一四
孟津	六九〇	三・一二
汲縣	六一八	二・七九
澠池	二四八	一・五七
延津	二八七	一・三〇
新乡	二二二	一・〇〇
自鄉	一七三	〇・七八
汜水	一六一	〇・七三
涉縣	九三	〇・四二
長葛	九二	〇・四二
偃師	三三	〇・一四
其他	三、七九九	一七・一七
總數	二二、一三六	

入滿費の調達 滿洲へ移民する最近の難民の大多數は家族を同伴してゐる。旅吉山東會館と龍江慈善會の記録によると彼等の人數中男は四〇・一六%、女が二六・二九%、子供が三三・五五%を占めてゐる。

第十四表

難民	男		女		子供	
	人数	百分比	人数	百分比	人数	百分比
一九二七年、一九二八年吉林省に至つた山東難民	八、四〇三	三三・三	七、一〇四	二六・四	二、三九四	三三・六
一九二九年黒龍江省に至つた河南難民	二、三三八	五・〇	五、七六八	二六・五	五、〇五九	三三・五
總計	一、九六九	四・六	二、八八二	二六・九	一、六四五	三三・五

以上の統計のうち難民ではないものが極少部分である。一九二八年上半年の三三一、九二八は同時期入滿男女總數(七二〇、〇〇〇人)の四六・一%であり、同様に一九二七年上半年の總計の三四五、七一八は入滿男女總數(六三〇、〇〇〇人)の五三・五%に當つてゐる。これによつて一九二七年以後入滿及び留住人數の増加を示すものと云はなければならぬ。

確實な統計によつて計算すると滿洲に流亡する難民の人數は平均毎年一六〇、〇〇〇以上である。

今これを滿洲全體に就て見るならば上表の如くであつて昭和二年の如きは百萬を突破した。これらの滿洲移民は天津、龍口、威海衛若くは青島に集合して大連、營口、安東に海路上陸するか陸路山海關を經由し或は古北口等の關門を歩行によつて入滿するものである。

而して彼等の旅程は略、一定し、山東角から來るものは芝罘、龍口、青島の各港を經由して海路滿洲に入り、西部山東から來るものは津浦線で天津に出それから海路滿洲に入るものと濟南から小清河の水運で羊角溝に至り、そこから小蒸汽船で滿洲に入るものがある。

然らば彼等は如何にして滿洲へ流亡するのであらうか。

王藥雨氏の「山東離村農民の在籍時代」(上掲書一四〇頁)によると山東離村農村は多く家族を引連れて滿洲に移住するのであるから、その旅費を作

る場合、家財道具一物をも留めずして賣り拂ひ、旅費に替へることは當然である。旅費の金額に大小の差のあることは第十五表に據つても明らかであるが、これに據れば一元から百元までの者が離村農民九百三十五戸の百分の八三・二二を占め、百元から二百元までの者が百分の一六・七九。その中、一元から五十元までの者が四二二戸、全數の百分の四四に達してゐる。即ち、旅費五十元以内の者が約半數を占めてゐるのである。離村農民の全數は滿洲北部に移住するのであるが、山東よりの旅費の概算は百元内外であつて、目的地に到着後、一家を構へることゝ生活費とは別に必要である。

第十五表 山東省出身の滿洲移民携帶旅費

金額(元)	戸數	金額(元)	戸數	金額(元)	戸數
一・〇〇	三	六・七〇	六	一一・三〇	一八一
二・〇〇	五	七・八〇	五	一二・四〇	一七
三・〇〇	七	八・九〇	四	一三・五〇	一六
四・〇〇	九	九・〇〇	二	一四・六〇	一四
五・〇〇	一三	一〇・一〇	一	一五・七〇	九
六・〇〇	一三	一一・二〇	一	一六・八〇	八
七・〇〇	一〇	一二・三〇	四	一七・九〇	八
合計	九	合計	九	合計	九

これだけの旅費の準備を持たざるものは相當數に達し、南開大學經濟研究所の調査に據れば、百三十九戸の移住民中六十三戸は旅費に不足して途中種々の困難に遭遇してをり途中で落伍し、乞食になるもの一七戸、全數の百分の十二、即ち百戸中に十二戸あるわけである。同研究所が農業移民一千四百戸の旅費調査をなせる結果は第十六表の如くである。

第十六表 山東農業移民旅費調達方法

旅費調達方法	戸數	百分率
貯蓄	二二五	一六・〇七

財產賣却	六五九	四七・〇七
財產質入	一七九	一二・七九
供金	一七〇	一二・七九
親友贈與	五九	四・二一
無賃(沿道乞食)	一一	〇・七九
被移難民	八九	六・三六
負費難民	五	〇・三九
其他	三	〇・二一
合計	一、四〇〇	一〇〇・〇〇

第十六表に據れば、滿洲に移住する山東農民の旅費の調達方法は、自家の財産を賣却するものが最も多く、之は山東在住時代に少し共多少の價値ある財産を所有してゐたことを證明するものである。

第十七表は同研究所が民國二十四年四月に吉林省東寧縣境の阜寧鎮、寒葱河、小綏芬等を調査の結果作成したものであるが、これ等移住農民の出身地は主として魯東、魯南及び魯中の各縣である。同表は決して離村農民の山東時代の富力を表はすものではないが大體の傾向は窺ふことが出来る。

離村農民の在郷時代の財産は土地が百九十五元五角三分で財産總額の百分の五四・六五を占めてゐるが、これが上等田地ならば一畝、下等田地ならば五畝から十畝の價である。

第十七表 移住農民の山東在住時代に於ける財産調査

財產類別	價格	百分率
土地	一九五・五三	五四・六五
家屋	一二二・三七	三四・二〇
家畜	二八・八六	〇・八〇
家具及農具	二六・三五	一〇・一六
糧食	〇・六七	〇・一九

『滿洲に於ける移動人口労働力としての苦力』 其の一

財產總額 三五七・七八 一〇〇・〇〇

その次は家屋が百二十二元三角七分で百分の三、四一・二〇を占め、實數二乃至三間の價である。家畜は二元八角六分、百分の〇・八〇、驢馬一頭の價の三分の一前後である。これは三家で一頭の驢馬を飼養することの多いことを示す。家具及び農具は三十六元三角五分、百分の一〇・一六、これは破損又は古物と見做し得る。貯蓄せる糧食の價格は六角七分、百分の〇・一九、高粱一斗の四分の一である。更に全然路銀の無い者は平常蓄積は勿論のこと賣り拂ふべき財産の何物もないことはいふまでもないことである。かくして彼等は乞食的狀態で郷土から滿洲へ流亡するのである。山東の難民は陸路を行くものよりも船による方が遙かに多い。青島と大連が彼等の滿洲流入の入口である。龍口や煙臺を出發するものは安東或は營口に到るのである。石臼所と紅石崖は山東東南部の難民の集合地である。彼等はこの兩所から民船に乗つて青島に到り後再び汽船に乗るのである。一家四五人の乗船旅費は少なくとも十元を要する。普通は三〇元である。大部の者は乗船以前に旅費を使ひ果す。更に大部分の者は旅費を節約するため長途を歩行して行くのである。一例を擧ぐれば濰縣の如きは龍口まで三〇〇餘里ある。二三日路を走しる。費用尠に九〇〇文である。

第十八表 滿鐵の出稼移民統計

	一九二七年上半年	一九二八年上半年
京奉線に沿つて徒行する者	三六、三七二	二四、一六二
大連より貨車に乗る者	一六五、二三一	一五九、五五二
大連より乗車賃免除の者	一六、六八四	一八、八一六
大連より徒歩の者	六〇、〇〇〇	六五、二二四
營口より貨車に乗る者	三七、四二一	五五、一一四
營口より乗車賃免除の者	四、〇六〇	

營口より徒歩の者	一五、〇〇〇	九、〇〇〇
安東難民收容所入數	八、九五〇	六〇
安東其他機關が資金を補助した者	二、〇〇〇	
總計	三四五、七一八	三三三、九二八

素朴な彼等は相互に連絡なく三々五々旅行するので往々些少の旅費を騙取されることもある。然も更に借金をする路のない彼等は同伴して来た女の子を賣つて金を作るのである。一九二八年青島ではかゝる女の子を賣るものが多く、一五歳の女子は賣價一五元、七歳の女子は一〇元であつた。汽船に乗れない難民は自分でジャンクを漕ぎ或は小舟に乗るため沈没に遭ふものも尠くない。

一九二八年二月東北籌賑會と上海濟生會とか山東濟南に在る辨的粥廠を停止したとき喰ふに食なく寝るに宿なく「哭號之聲、聞者心慟」と云ふ慘狀を呈した。奉天を過ぎるときには時疫が発生し一日四十人の割で死んだと云はれてゐる。

旅平河南賑災會は各地に難民の接待所を設けた。西部では陝縣、洛陽、沁陽の三ヶ所、南部には信陽、西南部には南陽、東南部には潢州、東部には周家口、東北部では汲縣、北部では安陽、平漢沿線では許昌、新郷等である。各接待所は難民に宿屋を給する。この宿舎は古寺、破廟等で床上に藁藁を敷いたのみのもので他に何等の設備はない。村長の證明を持つたものを各縣の政府が召集して各「招待處」に送るのである。途中の臨時費は各縣の政府が募集した密附金で當つた。

鄭州は河南難民の總接待所であつて各地の難民が集まつてこゝから乗車した。豐臺に到着するまでは沿線に於て旅平河南賑災會、彰徳の基督教會、石家莊の紳商、保定の慈善家萬德英等が茶水を備へ、粥又は錢を施

した。豐臺通過後は各驛毎に個人的有志又は慈善團體が共同して饗應した。

機關名稱	接待個所	施した物品
世界紅卍會	豐臺、天津唐山、灤州、山海關、錦州、通遼、鄭家屯	玉麵、饅首、錢、醬菜
普濟佛教會	豐臺	錢
上海濟生會	豐臺	錢
華北賑災會	天津	玉麵、饅首
萬國紅十字會	山海關	粥
墾民入境檢察辦公處		粥
綏中縣公署	綏中	粥
熱奉吉江四省慈善聯合總會	錦州	玉米麵餅
太平慈善會	錦州	雜麵饅首
直魯豫難民救濟所	打虎山	高糧米飯
通遼商會	通遼	白麵餅
通遼醫院	通遼	藥品
開魯紳商學各界	開魯	錢米
萬國慈善會	泰來	玉麵饅首
中心慈善會萬國道徳會	黑龍江	小米粥鹹菜

旅平河南賑災會が與へる難民の給養は各人毎日雜麵饅二斤であつて河南の各地から鄭州に到る距離の遠近を考慮して日給を決定する。南陽出發は七日を以て計算し、陝縣は二日を以て計算する。汽車中は毎日洋一角を費用とする。女子で中途で出産せる場合には哺育費四元、成人の死亡者には埋葬費一〇元、子供の死亡者には五元を給する。

河南人が滿洲に其の生活難が甚だしいにも拘らず行く者が尠なかつたのは移送の組織が充分でなかつたからである。一九二九年春に旅平河南賑災會が難民移送辦法を計畫したが偶々滿洲當局が河南の難民中に紅槍會の分子が潜んでゐると疑ひ困難に遭遇したが、遂に兩當局の意志が疏通し、東北政務委員會が法令を制定した。河南の難民移送經費は旅平河南賑災會

及び河南同郷會が寄附を募集しそれ〱三〇、〇〇〇〇餘元と四、〇〇〇餘元を得た。一九二九年五月一日に難民の移送を開始したが経費が不足したので華洋義賑會に交渉し、每名大洋四元を補助した。然るに八月初に滿洲に大水があり鐵道橋梁が被害を受け、九月初に東支鐵道問題が発生し軍隊輸送に忙しく九月中旬になつてやつと移籍者を移送することになつたが滿洲の氣候は早寒のため農作の時期は已に過ぎてゐたので難民移送を中止するの餘儀なきに至つた。移送された大部分の者は黑龍江に至り、これに次ぐものが興安であつた。

途中マツチがないので一杯の湯を飲むことが出来ず生麵饅と水を飲むので下痢する者が多い。又汽車が事故で滞車すると食物が不足し、一日一杯の飯にもありつけず餓死するもの、饑餓に堪えず逃亡するものもあると云ふ。

一九二九年五月二日に旅平河南賑災會が開封の賑務處に打つた電文は「當町に數百人到着したが汽車がない。家へ歸ることを勧めたが哭泣して止まない。救濟の術がない。悲みに堪えず」と云ふのであつた。汽車を待つ間露天で寝るので老人や子供や妊婦は病氣になり又荷物を盗む、婦女は誘拐される。やつと車に乗れても無蓋車であるから日光が直射され、風雨に曝され、晝夜の氣候の激變から病氣に罹り死亡するものも多い。

滿洲に入つた難民で資力のないもの又は知人のないものは慈善團體の救濟を受ける。奉天にはかゝる收容所が四個所、哈爾濱、吉林、營口に二個所、敦化、新京、撫順、安東に一個所あり又龍口慈善會と天主教堂も難民を收容してゐる。收容所の経費は大部分、銀行、公會商店、私人の寄附に仰いでゐる。然し收容所は全部の難民を入れることが出来ず、一九二七年撫順の難民の一五分の一が收容所に救濟されただけである。又哈爾濱の收

容所は特別の緣故なき限り三日以上宿泊を許さないのである。哈爾濱の難民救濟は滿洲の他の地方に比較すると優遇してゐるがそれでも總商會の帳簿によると宿泊料及び接待費は平均每人一、五〇元を越えない。

第十九表

救濟を受けた難民數	一九二七年	一九二八年	一九二九年
宿泊費及接待費 (哈大洋元數)	二八、三〇六・九〇	三五、〇六七・八〇	一七、四三二・四七
平均每人費用 (合現大洋元數)	〇・四九一	〇・六七九	一・四八一

營口の直魯難民救濟收容所は一九二八年には難民平均每人〇・三二六元、一九二九年〇・二五五元の費用を負擔した。

註 移動現象は其の地理的限界に従つて國際的移動 international migration 國內的移動 intranational migration 住居的移動 residential migration に分たれ、

更に空間的移動(地域的變化)、水平的移動(同一社會層内に於ける地位的變化)、垂直的移動(社會層に於ける上下的地位的變化)、の三つの定型に分たれる、がそれらはいづれも社會流動 social mobility の一形式であつて人口の經濟的、社會的、政治的、文化的並に生物學的構成及び分布に變化を與へるものである。(Sorokin, A. P. "Social mobility. Chap. II) 移動に對する距離と經濟的誘引度との關係はラヴェンシュタイン及びヤングの次の方程式に示される。

$$M = K \frac{1}{r^2} M_1$$

Mは人口の移動を示し、rは誘引力、Kは距離、M₁は恆教を示す。(Young, E. C. "The movement of farm population". Cornell Agricultural Station, Bulletin 426, p. 88)

資料

徳川時代の出生率及死亡率

— 其若干の事例 —

關山直太郎

はしがき

徳川時代の人口に關しては從來諸學者の研究乏しからず、殊に中期以降に就ては全國人口の概數も略推測され、人口の趨勢——殆ど増減なく百數十年間停頓してゐた事實——、竝に其要因をなした社會的經濟的事情も大體之を窺ひ知ることを得る様になつた。然し一步突き進んで當時の人口靜態或は動態の内容的分析考察、例へば男女別・年齢別人口構成、婚姻關係、出生、死亡率、人口移動等の問題に就ては從來殆ど論及されたものなく、現在の所全國的趨勢は勿論のこと、一藩・一鄉村に限つても之を通觀することは全く不可能である。偶、之を掲ぐるものも一村・一藩の人口趨勢を例示するに當り、事の序で的に出生・死亡及出入數を併記する位で、其例すら極めて乏しいのである。蓋し徳川時代は尙ほ封建社會であり、其當然の結果として全國的統一的な人口調査が行はるゝことなく（享保以後の全國人口調査と雖も、調査月、調査方法、調査の人的範圍に於て統一的でなかつた）、又村々の宗門改帳或は人別帳の如きも記載内容は區々不統

一であり、而も徳川二百數十年に互つて記録を残存するものは、一鄉村に就ても極めて乏しいであらうから、自然に資料等の關係、技術的な關係から之迄其研究も等閑に附せられたものであらう。

右の様な情態であるから、差當り標題の様な出生率・死亡率を求むることも、たかゞ或時期の或地域の夫に限らざるを得ない。それすらも現在の所資料が洵に乏しく、多少地方史誌、藩史等も漁つたものゝ殆ど得る所がなかつた。然し乍ら全國村々には尙ほ未發掘の古記録も相當あるべく、將來此等を個別的に又綜合的に利用して、其地方の大體の趨勢を知り、更に之を擴大して一藩一州に及ぼし、以て全國的な趨勢或は地方的な型を推測することは必ずしも不可能ではなからう。嘗て陶山鈍翁の遺著に依て對馬藩の出生率及死亡率を算出紹介された増谷達之輔氏は、之を以て「一般出生率を推定する上に於ての一大なる礎石」となされた。私も徳川時代の人口現象を研究する爲の發足點として、先づ若干の事例に依り當時の出生率及死亡率を紹介して見たい。然し差當り根本資料に依ることを得なかつたので、從來諸家が發表されたものに就て、之を算出するに過ぎない。事例も餘り僅少に過ぎ、又時代的に云つても極く限定されてゐるので、勿論之に依て徳川時代の出生率・死亡率を一般化することを得ないし、又之からして何らかの結論を引出すことも出來ない。唯冀くば將來更に事例を豊富にし、以て或程度迄一般化し、又結論し得る様に致したいものと思ふ。江湖の識者の垂示を得たい所以である。

尙後掲比率の算出に就ては、便宜上其年の總人口を以て其年の（嚴密に云へば前年調査月から當年調査月迄の）出生數及死亡數を除し、千分率を出したものである。而して一藩全體に互る様な比較的大量の人口を擁してゐる場合は各年の比率を出したが、一村限りのものは實數が餘りに小に過

ぎ、且調査の月が年に依て異動して計數にも影響することもあり(註)、又時に依る偶然性に左右されることも多いので、此等は全體五箇年間の總和比率に依ることとした。

(註) 陶山鈍翁は對馬藩に就てであるが「宗門改の時節の儀以前は正二月に仕候得共、其時節に差闕へ候儀共有之候て、時節段々相延五六月に改候様に成り候事も有之、又三四月に改候事も有之候、人高、生死、死人の高も宗門改を仕候月に極候高にて御座候故、前年は二月に改め、翌年は三月に改候時は、翌年の改之人高、生子高、死人高一ヶ月分多く、前年は五月に改め、翌年は四月に改候時は翌年の改の人高、生死高、死人高一ヶ月分少き筈に御座候」と云つてゐる。斯かることはどの村に就ても云へるのである。

(1) 「口上覺書」、「日本經濟叢書」卷四、七一頁。

一、對馬藩の例

對馬藩の出生及死亡率に就ては、會て増谷達之輔氏が「徳川時代の出生率、附死亡率」と題して紹介された⁽¹⁾。右は「日本經濟叢書」第四卷及第十三卷に收容されてゐる陶山鈍翁の遺著「口上覺書」に記載する計數に依て算出されたのである。鈍翁名は存、通稱庄右衛門、明暦三年對馬國に生れ、享保十七年七十六歳で歿した。多年郡奉行として民政に當つたが、退役後は専ら農政に關する著述に従事した。「口上覺書」は其一であり、民政に關する諮問に答えて郡奉行所に提出したものである。

「口上覺書」に記する對馬藩の人口は、寛文五年から正徳二年迄約四十年に亙るが、延寶二年迄の分は不完全であり、又缺年が存する。而して延寶五年以後の分は「府中」(現在の嚴原)、「鄉村」、「銀山」(下縣佐須郷在)の三地域に區分して、夫々の人口數を載する。毎年の出生數及死亡數を記してゐるのは、貞享四年以後であるが、更に元祿十四年以後は之をも右三地域に

區分してゐるので、粗略乍ら都鄙別竝に銀山(勞働者が大多數であるのは云ふ迄もない)の出生及死亡率を算出するの便宜を得らるゝ。此點に於て實に貴重な資料と云はねばならぬ。今出生及死亡數が判明してゐる貞享四年以降の全藩人口竝に出生、死亡數及其千分率、同じく元祿十四年以降の夫等を三地域別に表示しよう。比率は増谷氏の計算に依るものであるが、檢算の上訂正したものである。

1 對馬藩人口、出生、死亡數及千分率

年次	總人口	出生數	死亡數	出生率	死亡率
貞享 四	三二、六一	五五四	五六六	一七七七	一八・一六
元祿 元	三一、〇二六	五二〇	五七八	一六七六	一八・六三
〃 二	三一、〇九二	六四四	四七三	二〇七一	一五・二一
〃 三	三一、五五七	七八四	七三五	二五・一六	二三・五九
〃 四	三一、四五八	六三八	五一六	二〇・二八	一六・四〇
〃 五	三一、五四八	六二八	七六四	一九・五八	二四・二一
〃 六	三一、六四四	五八五	九七〇	一八・四八	三〇・六五
〃 七	三一、六九四	七二八	七七二	二二・六五	二四・三二
〃 八	三一、九五三	七九四	七八五	二四・八四	二四・五六
〃 九	三一、三八三	六九〇	五〇九	二二・三〇	一五・七一
〃 一〇	三一、四六二	六五六	七三〇	二〇・二〇	二二・四八
〃 一一	三一、五八〇	五九七	五八八	一八・三二	一八・〇四
〃 一二	三一、七二五	六〇五	五六六	一八・四八	一七・二九
〃 一三	三一、六九二	六〇四	八八七	一八・四七	二七・一三
〃 一四	三一、四三八	六二八	七三〇	一九・三六	二三・五〇
〃 一五	三一、〇二八	六七二	八八八	二〇・九五	二七・七二
〃 一六	三一、七四七	五七四	七四三	一八・〇八	二三・四〇
寶永 元	三一、五三六	六四九	七六八	二〇・五七	二四・三五
〃 二	三一、五二三	七四一	六六三	二三・五〇	二一・〇三

同上三地域別表

年次	人口數			出生數			死亡數			出生率			死亡率		
	府中	鄉村	銀山	府中	鄉村	銀山	府中	鄉村	銀山	府中	鄉村	銀山	府中	鄉村	銀山
寶永 三	三、六二二	七、一五五	五、三一一	二、三六一	一、六七九	一、六七九	〃	七	二、九〇三	六、七〇	八、一三	二、三〇七	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇
〃 四	三、三一九	七、八〇〇	六、二一一	二、四九〇	一、九五四	一、九五四	正徳	元	二、九六一〇	五、三六	八、三五	一、八一〇	二、八一〇	二、八一〇	二、八一〇
〃 五	三、〇八五	六、六九	七、三四	二、二六八	二、三九九	二、三九九	〃	二	二、九五〇三	七、三六	八、三三	二、四九四	二、四九四	二、四九四	二、四九四
〃 六	三、〇三三	六、三二	一、〇〇七	二、〇九一	三、三三一	三、三三一	平均	均	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
元祿 一	一五、九三五	一五、八八〇	六、二二三	二、八八	三、三五	三、三五	府中	三、七七	三、三四	一、九	一、八〇七	二、一〇九	八、〇二	二、三六五	二、一〇三
〃 二	一五、四四七	一五、九八五	五、九六	二、五六	四、〇五	四、〇五	鄉村	二、八〇	二、八〇	三、〇	一、六五七	二、五三三	一、六七七	三、七四一	一、七五一
〃 三	一五、二二七	一六、〇三八	五、八二	一、四八	四、一〇	四、一〇	銀山	三、二八	三、八七	二、六	九、七八	二、五五六	二、七四九	二、一六八	二、四一三
寶永 元	一四、九二六	一六、〇三八	五、七二	二、五三	三、九一	三、九一	府中	三、六二	三、九四	一、二	一、六九五	二、四三七	八、七四	二、四二五	二、四五六
〃 一	一四、六九五	一六、二五九	五、六九	二、五九	四、六五	四、六五	鄉村	三、九二	二、五二	一、九	一、七六二	二、八五九	二、九八七	二、六六七	一、五四九
〃 二	一四、五八〇	一六、四七二	五、六九	二、三四	四、八一	四、八一	銀山	二、五二	二、七二	七	一、五三六	二、九二〇	一、七五七	一、七二八	一、六五一
〃 三	一四、〇一九	一六、七四〇	五、六〇	三、四七	四、一七	四、一七	府中	二、五二	二、六六	二、一	二、四七五	二、四九一	二、八五七	二、三一八	一、五八九
〃 四	一三、二六一	一六、九三一	六、六一	二、〇八	四、四一	四、四一	鄉村	三、五八	三、五四	二、二	一、五六八	二、六〇四	三、〇二五	二、六九九	二、〇九〇
〃 五	一二、五二五	一七、〇六七	六、五一	一、七五	四、五〇	四、五〇	銀山	五、六七	四、〇六	三、四	一、三九八	二、六三六	一、〇七五	四、五三〇	二、三七八
〃 六	一二、〇九一	一七、二〇二	六、四二	一、九二	四、六七	四、六七	府中	四、五三	三、四二	一、八	一、五八七	二、七二四	一、七二三	三、七四六	一、九八八
正徳 元	一一、九三六	一七、〇五四	六、一〇	一、四七	三、八三	三、八三	鄉村	二、五〇	五、六〇	二、五	一、二三一	二、二四五	九、六七	二、〇九四	三、二八三
〃 二	一一、八三九	一七、〇五七	六、〇七	二、二八	五、〇四	五、〇四	銀山	三、一三	四、九一	一、九	一、八四一	二、九五四	二、三〇六	二、六四三	二、八七八

右表に依て見るに、對馬藩の出生率は元祿三年の二五・一六を最高とし、

同元年の一六・七六を最低とし、元祿八、寶永四、正徳二の各年は稍、高い

部に屬し、貞享四、元祿十六、正徳元の各年は低い部に屬し、大體に於て

二〇臺を上下する状態で、一般に低率である。之に對して死亡率は、寶永

六年の三三・三二を最高とし、最低は元祿二年の一五・二二であり、元祿六

年、寶永七年、正徳元年は高い部に屬し、元祿九年、同十二年、寶永三年

は低い部に屬し、大體に於て二十數臺を上下する。勿論此高低は鈍翁の指

摘する様に、調査の月(宗門改と同時に)の不同、及「時行の病」等に主として

原因したのであらうから、簡単に趨勢を云爲することが出来ない。然し兩

率を通觀するに死亡率が出生率を超過する年が多く、從て總人口は漸減の

傾向があり、初期の三萬一千臺が末期には二萬九千臺に減少してゐる。

率の差異に比較して總人口數の遞減が見られないのは入出領者を除外

したからである。(他國生れの者及入出領者に就ても鈍翁は記載してゐ

る⁽²⁾)。

本庄博士の研究に依れば、大體に於て徳川中期以前には人口増加の傾向があり、中期以後には停頓状態を示したといふことであるが、之は勿論全國的に通観した場合の結論で、必ずしも個別的に妥當しない。對馬藩に於ては中期以前に早くも右の如き漸減乃至停頓状態を示してゐるのである。蓋し同島は日本海中の一島嶼、田畑少く、磽确不毛の地多く、人口收容力が典型的に制限されてゐた爲であらう。(註)

(註) 對馬藩は十萬石の格式であつたが、領内には表向き石高の定めがなかつた。然し鈍翁が其著「對韓雜記」に記してゐるところに依ると、大體に於て島内の農産物は麥一萬六千石、米千五百石、稷千五百石、蕎麥五千石、小豆六千石であり、尙肥前國基肄、養父兩郡内の領地一萬一千石が存した。島民の食糧は大體以上領内の農産物及肥前領からの貢納米及朝鮮からの輸入米一萬六千俵(五斗三升入)であつた。即ち彼は前記の著書中、「今州中の人數鄉村に作る所を食む者一萬八千人、屬郡より貢する所を食む者四千人、筑紫の買米を食む者三千、貴國(韓國)の米を食む者七千人」と記してゐる。

次に之を府中・鄉村・銀山別に見ると、鄉村の出生率が連年遙かに他の二地方を凌駕してゐることが知られる。尤も銀山が高率の年もあるが、之は其實數が餘りに小に過ぎ、輒く比較すべきではあるまい。府中・鄉村の出生率の差異に就き鈍翁は、「府中の儀人高に應じ候ては生子高多く(少く)の誤候は、府中には妻を持申下人多く、鄉村には妻を持申下人少き故にて御座候」と正當に觀察してゐるが、徳川時代に於ても市街地よりも農村の出生率が高かつたのは一般的であらう。尙彼は鄉村の人口増加(寶永年間の)に就て興味深きことを語つてゐる。即ち當時島内に猪・鹿の跋扈が甚しく、爲に農産物は大害を蒙り、人口を養ふ上にも大に影響を與へたが、其郡奉行在職中徹底的に猪・鹿狩を實行し、遂に其患害を免除し得、爲に著しく人口増加を來したと云ふのである。(註)

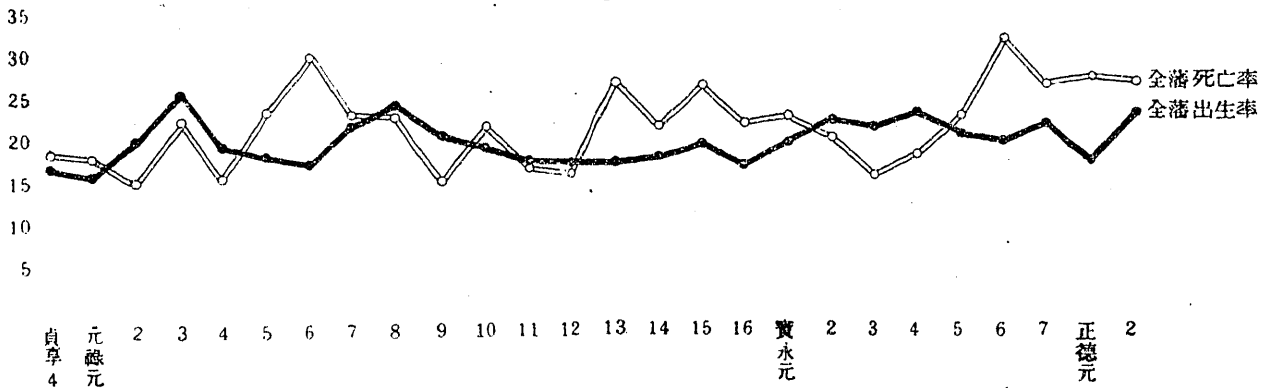
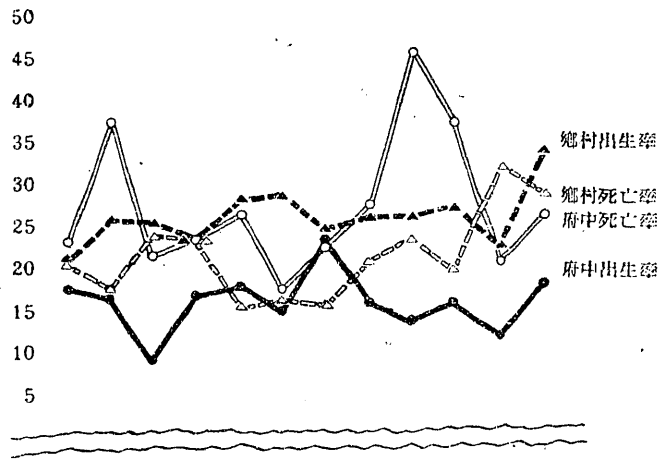
徳川時代の出生率及死亡率

(註) 彼は其著「受益談」に「猪逐詰ハ元祿十三年庚辰ノ冬ヨリ始マリ十年ヲ經テ、寶永六年己丑ノ春ニ至リテ成就セリ、鄉村ノ人高ノ知レ居ケルハ延寶五年丁巳ヨリノ事ニテ、丁巳ノ年ハ一萬四千五百九十三人、寶永六年甲申ニハ一萬六千三十八人、丁巳ヨリ甲申マデ二十七年ノ間ノ人高ノ増シ千四百四十五人ナルニ、今年享保十六年辛亥ノ鄉村ノ人高ハ一萬八千七百五十人、猪逐詰ノ始マリシ後ノ六年目、乙酉ノ年ヨリ今年辛亥マデ二十七年ノ間ノ人高ノ増シハ二千七百十二人」と記してゐる。此頃の出生率の微増及死亡率の減少は其原因の全部が猪狩の結果でもあるまいが、或は重要な一因を爲したものであらう。

次に死亡率に就ては年に依り變動があるが、大體に於て府中が鄉村よりも多少高く、銀山に至ては著しく高率を示し、中には五〇を越ゆる年もある。鈍翁は「生子高少く死人高多き年は時行の病有之たる年にて御座候」と云つてゐるが、醫療設備、衛生思想が農村も市街地も大差なかつた當時に於ては、都市の方が農村よりも死亡率が高いこともあり得べく、殊に流行病等の患は都市の方が受け易かつたであらう。銀山の特別に高率なる理由は單純に結論し得ないが、坑工場施設(マニユファクチュアの形態であつたのは言ふ迄もない)、勞働條件(當初は領民の徭役勞働であり、後には賃銀勞働者も發生した)の劣悪、幼年竝に老年其他婦人勞働者等が少くなかつたことを暗示するものではなからうか。

(註) 延寶年間の銀山人口は、一、三五〇人位であつたが、産出量の減退と共に廢坑となるものあり、人口も減少し、後には約半減した。尙同銀山の勞働者状態に就ては遠藤正男氏の「銀山に於ける近代的勞働者の萌芽——徳川時代對馬國諸銀山の勞働者状態——」を参照せられたい。

尙府中・鄉村に就て夫々の出生及死亡率を對照するに、圖表に見る如く、府中の死亡率は連年出生率を超過してゐるに對して、鄉村の方は常に出生率が死亡率を超過してゐる。従て兩者の人口數は、町方が漸減してゐるの



に對し、郷村は漸増を示してゐるのである。對馬全藩の人口は此農村の出生超過に依り、辛うじて激減を免れたものに外ならぬ。此町方と郷村との出生死亡率の相反する傾向は對馬藩だけの特例か否か(恐らくそうであるまい)、固より尙吟味を要するが、頗る注意に價ひするものと思ふ。

- (1) 「統計集誌」第五五一號(昭和二年六月)一〇頁——一七頁。
- (2) 「口上覺書」(前掲、七二頁——七九頁)
- (3) 「人口及人口問題」四七頁。
- (4) 「日本經濟叢書」第十三卷三七五、六頁。
- (5) 同上第四卷七二頁。
- (6) 同上五七二頁——五七三頁。
- (7) 同上七二頁。
- (8) 九州帝大「經濟學研究」第六卷第四號(昭和十一年十二月)。

二、南部藩の例

森嘉兵衛氏の「舊南部藩に於ける天明の飢饉」と題する論文⁽¹⁾中、寶曆三年より寛政十年に至る(此の間多くの缺年がある)南部藩の戸數、人口、出生、死亡數及入出領者數が掲載され、且つ其年の作柄との關係が示されてゐる。同表は新渡戸仙岳氏編「舊藩時代口戸沿革資料」を中心とし、森氏が訂正作成されたものである。今之を轉載し、且出生、死亡率を算出して見よう(入出領者を除外す)。

南部藩人口、出生、死亡數並千分率

年	次	戸數	人口	出生	死亡	出生率	死亡率	備考
寶曆	三	三,五二	三五,九〇	六〇元	九九三	一六八	二七八	不作
〃	七	四,〇七	二九,四三	二,六九七	八,三五〇	九〇七	二,六〇七	飢饉

明和四	五、三六八	三〇六一〇	六、八七二	六、〇三三	三、三四	三、三三	平作
〃五	五、四〇〇	三〇、八五九	七、七五五	八、一九六	三、五〇九	二、六〇	〃
天明元	五、一八五	三〇、六〇〇	八、三七九	八、三六九	二、七五八	二、七〇一	不作
〃二	五、〇七四	三〇、五八三	八、四〇八	八、五七六	二、七六二	二、六〇四	〃
〃三	五、〇三二	三〇、六〇七	八、五九	八、六五	二、七〇	二、六三	〃
〃四	四、五七〇	二四、九六三	七、九一四	六、六九六	三、一八	二、五〇四	飢饉
〃五	四、七九九	二四、六五四	八、五九	八、六二	三、四	三、七	〃
〃六	四、七九九	二四、九七三	八、二五九	八、八二	三、六	三、六二	〃
〃七	四、九六六	二四、七七六	八、九七六	九、〇六八	三、七	三、五	〃
〃八	四、九七〇	二四、六四四	八、六七二	八、七六二	三、三	三、六	凶作
寛政元	四、九四一	二四、六八二	九、〇三	九、〇三	三、五	三、八	不作
〃一〇	四、五六六	二四、六一七	一〇、四三〇	一〇、九九七	四、三	四、七	平作

之は云ふ迄もなく天明度の飢饉期を中心とする前後數年の人口現象を示したものであつて、同地方の恆常的狀態を表はすものではない。然し數字の示す所に依ると、凶作飢饉と云ふ特殊の期間にも拘はらず、出生率は必ずしも低くなく、最低の九・〇七及一六・八八を姑く論外とすれば、明和期には二二乃至二五、天明初期には二七臺、同後期には三五―六臺を示し、寛政十年には四二臺にも達してゐるのである。次に死亡率に就いて觀察すれば、天明四年の二六三は勿論稀有の例外としても、連年非常に高率であつて、僅かに明和四年が若干の出生超過を示すのみで、他は悉く死亡超過であり、從て入出領者を度外に置くと、寶曆三年の戸數六二、五二一戸、人口三五五、九八〇人は、寛政十年には四五、六七六戸、一四六、一五七人に激減してゐるのである。尙ほ森氏は農作狀況と出生、死亡率との相關關係に就て、

「此の表に於て明瞭に觀知し得るのは人口の増減が作況に依存してゐることである。明和年間より死亡率が急激に上り、安永年間に至つて死

亡率が常に出産率より高くなつてゐるのは凶作の結果である。人口の總數が減少してゐるのに、出生率が増加し、死亡率がそれに増して増加してゐるのは注目すべき現象である。即ち連年の凶作の（結果）榮養缺乏し、弱兒の出生率と死亡率とを増加した爲めではないだらうか。天明四年の死亡率の高いのは勿論三年の飢饉の結果であらう……」⁽²⁾

と云つてゐられる。此表で作柄と出生、死亡率の相關々係が明瞭に觀知されるか否か、又其關係を爾く簡單に結論して宜しいか否かは、多少問題の餘地が存する様であるが、何れにしても南部藩に於ては凶作飢饉期に於てすらも、出生率は相當高かつた事實（死亡率が高いのは勿論である）は看取される。此特殊の一時期の出生、死亡率を捉へて、多産多死の東北型が早くも徳川時代に現はれてゐるといふ結論を下すことは勿論出来ないが、對馬藩の夫と比較して（時代の相違はあるが）大差あるに徴すれば、或ひは其の一斑を示すものではないかとも思はせる。

- (1) 「社會經濟史學」第二卷第一號（昭和七年四月）
 (2) 同誌、七三頁。

三、甲斐國巨摩郡今福村の例

前二例は一藩全部の合計で、計數も稍大であるが、以下に紹介するのは一村の出生、死亡率の變遷である。第一例は曾て小野武夫博士が「村落人口の變遷に關する一考察」と題して發表されたもので、⁽¹⁾甲斐國巨摩郡今福村、現在の山梨縣中巨摩郡忍村の大字今福である。計數は博士が同村舊名主の所藏した「家數人別増減書上帳」數十冊に依て拾ひ上げられたもので、若干の缺年があるが、文化十三年から明治八年に至る約六十年

間に互つてゐる。内容は戸數、男女別人口、出生、死亡數、出村入村者數、差引増減であるが、明治以後は缺年多く、又出生、死亡數を缺き、更に文久元、二、三の三箇年は出生者中に入村者を加算してゐる（後掲表の文久度の出生率の稍、高きは假に之を加算したからである）。戸數は文化十三年六五戸、慶應四年以後六四戸で殆ど増減なく（最多六八戸）、又入村者は此六十年間に二一五人、出村者は二三人で、年々略、相如くから、何れも之を除外し、左に毎年の男女別人口竝に出生、死亡數を掲げ、且つ五箇年間（缺年がある場合は適當に區切り）の總和比率を算出して見よう。

甲斐國巨摩郡今福村人口、出生、死亡數及千分率

年次	人口		實數	比率	實數	比率
	男	女				
文化一三	一六三	一八一	九	—	六	—
〃 一四	一六〇	一八一	一一	—	八	—
文政元	一六〇	一八六	八	—	五	—
〃 二	一五八	一八七	八	—	八	—
以上合計	六四一	七三五	三六	二六・二六	二七	一九六二
文政八	一五八	一六九	八	—	一四	—
〃 九	一五九	一七一	六	—	五	—
〃 一〇	一五八	一七八	一四	—	八	—
以上合計	四七五	五一八	二八	二八・二九	二七	二七・二九
天保三	一五四	一八〇	一四	—	一五	—
〃 四	一六五	一七四	八	—	七	—
〃 五	一六四	一七一	六	—	二	—
〃 六	一七一	一七六	一三	—	四	—
〃 七	一七〇	一七五	七	—	七	—
以上合計	八二四	八七六	四八	二八・二四	三五	二〇・五九
天保八	一七一	一七五	一一	—	六	—
〃 九	一五八	一七二	八	—	一四	—
〃 一〇	一五九	一七三	六	—	五	—
以上合計	四七五	五一八	二八	二八・二九	二七	二七・二九
天保三	一五四	一八〇	一四	—	一五	—
〃 四	一六五	一七四	八	—	七	—
〃 五	一六四	一七一	六	—	二	—
〃 六	一七一	一七六	一三	—	四	—
〃 七	一七〇	一七五	七	—	七	—
以上合計	八二四	八七六	四八	二八・二四	三五	二〇・五九
天保八	一七一	一七五	一一	—	六	—

元治	二	一四九	一七九	三三八	五	一〇
慶應	二	一四九	一八四	三三三	七	二
〃	三	一三九	一八七	三三六	五	九
〃	四	一三七	一八五	三三三	五	一
以上合計		五七四	七三五	一、三〇九	二二	一六・八一
					二六	一九・六六

此計算に依ると、嘉永期以前は概して出生超過を示し、同期の如き出生率三二・五〇、死亡率二三・二九で、實數に於て一七の超過であるが、安政期以降は概して死亡超過で、同期は出生率三七・二四に對し、死亡率は四〇・五八を示して居り。爾後兩率とも低下してゐるが、死亡率の超過は變りなく、從て人口の漸減を來たし、文化十三年に三四四人であつたのが、慶應四年には三三二人となつた。

尙本村は最初から最後迄女子人口が男子人口を遙かに超過（文化十三年男一〇〇に對し女一一一、慶應四年同一三五）してゐるのが特徴であるが、其理由及之が出生死亡に影響してゐるか否か、勿論判然しない。

(1) 「社會經濟史學第一卷第一號(昭和六年五月)」

四、武藏國葛飾郡東舟堀村の例

土屋喬雄氏の「宗門改帳の社會經濟史的考察」と題する論文⁽¹⁾中、徳川時代の動態人口の一例として、標題村の人口が關説されてゐる。即ち同村の宗門改帳に依て、寛政五年乃至嘉永七年の六十年間の（若干の缺年あり）、村高（六二三石餘、増減なし）、耕作地高（小前持の分、他村へ入作の分）、家數（寛政五年一六三戸、殆ど増減なく嘉永七年には一六二戸）、男女別人口、入出村者、出生及死亡數が計上されてゐる。但し出生・死亡數

徳川時代の出生率及死亡率

の判明してゐるのは天保二年以降であるから、茲には其以前を省略し、今福村の例に依て五年毎の總和比率を掲げよう。出入人口は殆ど連年出生死亡數よりも多いが（天保二年より嘉永七年迄出村者九六三人、入村者一、一九九人であるが、戸數の殆ど増減なきに徴すれば、此等は主として奉公人の出入であつたらう）、今之は表から除く。

武藏國葛飾郡東舟堀村人口、出生、死亡數並比率

年次	人口		出生數	出生比率	死亡數	死亡比率
	男	女				
天保二	四五二	三七四	八二六	二二	二五	一一
〃	四五〇	三七一	八一	三三	三三	四八
〃	四六〇	三七〇	八三〇	三二	三三	三七
〃	四六八	三六四	八三二	三五	三三	三七
〃	四六六	三七四	八四〇	三三	三三	四一
〃	四七一	三六九	八四一	三二	三三	三三
〃	四六〇	三六五	八二五	三五	三三	四二
以上合計	—	—	五、八一五	三二	三六・〇〇	二六・二
天保一四	四二八	三六五	七九三	二二	二二	二二
〃	四三三	三七六	八〇九	一九	一九	二九
弘化二	四三八	三七二	八一〇	一六	一六	二二
〃	四三二	三七九	八一	二四	二四	二六
〃	四五二	三七九	八一	二四	二四	二六
〃	四五二	三七九	八一	二四	二四	二六
〃	四五二	三七九	八一	二四	二四	二六
以上合計	—	—	四、〇八〇	一〇三	二五・二五	二四
弘化五	四五四	三九一	八四五	三〇	三〇	一九
嘉永二	四五六	三九二	八四八	一八	一八	一八
〃	四五六	三八一	八五七	一八	一八	一六
〃	四七三	三九三	八六六	二八	二八	一三
〃	四六五	四〇七	八七二	二四	二四	一六
以上合計	—	—	—	—	—	—

以上合計	—	四二八八	一八	二七五二	八二	一九二二
嘉永 六	四七二	四〇一	八七三	一八	—	一六
〃 七	四九六	四二五	九二一	三〇	—	一六
以上合計	—	一七九四	四八	二六九一	三三	一七九四

本表に就て見るに、天保前半期には出生率三八・〇〇、死亡率四五・〇六を示し、同十四年乃至弘化四年には二五・二五對三〇・三九で、此間天保十四年を例外とするのみで、連年死亡の超過である。之は恐らく當時の凶歉飢饉の影響を受けたものであらう。⁽²⁾然るに弘化五年乃至嘉永五年には逆に二七・五二に對する一九・一二、嘉永六七年には二六・九一對一七・九四で、何れも出生超過であるが、前期に比して兩者共率が低下してゐる。

結局總人口に於ては天保二年の八二六(寛政五年には六八五)が、嘉永七年には九一一に増加した。此間判明してゐる年の總出生者數は四九〇(平均出生率三〇・八八)、總死亡數は五〇〇(平均死亡率三一・五二)で、一〇人の死亡超過であるが、入村者が出村者よりも多かつたので、總人口數は斯く増加したのである。尙本村は今福村と反對に終始男が女よりも著しく多く、寛政五年には女一〇〇に對し男一〇五、天保二年及嘉永七年には共に一一一を示してゐる。

- (1) 社會經濟史學第三卷第八號(昭和八年十二月)。
- (2) 同誌八九頁。

五、筑前國宗像郡池田村の例

本村は現在福岡縣宗像郡池野村に屬する大字であるが、其人口變遷に就て先年伊東尾四郎氏が「徳川時代に於ける農村人口の停頓状態」と題して紹

介された。⁽¹⁾即ち之に依り吾々は延享三年から文化十五年(文政元年)に至る七十二年間の男女別人口及男女別出生數を知り得るのであるが(但し此内延享三年、寛延二年及文化七年以降は出生者數が判明せぬ)、今前記の例に倣ひ每五箇年の出生率を算出しよう。

筑前國宗像郡池田村人口及出生數、同比率

年次	人口		出生		出生率
	男	女	男	女	
延享 四	三六九	三二五	六八四	四	一〇
〃 五	三六七	三二七	六八四	五	一三
寛延 三	三七五	三二三	六九八	七	一七
〃 四	三五八	三三二	六八〇	四	一八
寶曆 二	三七〇	三三〇	七〇〇	一一	一八
以上合計	—	—	三、四四六	—	六五
寶曆 三	三七一	三三四	七〇五	六	一三
〃 四	三八〇	三三二	七〇二	一一	一六
〃 五	三八六	三三五	七二一	一五	三〇
〃 六	三九六	三三七	七三三	一〇	一一
〃 七	四〇五	三三九	七四四	一一	二二
以上合計	—	—	三、六〇五	—	一〇三
寶曆 八	三九九	三三九	七三八	五	一一
〃 九	四〇四	三三五	七三九	四	一四
〃 一〇	四〇二	三二八	七三〇	一三	一六
〃 一一	四〇〇	三三二	七三二	九	一八
〃 一二	四〇〇	三三九	七三九	八	一八
以上合計	—	—	三、六七八	—	一一〇
寶曆 一四	四〇一	三四三	七四四	九	一五
明和 二	四一九	三五七	七七六	二二	一五

男子超過を示してゐることは、女子の出村者が多かつたのか、或は女兒間引が行はれたのではないかと考へられる。

(1) 「社會經濟史學」第七卷、第十一號(昭和十三年二月)。

六、其他の若干例

以上は一藩或は一村に就て比較的長期間の出生、死亡率であるが、序乍ら極く短期の或は一年限の例を若干紹介しよう。

(イ) 元祿五年の唐津藩の例

植村平八郎氏の「唐津藩の育子政策」⁽¹⁾なる論稿中に、元祿五年十月調の同藩の戸口、出生及死亡數が見ゆるが、戸數一一、三九八軒、人口五四、九九四人(男三二、七三八人、女二二、二五六人)で、出生四〇二人、死亡三六五人である。率は出生七・五四、死亡六・六四で兩者共餘りに低率である。十月調故或は滿一年間の計算ではないかも知れぬが、植村氏に依ると同藩では間引の弊習が甚しく、主に女兒を間引いたと云ふから、⁽²⁾出生率は或程度低かつたのであらう。

(ロ) 新庄藩金山の例

高橋梵仙氏の「墮胎間引の研究」(一五七頁)に、貞享二年、四年及元祿二年、三年の四箇年度の同地方人口數と出生及死亡數が掲げられてゐる。之は墮胎間引の行はれた例證として擧げられたもので、左記の如く出生率が甚だ低きこと竝に男女人口數及出生男女數に大差あることが、女兒の墮胎間引を證するのである。

年次	出生數		死亡數		千分比率	
	男	女	男	女	出生	死亡
貞享二	二二五七	一七五六	四三七五	三三三	二〇・七	三三・三

〃	四二、五〇	一七、七六	四三、三六	七、七	一〇、八	五、三	六、二	四、九	一、九	八、八
元祿二	二、四七六	一、八〇一	四、二七七	五、五	三、五	九、九	三、七	二、〇	九、九	三、〇
〃	三、二、〇四	一、七、三三	四、三、三六	五、三〇	七、六	二、七	四、五	一、七	四、四	一、〇

(ハ) 上總國武射郡富田村の例

前記二例は墮胎間引に因る低出生率の例であるが、之と反對に墮胎間引を免除した爲に出生率を著しく引上げた例として、本庄博士は上總國武射郡富田村を紹介された。⁽³⁾同村は高一三三石、元祿頃戸數一九六軒、人口一千人位だつたのが、墮胎間引の結果戸口が激減して安政二年には一一二軒、五一七人、即ち約半減した。此弊習が如何に甚しかつたかは、安政四年の出生二六人中、存命一三、死亡(産)者一三で、存命者中十名迄が長男、又死亡者中九人迄は次男以下であつたことに依て知られる。⁽⁴⁾然るに同村の特志家大高善兵衛が此弊風を戒諭し、又貧兒孤兒を養育するに努めた結果、安政五年以後年々出生率を増し、又乳兒の死亡率を低下した。即ち五年には出生二六人、六年二九人、萬延元年三一人となり、假に安政二年の總人口に比すると五〇以上の率となる。又死亡數は低減して夫々九人、七人、八人となつた。⁽⁵⁾

(ニ) 長野縣平野村の例

平野村誌上卷(一四八頁)には、舊今井村外九ヶ村(此等が合併して平野村となり、又現在の岡谷市の母胎となつた)の寛文五年から明治五年に至る人口の變遷を掲げてゐるが、其中出生及死亡數を記するのは天明五年のみである。今之に依て兩率を計算すると次の如くであつて、各村共殆ど死亡超過を示し、全體の比率は出生二一・二六、死亡二五・三三で、前年に比し實數に於て一四人を減じてゐる。

平野村出生及死亡率(天明五年)

村名	總人口	男	女	出生數	死亡數	千分率	
						出生	死亡
今井村	四八七	二五一	二三六	五	三	一〇・七	二四・六
西堀村	二七六	一四一	一三四	九	三	三・三	四・七
小梅澤新田	三三	一七	一八	一	〇	二・八	〇
若宮新田	三三	一七	一四	〇	一	〇	三・三
東堀村	四四四	二三八	二〇六	一四	五	三・四	一・二
小井川村	八三三	四四二	三九一	九	一四	一・〇	一・七
小口村	三三四	一六	九六	三	〇	一・〇	四・七
岡谷村	五三三	二九一	二四二	一三	二六	二・五	三・二
間下村	一六四	七六	八八	三	八	一・八	四・八
小尾口村	四五五	二五一	二〇四	一六	八	三・五	一・七
合計	三、四四三	一、八三三	一、六一	七三	七	二・二	二・五

(1) 「經濟史研究」第四九號(昭和八年十一月)。

(2) 同誌八〇頁。

(3)(4)(5) 「人口及人口問題」一一七頁、一五二頁。

むすび

以上僅少の事例では勿論何らの結論を得ることは出来ないが、以上の概観で假に言はれるとすれば、徳川時代に於ても案外(？)に、出生率は低くなく、やはり二〇乃至三〇臺を上下したといふ事である。然し之に對して、或は之にもまして高かつたのは死亡率である。天災飢饉の爲に死亡率が臨時的に高いのは別としても、恆常的にも高かつたことが窺ひ知られる。徳川時代の人口が停滯した理由は、恐らく此死亡率の高かつたことに依るであらう。當時の人口の停滯性は色々の見地から説明されるであらうが、社會經濟史的な立場から、假に常識的な概括的な見方を以てすれば、鎖國下の又領域に限られたる封建的生產關係、經濟關係が、既に發展性を

徳川時代の出生率及死亡率

失なひ、矛盾の極、將に崩壊に瀕して、其主要生産たる農業生産力も行きつまり、從て人口收容力も一般的に極限に達してゐたのであると説明することが可能であらう。

國勢調査間年次に於ける男女年齢

別人口の推計 (二)

館 稔
窪 田 嘉 彰

五

前號に於ては、昭和五年及昭和一〇年兩度の國勢調査間年次に於ける男女各歳別年齢構成を補間した。本號に於ては、大正九年及大正一四年、大正一四年及昭和五年の各國勢調査間年次の人口構成を推計し、尙併せて大正九年第一回國勢調査以前大正五年に至る迄遡つて推計を試みた。かくて大正五年より昭和一五年に至るまで二十五箇年間の男女年齢各歳別人口を推計し得たこととなる。

推計方法は前號所載の方法を一貫して用ひ一應統一して比較し得ることとしておいた。ただ此の推計方法の根幹をなす生存率については、大正一五年から昭和四年に至る間は、大正一五年より昭和五年に至る事實に基いて算定されたる内閣統計局第五回生命表に、大正五年から大正一三年迄は、大正一〇年より同一四年に至る事實に據る内閣統計局第四回生命表の生存率を用ふることとした。

以上の結果を取纏めて表示すれば、以下、第二表の如くである。

第 2 表 皇 大正 5 年 男女年齡別推計人口 (1) 總 數

(各年10月1日現在)

年 齡	大正 5 年	大正 6 年	大正 7 年	大正 8 年	* 大正 9 年	大正 10 年	大正 11 年	大正 12 年	大正 13 年	* 大正 14 年	大正 15 年	昭和 2 年	昭和 3 年	昭和 4 年	* 昭和 5 年
總 數	53,510,100	54,090,400	54,636,600	55,133,300	55,963,053	56,687,600	57,449,300	58,207,300	58,937,400	59,763,822	60,718,600	61,677,500	62,629,760	63,563,900	64,450,005
0 歲	1,685,200	1,642,100	1,602,300	1,548,700	1,877,343	1,804,600	1,847,700	1,852,800	1,840,400	1,920,724	1,988,200	1,990,200	1,980,700	1,976,600	1,952,306
1 歲	1,491,600	1,515,700	1,477,000	1,441,200	1,392,988	1,697,800	1,624,900	1,666,900	1,662,300	1,651,757	1,752,300	1,823,900	1,833,600	1,808,000	1,799,131
2 歲	1,478,300	1,436,300	1,455,400	1,422,200	1,387,655	1,317,200	1,644,200	1,566,300	1,610,100	1,597,427	1,605,500	1,694,600	1,773,800	1,799,700	1,749,485
3 歲	1,431,300	1,466,400	1,465,300	1,427,900	1,391,499	1,360,200	1,324,200	1,618,100	1,534,200	1,580,177	1,577,800	1,582,300	1,661,900	1,749,600	1,773,731
4 歲	1,413,000	1,411,300	1,426,200	1,385,700	1,408,000	1,371,900	1,343,700	1,311,800	1,604,900	1,514,498	1,560,800	1,568,400	1,570,500	1,640,100	1,736,482
0 — 4 歲	7,499,400	7,451,700	7,370,200	7,225,700	7,457,715	7,581,700	7,784,700	8,015,900	8,251,900	8,264,633	8,484,500	8,660,000	8,820,500	8,974,000	9,011,135
5 歲	1,346,600	1,400,100	1,398,300	1,413,100	1,372,928	1,393,700	1,359,100	1,333,900	1,305,900	1,509,491	1,502,200	1,548,200	1,565,800	1,564,900	1,625,564
6 歲	1,304,700	1,337,900	1,391,000	1,389,300	1,403,923	1,363,200	1,383,300	1,350,200	1,327,800	1,303,522	1,588,200	1,493,900	1,539,800	1,567,300	1,563,415
7 歲	1,309,200	1,298,000	1,331,000	1,383,900	1,382,121	1,397,000	1,355,300	1,374,900	1,343,000	1,333,561	1,294,600	1,579,100	1,487,700	1,533,500	1,570,946
8 歲	1,268,800	1,303,400	1,292,300	1,325,200	1,377,788	1,378,700	1,391,200	1,348,400	1,367,500	1,336,979	1,318,600	1,286,700	1,571,300	1,482,700	1,528,554
9 歲	1,227,200	1,264,000	1,298,500	1,287,400	1,320,150	1,374,000	1,376,100	1,386,200	1,342,400	1,360,879	1,333,800	1,314,500	1,279,600	1,564,400	1,478,576
5 — 9 歲	6,456,400	6,603,300	6,711,100	6,798,800	6,856,920	6,906,600	6,865,000	6,793,600	6,686,600	6,924,432	7,037,300	7,222,400	7,444,200	7,712,900	7,767,085
0 — 9 歲	13,955,800	14,055,100	14,081,300	14,024,400	14,314,655	14,488,300	14,649,700	14,809,500	14,938,500	15,189,065	15,521,900	15,882,400	16,264,700	16,686,900	16,778,220
10 歲	1,087,100	1,222,900	1,259,500	1,293,900	1,282,875	1,315,100	1,370,600	1,373,900	1,381,600	1,336,814	1,361,400	1,330,900	1,310,700	1,272,800	1,557,981
11 歲	1,103,600	1,083,400	1,218,700	1,255,200	1,289,435	1,278,400	1,310,100	1,367,400	1,371,800	1,377,149	1,335,200	1,362,000	1,328,200	1,307,000	1,266,193
12 歲	1,095,600	1,099,600	1,079,500	1,214,300	1,250,686	1,286,300	1,273,800	1,304,900	1,363,900	1,369,551	1,374,100	1,333,500	1,362,600	1,325,400	1,303,277
13 歲	1,141,100	1,091,000	1,095,000	1,075,000	1,209,227	1,243,900	1,282,500	1,268,500	1,299,000	1,359,758	1,362,800	1,370,500	1,331,200	1,352,600	1,322,107
14 歲	1,131,800	1,135,100	1,085,300	1,089,300	1,069,374	1,202,200	1,235,900	1,277,300	1,261,900	1,291,758	1,351,500	1,354,800	1,365,600	1,327,700	1,351,487
10 — 14 歲	5,559,100	5,632,000	5,738,000	5,927,600	6,101,567	6,325,900	6,472,900	6,592,000	6,678,300	6,735,030	6,785,000	6,751,700	6,698,300	6,585,600	6,801,045
15 歲	1,110,800	1,124,200	1,127,500	1,078,100	1,082,026	1,060,300	1,193,500	1,226,100	1,270,300	1,233,443	1,285,200	1,341,600	1,345,100	1,359,100	1,322,615
16 歲	1,046,800	1,101,700	1,113,000	1,118,300	1,069,259	1,073,400	1,049,700	1,183,000	1,214,500	1,261,474	1,243,700	1,276,900	1,329,800	1,333,600	1,350,684
17 歲	956,000	1,036,800	1,091,100	1,104,300	1,107,600	1,054,200	1,063,300	1,037,700	1,170,900	1,201,311	1,247,000	1,232,300	1,267,000	1,316,400	1,320,413
18 歲	983,000	947,800	1,025,800	1,079,600	1,092,646	1,091,500	1,038,200	1,052,300	1,024,700	1,157,314	1,186,100	1,231,300	1,219,800	1,256,000	1,301,759
19 歲	924,100	971,000	937,200	1,014,300	1,067,518	1,077,800	1,074,900	1,021,600	1,040,700	1,011,235	1,144,100	1,170,200	1,214,900	1,206,600	1,244,133
15 — 19 歲	5,021,600	5,181,400	5,296,600	5,394,600	5,419,057	5,357,200	5,419,500	5,520,600	5,721,200	5,885,277	6,106,100	6,252,400	6,376,700	6,471,600	6,539,604
10 — 19 歲	10,580,700	10,813,400	11,034,600	11,322,300	11,520,624	11,683,200	11,892,400	12,112,600	12,399,500	12,620,367	12,891,100	13,064,100	13,075,000	13,057,300	13,340,649
20 歲	909,300	913,500	939,900	926,500	1,002,757	1,053,200	1,062,900	1,058,200	1,004,900	1,029,081	997,600	1,130,200	1,154,100	1,198,200	1,193,111

21歳	892,800	898,900	903,100	948,900	915,908	990,600	1,039,000	1,048,100	1,041,600	988,413	1,018,400	984,100	1,116,300	1,138,100	1,181,627
22歳	850,600	882,700	888,800	892,900	938,223	908,200	978,600	1,025,100	1,033,600	1,025,265	979,700	1,008,000	970,700	1,102,700	1,122,289
23歳	808,400	841,100	872,900	876,900	883,009	929,800	900,700	967,000	1,011,500	1,019,439	1,015,600	971,400	997,900	957,700	1,089,434
24歳	807,900	799,600	832,000	863,500	869,413	873,700	921,800	893,600	955,700	993,329	1,009,900	1,006,400	963,400	988,100	945,035
20 — 24歳	4,269,000	4,336,000	4,456,800	4,510,800	4,609,310	4,755,400	4,903,000	4,991,900	5,047,300	5,060,527	5,021,300	5,100,000	5,202,500	5,394,300	5,531,506
25歳	731,500	799,400	791,300	823,300	854,425	860,500	864,700	914,200	886,800	944,858	988,400	1,000,700	997,500	955,800	978,773
26歳	768,400	724,100	719,300	783,200	814,933	844,200	851,900	856,200	907,000	880,505	934,400	978,900	991,900	988,000	948,525
27歳	803,700	760,800	716,600	783,500	775,477	804,600	834,300	843,700	847,900	900,130	873,000	924,300	969,800	980,860	980,860
28歳	769,800	735,900	753,500	710,000	775,895	766,700	794,600	824,700	835,700	839,974	893,400	865,700	914,500	960,900	975,235
29歳	739,400	762,500	788,300	746,300	703,219	769,000	758,100	784,700	815,300	828,004	834,000	886,900	858,600	904,900	952,231
25 — 29歳	3,812,800	3,842,700	3,841,200	3,846,300	3,923,949	4,045,000	4,103,700	4,223,500	4,292,800	4,393,471	4,523,200	4,656,500	4,732,300	4,794,000	4,835,634
20 — 29歳	8,031,800	8,178,600	8,298,000	8,357,000	8,533,259	8,800,400	9,006,700	9,215,400	9,340,200	9,453,998	9,544,500	9,756,500	9,934,700	10,178,800	10,367,140
30歳	667,600	732,500	755,300	781,000	739,341	696,200	763,300	749,700	775,100	806,133	821,000	828,200	880,600	851,700	895,532
31歳	700,800	661,300	725,700	748,300	773,679	733,200	683,200	755,700	741,400	765,507	800,800	814,200	832,500	874,400	844,932
32歳	712,000	694,200	655,200	718,900	741,333	766,800	727,200	682,300	749,200	733,141	760,800	795,400	807,400	816,800	868,273
33歳	709,000	705,400	687,700	649,000	712,177	734,300	760,000	721,200	675,400	742,735	728,000	756,000	790,100	800,600	811,157
34歳	703,700	702,300	698,700	681,200	642,920	705,600	727,300	753,200	715,200	668,571	736,900	722,800	751,200	784,700	793,771
30 — 34歳	3,493,100	3,495,800	3,522,600	3,578,400	3,609,450	3,656,200	3,666,100	3,662,200	3,656,300	3,716,087	3,847,400	3,916,600	4,051,800	4,128,300	4,213,665
35歳	722,000	696,900	695,600	692,000	674,709	637,800	699,000	720,300	746,400	709,169	663,800	731,000	717,600	746,400	779,348
36歳	671,600	714,900	690,100	688,700	685,172	667,500	632,500	692,300	713,100	739,439	703,100	658,900	725,100	712,300	741,559
37歳	700,300	664,900	707,700	683,100	681,796	677,600	660,100	627,200	685,500	705,897	733,500	697,000	654,000	719,100	707,038
38歳	678,700	633,100	658,000	700,400	676,085	674,000	670,000	652,700	621,700	678,657	699,300	727,400	690,800	649,000	713,020
39歳	658,100	671,600	635,800	651,100	692,976	669,000	666,100	662,200	645,200	616,215	672,900	692,500	721,100	684,400	643,868
35 — 39歳	3,430,700	3,441,400	3,437,100	3,415,300	3,410,738	3,325,800	3,327,700	3,354,700	3,412,000	3,449,377	3,472,500	3,506,800	3,508,700	3,511,300	3,584,833
40歳	680,600	651,000	664,300	678,400	644,026	685,800	661,700	658,100	654,400	637,609	617,700	666,900	685,500	714,600	677,895
41歳	612,100	673,100	643,800	657,000	670,919	638,300	678,500	651,400	650,000	646,454	631,700	608,800	660,800	678,300	708,016
42歳	593,300	645,200	665,500	636,500	649,605	663,100	632,500	671,200	647,100	641,910	639,800	635,600	599,700	654,600	671,065
43歳	577,400	586,500	598,300	657,800	639,209	642,500	655,100	626,000	663,700	639,619	632,900	632,900	619,400	590,600	648,262
44歳	533,200	570,600	579,500	591,100	650,005	621,900	638,300	647,000	620,500	656,143	632,900	629,200	626,000	613,100	581,300
40 — 44歳	2,996,600	3,086,300	3,151,300	3,220,900	3,243,764	3,251,500	3,263,100	3,257,300	3,235,700	3,221,765	3,157,700	3,163,400	3,191,400	3,251,200	3,286,478
45歳	480,600	526,600	563,600	572,400	583,875	642,000	614,300	627,800	638,800	614,300	648,600	626,000	622,600	618,900	606,570
46歳	446,800	474,500	519,900	556,400	565,067	576,300	633,900	606,600	620,200	630,311	606,200	640,900	618,900	615,700	611,517
47歳	476,800	440,800	468,200	513,000	548,974	557,100	568,600	625,500	598,700	612,388	622,700	597,900	632,000	611,500	608,661

國勢調査間年次に於ける男女年齢別人口の推計人口 (二)

年 齡	大正 5 年	大正 6 年	大正 7 年	大正 8 年	大正 9 年*	大正 10 年	大正 11 年	大正 12 年	大正 13 年	大正 14 年*	大正 15 年	昭和 2 年	昭和 3 年	昭和 4 年	昭和 5 年*
48 歲	543,800	470,200	434,700	461,600	505,850	541,000	548,800	560,500	616,800	590,477	604,200	614,800	589,200	621,500	603,820
49 歲	460,900	535,800	463,200	428,300	454,801	498,700	532,700	540,200	552,100	607,673	582,700	595,700	606,400	580,100	615,695
45 — 4 9 歲	2,408,900	2,447,900	2,449,500	2,531,600	2,658,567	2,815,200	2,898,300	2,960,600	3,026,600	3,055,149	3,064,500	3,075,200	3,069,900	3,050,700	3,046,263
40 — 4 9 歲	5,405,500	5,534,200	5,600,900	5,752,500	5,902,331	6,066,600	6,161,400	6,217,900	6,262,300	6,276,914	6,222,100	6,238,600	6,261,300	6,301,900	6,332,741
50 歲	458,400	453,600	527,300	455,900	421,094	447,200	491,200	524,100	531,100	543,325	598,400	574,600	566,700	597,700	570,608
51 歲	497,000	450,700	446,000	518,500	448,277	414,800	439,300	488,300	515,000	521,759	535,100	588,600	566,000	577,300	588,529
52 歲	461,500	488,200	442,800	438,100	509,372	440,700	407,900	431,100	475,100	505,639	517,700	526,500	578,400	557,000	567,530
53 歲	367,100	452,800	479,000	434,500	429,877	500,100	432,700	400,600	422,600	466,551	496,700	507,900	517,400	567,700	547,563
54 歲	354,400	359,700	443,700	469,400	425,742	419,100	490,400	424,400	393,000	413,629	457,600	487,200	497,700	507,900	556,464
50 — 5 4 歲	2,138,300	2,205,000	2,338,800	2,316,400	2,234,762	2,221,900	2,261,500	2,263,500	2,336,800	2,450,903	2,605,400	2,684,900	2,746,300	2,807,700	2,830,694
55 歲	334,000	346,800	352,000	434,200	459,314	415,800	407,900	480,200	415,600	384,980	405,500	448,300	477,400	487,100	497,866
56 歲	378,500	326,200	338,700	343,800	424,069	448,400	405,300	396,100	469,300	406,272	376,500	396,900	438,500	467,000	473,999
57 歲	374,200	369,000	318,000	330,200	335,152	413,400	436,800	394,300	383,800	457,896	396,900	367,600	387,900	428,300	456,220
58 歲	383,600	364,000	358,900	309,400	321,242	326,400	402,100	424,600	382,700	371,019	446,000	387,000	358,200	378,500	417,517
59 歲	391,000	372,300	353,300	348,400	300,316	311,900	317,100	390,300	411,900	370,650	362,600	433,500	376,700	348,400	368,501
55 — 5 9 歲	1,861,300	1,778,300	1,720,900	1,765,900	1,840,093	1,915,800	1,969,200	2,085,600	2,063,400	1,990,817	1,987,500	2,033,400	2,038,700	2,109,300	2,216,103
50 — 5 9 歲	3,999,600	3,983,300	4,059,800	4,082,300	4,074,855	4,137,700	4,230,700	4,349,000	4,400,200	4,441,720	4,592,900	4,718,200	4,785,000	4,916,900	5,046,797
60 歲	366,300	378,700	360,600	342,100	337,385	290,400	302,200	307,500	378,000	398,554	360,600	353,700	420,500	365,800	338,021
61 歲	353,700	353,900	365,800	348,300	330,555	325,100	280,200	292,100	297,400	365,201	386,100	350,000	344,300	406,800	354,338
62 歲	350,200	340,800	341,000	332,500	335,636	318,000	312,400	269,600	281,600	286,976	352,800	373,000	338,800	334,300	392,373
63 歲	319,600	336,400	327,300	327,600	338,637	321,800	305,000	299,200	258,500	270,508	276,100	339,700	359,300	327,000	323,756
64 歲	310,000	305,900	322,000	313,300	313,592	323,500	307,400	291,500	285,500	247,012	259,500	264,700	326,100	344,900	313,597
60 — 6 4 歲	1,699,600	1,715,600	1,716,700	1,683,900	1,655,805	1,578,900	1,507,100	1,459,700	1,500,900	1,568,341	1,635,000	1,681,200	1,788,900	1,778,700	1,722,085
65 歲	264,100	295,600	291,700	307,100	298,841	299,700	307,800	292,500	277,400	271,264	236,200	248,000	252,900	311,900	329,906
66 歲	269,900	250,900	280,800	277,200	291,773	284,400	285,400	291,800	277,200	268,027	258,700	225,000	236,100	240,700	297,268
67 歲	279,500	235,400	237,400	265,700	262,311	276,400	269,600	270,700	275,300	261,498	249,300	245,500	213,300	223,600	227,974
68 歲	250,900	263,200	240,500	223,600	250,216	246,700	260,600	254,300	255,600	258,447	247,600	235,400	232,300	201,600	211,139
69 歲	211,600	234,900	246,400	225,200	209,396	234,100	230,600	244,300	238,700	240,104	243,300	233,300	221,300	218,700	189,543
65 — 6 9 歲	1,275,900	1,300,000	1,297,000	1,298,800	1,312,537	1,341,200	1,353,900	1,353,600	1,324,200	1,294,340	1,235,000	1,187,200	1,155,800	1,196,500	1,255,830
60 — 6 9 歲	2,975,600	3,015,600	3,013,700	2,982,700	2,968,342	2,920,100	2,861,100	2,813,300	2,825,100	2,862,681	2,870,100	2,868,400	2,944,700	2,975,200	2,977,915

70歳	195,500	196,900	218,600	229,400	209,626	194,800	217,700	214,300	227,800	222,722	224,300	227,800	218,700	206,800	204,800
71歳	189,100	180,600	182,100	202,100	212,097	194,100	180,000	201,100	197,700	211,005	207,100	208,300	192,100	203,800	192,061
72歳	168,800	179,300	165,900	167,300	185,680	194,900	178,700	165,300	184,600	181,197	194,800	191,400	191,200	188,951	180,951
73歳	153,500	153,900	163,500	151,200	152,546	169,600	177,700	163,300	150,700	168,113	166,200	178,700	175,800	176,300	180,542
74歳	121,000	138,300	139,200	147,900	136,659	138,000	153,600	160,700	148,100	136,143	152,800	151,300	162,600	160,200	160,247
70歳—74歳	833,800	849,500	869,200	897,800	896,618	891,300	907,700	904,700	908,800	919,180	945,200	957,500	961,300	943,300	926,601
75歳	119,200	108,400	124,300	124,700	132,530	122,500	123,600	138,000	144,000	133,164	122,700	137,600	136,600	146,700	144,828
76歳	99,000	105,700	96,200	110,300	110,684	117,700	108,700	109,700	122,700	127,714	119,100	109,500	122,800	122,200	131,201
77歳	81,800	86,900	92,800	84,400	96,817	97,500	103,300	95,400	96,300	108,093	118,400	105,400	96,700	108,400	108,297
78歳	64,900	70,900	75,300	80,400	73,162	84,200	84,900	89,700	82,800	83,125	94,900	99,700	92,300	84,400	94,613
79歳	51,300	55,500	60,600	64,400	68,819	63,000	72,400	73,000	76,900	70,918	72,300	82,400	86,800	79,900	72,779
75歳—79歳	416,200	427,400	449,200	464,300	482,012	484,800	492,900	505,800	522,600	523,014	522,400	534,700	535,300	541,700	551,718
70歳—79歳	1,250,000	1,276,900	1,318,500	1,362,100	1,378,630	1,376,100	1,400,700	1,410,500	1,431,500	1,442,194	1,467,600	1,492,200	1,496,600	1,485,000	1,478,319
80歳	52,400	43,300	46,800	51,100	54,343	58,300	53,500	61,400	62,100	64,931	60,700	62,100	70,600	74,600	68,207
81歳	46,800	43,500	36,000	38,900	42,439	45,400	48,700	44,900	51,400	52,070	55,000	51,300	52,700	59,800	63,355
82歳	39,500	38,200	35,500	29,300	31,696	34,900	37,400	40,100	37,200	42,446	43,300	45,900	42,700	43,400	49,864
83歳	38,000	31,600	30,600	28,400	23,471	25,600	28,300	30,400	32,500	30,457	34,700	35,500	37,800	35,000	35,846
84歳	35,000	29,800	24,800	24,000	22,234	18,600	20,400	22,600	24,100	25,930	24,500	27,900	28,600	30,600	28,189
80歳—84歳	211,800	186,400	173,600	171,700	174,183	182,900	188,400	199,400	207,600	215,834	218,200	222,700	232,400	243,300	245,461
85歳	28,300	26,800	22,800	18,900	18,337	17,200	14,500	16,000	17,800	19,263	20,500	19,300	22,000	22,600	24,481
86歳	23,400	21,100	20,000	17,000	14,129	13,900	13,000	11,100	12,500	13,843	14,900	15,900	15,000	17,100	17,505
87歳	12,600	17,000	15,300	14,500	12,299	10,400	10,300	9,700	8,400	9,610	10,500	11,300	12,100	11,400	12,952
88歳	11,400	8,900	11,900	10,800	10,177	8,800	7,500	7,500	7,100	6,341	7,100	7,800	8,400	9,100	8,485
89歳	8,800	7,900	6,000	8,100	7,294	7,100	6,200	5,400	5,500	5,181	4,500	5,200	5,600	6,200	6,740
85歳—89歳	84,600	81,500	76,000	69,300	62,236	57,400	51,500	49,700	51,200	54,238	57,500	59,400	63,200	66,300	70,163
80歳—89歳	296,400	267,900	249,600	240,900	236,419	240,300	239,900	249,200	258,800	270,072	275,700	282,100	295,600	309,600	315,624
90歳	40,900	28,300	20,600	15,200	13,770	12,900	12,900	12,900	13,000	14,457	12,700	11,500	11,600	12,600	14,102
特殊年齢階級	19,514,900	19,687,000	19,819,300	19,952,100	20,416,202	20,814,300	21,122,600	21,401,500	21,616,800	21,924,045	22,306,800	22,634,100	22,963,000	23,272,500	23,579,265
15—59歳	29,432,300	29,814,700	30,215,100	30,580,300	30,949,630	31,324,000	31,812,100	32,319,300	32,792,300	33,223,373	33,785,600	34,389,100	34,918,200	35,508,900	36,084,780
60歳以上	4,562,900	4,588,700	4,602,300	4,601,000	4,597,161	4,549,300	4,514,500	4,485,900	4,528,400	4,589,404	4,626,100	4,654,900	4,748,500	4,782,400	4,785,960

* 国勢調査

国勢調査間年次に於ける男女年齢別人口の推計人口 (二)

第 2 表 皇大正 5 年 男 女 年 齡 別 推 計 人 口 (2) 男

(各年10月1日現在)

年 齡	大正 5 年	大正 6 年	大正 7 年	大正 8 年	大正 9 年	大正 10 年	大正 11 年	大正 12 年	大正 13 年	大正 14 年	大正 15 年	昭和 2 年	昭和 3 年	昭和 4 年	昭和 5 年
總 數	26,806,600	27,102,500	27,378,200	27,628,800	*28,044,185	28,422,900	28,817,100	29,211,800	29,595,600	*30,013,109	30,503,500	30,983,000	31,463,200	31,945,100	32,390,155
0 歲	854,700	830,700	808,800	782,100	945,066	912,500	930,500	934,100	929,300	965,811	1,004,500	1,003,100	1,000,900	998,700	985,978
1 歲	752,300	764,700	743,300	723,700	699,760	851,000	817,900	836,100	834,900	831,914	877,800	918,000	921,000	910,600	906,284
2 歲	747,500	724,300	736,200	715,600	696,705	676,700	824,900	788,800	808,600	803,695	808,300	849,600	838,200	909,200	882,064
3 歲	723,900	731,500	708,800	720,500	700,319	688,100	665,300	813,000	773,300	794,814	794,000	797,000	834,300	881,900	892,926
4 歲	713,400	714,100	721,600	699,200	710,777	691,000	675,100	659,400	807,600	764,245	785,400	789,500	790,900	824,400	876,190
0 — 4 歲	3,791,800	3,765,300	3,718,800	3,641,100	3,752,627	3,814,300	3,913,700	4,031,400	4,153,700	4,160,479	4,270,100	4,357,200	4,440,300	4,524,800	4,543,442
5 歲	679,800	707,200	707,000	715,300	693,097	704,000	685,100	670,400	656,700	806,161	758,400	779,500	788,500	788,200	818,268
6 歲	658,500	675,500	702,800	708,500	710,875	688,600	699,200	681,100	667,500	655,769	801,100	754,500	773,600	789,500	787,488
7 歲	662,300	655,200	672,200	659,300	699,984	707,700	685,000	695,200	677,900	665,422	651,500	797,000	751,600	772,700	791,425
8 歲	641,800	659,500	652,500	669,300	696,316	698,400	705,100	681,800	691,700	675,149	663,300	647,700	793,500	749,200	770,332
9 歲	619,500	639,400	657,000	650,100	666,884	694,300	697,200	703,000	679,100	688,670	673,600	661,600	644,200	790,400	747,273
5 — 9 歲	3,251,800	3,336,800	3,392,300	3,437,500	3,457,156	3,493,000	3,471,600	3,431,400	3,372,900	3,491,171	3,547,900	3,640,300	3,753,400	3,890,000	3,914,786
0 — 9 歲	7,053,600	7,102,200	7,111,100	7,078,500	7,219,783	7,307,300	7,385,300	7,462,800	7,526,600	7,651,650	7,818,000	7,997,500	8,193,700	8,414,800	8,458,228
10 歲	551,000	617,500	637,300	654,900	647,926	664,100	692,500	696,300	701,000	676,678	687,800	672,300	660,200	641,100	787,708
11 歲	556,900	549,200	615,600	635,300	652,832	645,500	661,500	690,900	695,500	699,259	675,800	667,100	671,100	658,300	638,012
12 歲	553,300	555,200	547,500	613,600	633,372	650,500	643,000	658,900	689,200	694,727	697,700	674,900	686,500	670,000	657,616
13 歲	576,100	551,400	553,300	545,700	611,589	629,800	647,900	640,400	656,100	687,458	691,200	695,900	673,900	685,700	658,724
14 歲	570,300	573,700	549,200	551,100	543,506	608,800	626,100	645,000	637,400	652,869	683,500	687,200	693,800	672,500	684,500
10 — 14 歲	2,807,500	2,847,100	2,902,900	3,000,600	3,089,225	3,198,800	3,271,000	3,331,400	3,379,200	3,410,991	3,436,000	3,417,500	3,385,500	3,328,100	3,436,560
15 歲	562,700	567,300	570,700	546,300	548,173	540,300	605,200	621,500	641,300	633,577	630,300	678,900	682,500	690,900	670,377
16 歲	528,300	558,800	563,500	566,800	542,611	544,200	536,200	600,700	615,900	636,543	629,700	646,900	673,300	676,900	687,032
17 歲	474,100	523,800	554,100	558,700	562,059	533,300	539,400	531,300	595,300	609,350	628,000	624,900	649,500	666,700	670,302
18 歲	485,000	469,500	518,700	548,700	553,269	553,600	527,400	534,000	525,700	589,150	601,500	620,500	619,400	637,400	659,262
19 歲	467,700	479,900	464,500	513,200	542,900	546,400	544,700	519,100	528,100	519,750	582,700	593,200	611,600	613,300	631,690
15 — 19 歲	2,517,700	2,599,300	2,671,500	2,733,800	2,749,022	2,719,800	2,753,000	2,806,500	2,906,300	2,988,370	3,093,200	3,164,400	3,229,300	3,285,200	3,318,663
10 — 19 歲	5,325,200	5,446,400	5,574,500	5,734,400	5,838,247	5,918,600	6,024,000	6,137,900	6,285,500	6,399,361	6,529,200	6,581,900	6,614,800	6,613,300	6,755,223
20 歲	460,100	462,700	474,700	459,500	507,656	536,500	539,400	535,800	510,700	522,162	513,500	576,200	584,800	602,500	607,136

21歳	456,100	455,200	457,700	469,600	454,593	502,300	530,300	532,600	526,900	526,900	502,399	516,900	507,300	569,700	576,400	593,436
22歳	484,100	451,300	450,400	452,900	464,661	453,900	497,200	524,200	525,900	518,298	516,900	499,000	511,800	501,200	563,300	568,102
23歳	412,800	429,600	446,700	445,800	448,240	463,800	453,300	492,100	518,300	519,397	514,900	495,800	495,800	506,800	495,300	557,128
24歳	412,000	408,600	425,300	442,200	441,329	445,100	463,100	452,900	467,300	512,543	515,300	511,600	511,600	492,700	502,100	489,604
20 — 24歳	2,175,100	2,207,400	2,254,800	2,270,000	2,316,479	2,401,600	2,483,200	2,537,600	2,569,100	2,574,799	2,559,600	2,602,700	2,655,300	2,739,500	2,815,406	
25歳	371,300	408,000	404,600	421,200	437,897	437,600	442,100	462,500	452,700	482,679	508,000	511,500	508,600	489,900	497,517	
26歳	391,500	367,900	404,200	400,900	417,285	433,500	434,100	439,300	462,200	452,759	478,200	503,700	507,800	505,800	487,241	
27歳	407,200	388,000	364,600	400,600	397,286	413,100	429,300	430,800	436,800	462,125	449,500	473,800	479,600	504,400	503,125	
28歳	390,300	403,700	384,700	361,400	397,149	393,400	409,000	425,200	427,600	434,361	458,700	446,300	446,300	463,600	495,600	
29歳	371,600	387,000	400,300	381,400	358,403	394,100	389,700	405,100	421,300	424,578	431,500	453,400	453,400	465,600	501,079	
25 — 29歳	1,932,000	1,954,600	1,953,400	1,965,500	2,008,085	2,071,700	2,104,100	2,162,900	2,200,600	2,256,502	2,325,800	2,390,700	2,428,900	2,461,200	2,480,757	
20 — 29歳	4,107,100	4,162,100	4,213,200	4,235,500	4,324,484	4,473,200	4,587,300	4,700,500	4,759,700	4,831,301	4,885,400	4,993,400	5,084,200	5,200,700	5,296,163	
30歳	335,400	368,500	383,800	397,000	376,262	353,500	391,100	386,000	401,200	417,464	421,500	428,600	452,200	440,400	461,605	
31歳	351,800	332,600	363,500	350,600	393,733	373,700	352,600	388,200	382,400	397,434	414,900	418,400	425,900	449,100	437,622	
32歳	355,000	348,900	329,900	362,500	377,506	390,900	373,100	349,800	385,300	378,762	335,000	412,300	413,400	423,200	446,004	
33歳	351,700	352,000	346,000	327,300	359,513	374,900	388,100	370,600	346,900	382,464	376,400	392,500	409,800	412,400	420,519	
34歳	351,400	348,700	349,100	343,100	324,429	357,100	372,300	385,200	368,000	344,053	379,800	374,000	389,900	407,200	409,290	
30 — 34歳	1,745,200	1,750,800	1,774,300	1,810,400	1,833,443	1,854,000	1,877,200	1,879,800	1,883,800	1,920,177	1,987,500	2,025,800	2,093,200	2,132,300	2,175,040	
35歳	359,300	348,400	345,800	346,100	340,166	322,300	354,600	369,600	382,400	365,381	341,700	377,200	371,600	387,400	404,573	
36歳	337,800	356,200	345,300	342,700	343,045	337,100	320,100	352,100	366,900	379,399	362,500	339,400	374,500	369,100	384,820	
37歳	352,900	334,700	352,900	342,100	339,568	340,000	334,000	317,800	349,400	364,073	376,600	359,500	337,000	371,800	366,631	
38歳	344,500	349,600	331,500	349,600	338,880	336,300	336,800	330,800	315,400	346,726	361,000	373,700	356,500	334,500	368,993	
39歳	332,300	341,100	346,100	328,200	346,112	335,700	332,900	333,600	327,500	312,959	343,900	357,700	370,700	353,300	331,888	
35 — 39歳	1,726,800	1,729,900	1,721,600	1,708,700	1,707,771	1,671,300	1,678,400	1,703,800	1,741,600	1,768,538	1,785,700	1,807,500	1,810,200	1,816,100	1,856,905	
30 — 39歳	2,472,000	3,480,700	3,495,800	3,519,100	3,541,214	3,525,400	3,555,600	3,583,500	3,625,400	3,688,715	3,773,200	3,833,300	3,903,400	3,948,300	4,031,945	
40歳	344,200	328,800	337,600	342,600	324,853	343,100	332,400	329,400	330,200	324,028	309,800	341,000	354,300	367,500	349,878	
41歳	309,800	340,500	325,300	334,000	338,875	322,200	340,000	329,000	325,800	326,691	321,100	306,500	337,900	350,700	364,120	
42歳	299,700	306,300	336,700	321,700	330,215	334,900	319,300	336,700	325,400	322,112	323,100	318,000	303,100	334,700	346,957	
43歳	291,600	296,100	302,600	332,700	317,831	326,600	330,800	316,400	333,300	321,718	318,700	319,400	314,700	299,500	331,246	
44歳	271,200	287,900	292,400	298,800	328,480	314,000	322,700	326,500	313,200	329,675	318,000	315,000	315,500	311,200	295,733	
40 — 44歳	1,516,500	1,559,700	1,594,600	1,629,700	1,640,254	1,640,800	1,645,300	1,638,000	1,627,900	1,624,224	1,590,600	1,599,900	1,625,400	1,663,600	1,687,934	
45歳	244,100	267,600	284,100	288,500	294,835	324,200	310,100	318,700	322,100	309,872	325,400	314,000	311,200	311,400	307,629	
46歳	226,800	240,700	263,900	280,100	284,428	290,700	319,700	305,900	314,500	317,391	305,500	321,000	309,900	307,300	307,629	
47歳	241,200	223,500	237,100	259,900	275,922	280,200	286,500	315,100	301,600	310,093	313,100	300,900	316,400	305,600	303,068	

年 齡	大正 5 年	大正 6 年	大正 7 年	大正 8 年	* 大正 9 年	大正 10 年	大正 11 年	大正 12 年	大正 13 年	* 大正 14 年	大正 15 年	昭和 2 年	昭和 3 年	昭和 4 年	* 昭和 5 年
48 歲	275,100	237,400	219,900	233,300	255,836	271,500	275,800	282,000	310,200	297,059	305,400	308,500	296,100	311,500	301,051
49 歲	235,000	270,500	233,300	216,200	229,383	251,500	266,900	271,100	277,300	305,073	292,400	300,600	303,700	291,000	306,342
45 — 49 歲	1,222,300	1,239,600	1,238,300	1,278,100	1,340,404	1,418,300	1,459,000	1,492,800	1,525,600	1,539,488	1,541,900	1,545,000	1,537,300	1,526,700	1,525,157
40 — 49 歲	2,738,700	2,799,200	2,832,900	2,907,700	2,980,658	3,059,100	3,104,200	3,130,900	3,153,600	3,163,712	3,132,500	3,144,900	3,162,700	3,190,300	3,213,091
50 歲	232,200	230,800	265,600	229,100	212,305	225,100	247,200	262,000	266,200	272,310	299,800	287,600	295,400	298,600	285,734
51 歲	251,100	227,800	226,400	260,500	224,716	208,400	220,600	242,600	257,000	261,141	267,500	294,200	282,500	290,000	293,312
52 歲	234,300	246,000	223,100	221,700	255,192	220,200	204,300	215,900	237,800	231,696	260,400	262,500	288,400	277,100	284,354
53 歲	185,500	229,200	240,600	218,300	216,904	249,700	215,500	200,000	211,100	232,766	246,400	254,200	257,200	282,200	271,418
54 歲	177,500	181,100	223,800	234,900	213,123	211,000	243,800	210,500	195,500	205,918	227,600	240,900	247,700	251,600	275,758
50 — 54 歲	1,080,600	1,114,900	1,179,500	1,164,500	1,122,240	1,114,400	1,131,400	1,131,100	1,167,600	1,223,831	1,301,800	1,339,400	1,371,200	1,399,600	1,410,576
55 歲	166,100	173,000	176,600	218,100	228,975	207,500	204,900	237,700	205,200	190,699	201,100	222,300	235,100	240,900	245,697
56 歲	190,200	161,600	168,300	171,700	212,156	222,700	201,600	198,500	231,200	199,658	185,700	196,100	216,600	229,000	233,846
57 歲	186,800	184,600	156,800	163,300	166,609	205,800	216,100	195,300	191,700	224,394	194,100	180,400	190,800	210,700	222,549
58 歲	192,000	180,700	178,600	151,700	157,988	161,300	199,100	209,100	188,700	184,650	217,400	188,300	174,900	185,200	204,467
59 歲	193,900	185,200	174,400	172,300	146,357	152,500	155,600	192,000	201,800	181,834	179,200	210,000	182,100	169,100	179,307
55 — 59 歲	929,000	885,100	854,600	877,100	912,085	949,700	977,300	1,032,600	1,018,700	981,235	977,500	997,000	999,500	1,034,900	1,085,866
50 — 59 歲	2,009,700	2,000,000	2,034,000	2,041,700	2,034,325	2,064,100	2,108,700	2,163,700	2,186,200	2,205,066	2,279,300	2,336,400	2,370,700	2,434,500	2,496,442
60 歲	180,000	186,600	178,200	167,800	165,791	140,800	146,700	149,800	184,700	194,160	175,600	173,500	202,300	175,700	163,068
61 歲	173,900	172,700	179,000	171,000	160,960	158,800	135,000	140,800	143,800	177,170	156,800	169,100	167,500	194,300	169,057
62 歲	171,000	166,400	165,200	171,300	163,556	153,800	151,600	129,000	134,800	137,565	170,000	179,100	162,300	161,200	185,901
63 歲	154,800	163,000	158,600	157,500	163,247	155,600	146,500	144,200	122,900	128,490	131,400	162,400	171,000	155,100	154,599
64 歲	150,600	146,900	154,700	150,500	149,479	154,800	147,400	138,900	136,600	116,615	122,100	124,900	154,600	162,700	147,690
60 — 64 歲	830,300	835,600	835,800	818,000	803,033	763,700	727,200	702,800	722,700	754,000	766,800	809,000	857,700	849,000	820,315
65 歲	125,800	142,400	138,900	146,200	149,279	141,600	146,000	139,000	131,100	128,737	110,400	115,600	118,300	146,600	154,147
66 歲	128,100	118,400	133,900	130,600	137,592	134,000	133,500	137,200	130,400	123,199	121,600	104,100	109,000	111,600	138,420
67 歲	131,100	120,000	110,900	125,400	122,325	128,900	125,700	125,300	128,200	121,786	115,400	114,200	97,600	102,100	104,624
68 歲	117,400	132,100	111,700	103,200	116,785	113,800	120,200	117,300	117,100	119,078	114,000	107,800	107,000	91,100	95,339
69 歲	97,700	108,600	112,900	103,300	95,498	108,000	105,100	111,300	108,700	108,675	110,800	106,200	100,100	99,600	84,663
65 — 69 歲	600,100	611,400	608,300	608,900	614,479	626,300	630,500	630,000	615,500	601,475	572,300	547,900	532,000	551,100	577,193
60 — 69 歲	1,430,400	1,447,000	1,444,100	1,426,900	1,417,512	1,390,000	1,357,800	1,332,800	1,338,200	1,385,475	1,358,100	1,357,000	1,389,700	1,400,100	1,397,508

70歳	92,900	89,700	99,700	103,700	94,922	87,700	99,100	96,400	102,400	100,029	100,200	102,400	98,300	92,400	92,270
71歳	87,600	84,700	81,800	91,000	94,613	86,700	79,900	90,300	87,800	98,510	91,600	91,700	94,000	90,300	84,643
72歳	74,800	79,300	76,700	74,100	82,342	85,700	78,700	72,300	81,600	79,281	85,100	88,400	83,300	85,700	82,477
73歳	67,900	67,200	71,200	66,800	66,461	74,000	76,900	70,800	64,800	73,141	71,600	76,800	75,200	75,100	77,549
74歳	53,100	60,400	59,700	63,300	61,202	59,100	65,900	68,400	63,200	57,594	65,400	64,100	68,800	67,400	67,045
70 — 74歳	376,300	381,300	389,100	400,900	399,540	393,100	400,500	398,200	399,800	403,555	413,900	418,400	419,600	410,800	403,984
75 — 79歳	174,500	178,900	187,500	192,200	198,253	200,700	202,700	207,400	213,800	213,632	211,100	216,300	216,100	218,800	222,451
70 — 79歳	550,800	560,200	576,600	593,100	597,793	593,800	603,200	605,600	613,600	617,187	625,000	634,600	635,600	629,600	626,435
80歳	20,400	16,700	18,200	20,100	21,243	22,600	20,700	23,600	23,400	24,618	24,000	23,300	26,700	28,000	25,506
81歳	17,600	16,600	13,500	14,700	16,310	17,300	18,400	16,900	19,300	19,172	20,300	19,800	19,200	22,100	23,199
82歳	14,900	14,000	13,200	10,800	11,705	13,000	13,900	14,700	13,600	15,517	15,500	16,500	16,100	15,600	17,912
83歳	14,100	11,600	10,900	10,300	8,384	9,200	10,300	10,900	11,600	10,838	12,400	12,400	13,200	12,900	12,443
84歳	12,600	10,800	8,900	8,300	7,831	6,500	7,100	7,900	8,500	8,951	8,500	9,700	9,700	10,400	10,123
80 — 84歳	79,600	69,600	64,700	64,200	65,473	68,600	70,300	74,100	76,400	79,096	80,700	81,700	84,900	88,900	89,183
85歳	10,000	9,400	8,000	6,600	6,200	5,900	4,900	5,400	6,000	6,476	6,900	6,500	7,400	7,500	8,017
86歳	8,100	7,300	6,800	5,800	4,791	4,500	4,300	3,600	4,100	4,544	4,900	5,200	4,800	5,500	5,607
87歳	3,900	5,700	5,100	4,800	4,100	3,400	3,300	3,100	2,700	3,080	3,300	3,600	3,900	3,500	4,059
88歳	3,600	2,700	3,300	3,500	3,277	2,800	2,400	2,300	2,200	1,951	2,200	2,400	2,600	2,800	2,518
89歳	2,500	2,400	1,800	2,600	2,319	2,200	1,900	1,700	1,600	1,534	1,400	1,500	1,700	1,800	2,058
85 — 89歳	28,100	27,400	25,600	23,300	20,687	18,900	16,800	16,100	16,600	17,585	18,700	19,200	20,400	21,200	22,259
80 — 89歳	107,800	97,000	90,300	87,500	86,160	87,500	87,100	90,200	93,000	96,681	99,300	100,900	105,300	110,100	111,442
90歳	11,200	7,800	5,800	4,300	4,009	3,800	3,800	3,800	3,800	3,961	3,500	3,200	3,100	3,400	3,678
特殊年齢階級	9,861,100	9,949,200	10,014,000	10,079,200	10,309,008	10,506,100	10,656,400	10,794,300	10,905,900	11,062,641	11,254,000	11,415,000	11,579,200	11,742,900	11,894,788
0—14歳	13,845,200	15,041,300	15,247,500	15,437,900	15,629,703	15,841,700	16,108,800	16,385,200	16,641,200	16,877,164	17,163,600	17,472,400	17,750,200	18,059,000	18,356,304
15—59歳	2,106,300	2,112,000	2,116,700	2,111,700	2,105,474	2,075,200	2,051,900	2,032,40	2,048,600	2,073,304	2,085,900	2,095,600	2,133,800	2,143,200	2,139,063
60歳以上															

* 國勢調査

國勢調査間年次に於ける男女年齢別人口の推計人口 (二)

第 2 表 自大正 5 年 皇 昭 和 5 年 男女年齡別推計人口 (3) 女

(各年10月1日現在)

年 齡	大正 5 年	大正 6 年	大正 7 年	大正 8 年	大正 9 年*	大正 10 年	大正 11 年	大正 12 年	大正 13 年	大正 14 年*	大正 15 年	昭和 2 年	昭和 3 年	昭和 4 年	昭和 5 年*
總 數	26,763,500	26,987,930	27,255,405	27,504,600	27,918,868	28,264,700	28,632,200	28,995,400	29,341,800	29,723,713	30,215,100	30,694,500	31,166,500	31,618,800	32,059,850
0 歲	830,500	811,400	793,500	766,700	932,477	692,100	917,200	918,700	911,100	954,912	983,700	987,100	979,800	977,900	966,328
1 歲	739,300	751,000	733,700	717,500	693,228	816,800	807,000	830,800	827,500	819,813	874,400	906,000	912,600	897,400	892,817
2 歲	730,800	712,000	723,200	706,600	690,980	670,600	819,200	777,600	801,500	793,732	797,200	845,000	880,600	890,500	867,421
3 歲	707,400	714,900	696,500	707,400	691,180	677,200	658,300	805,100	760,900	785,363	783,800	785,900	827,700	867,700	880,805
4 歲	699,600	697,100	704,500	686,400	697,223	680,900	668,700	652,400	797,300	750,253	775,300	778,800	779,600	815,700	860,292
0 — 4 歲	3,707,600	3,586,400	3,551,400	3,584,600	3,705,088	3,767,500	3,871,600	3,984,500	4,093,200	4,104,104	4,214,400	4,302,800	4,380,300	4,449,200	4,467,693
5 歲	666,900	692,900	690,400	697,800	679,831	689,700	674,000	663,500	619,100	793,330	743,800	768,700	777,300	776,700	807,296
6 歲	646,200	662,400	688,200	685,800	693,058	674,600	684,200	669,100	660,400	647,753	787,100	739,400	764,200	777,800	775,957
7 歲	646,900	642,800	658,800	681,600	682,137	689,300	670,300	679,700	665,200	658,139	613,100	782,100	786,100	760,300	779,521
8 歲	627,000	644,000	639,900	655,900	681,472	680,300	686,000	666,600	675,700	661,830	655,300	639,000	777,800	733,500	758,222
9 歲	607,700	624,500	641,400	637,300	633,266	679,700	678,300	683,200	663,300	672,209	660,200	652,800	635,300	774,000	731,303
5 — 9 歲	3,194,600	3,266,500	3,318,800	3,361,300	3,389,763	3,413,600	3,393,400	3,362,100	3,313,700	3,433,261	3,489,500	3,582,100	3,690,700	3,822,900	3,852,299
0 — 9 歲	6,902,200	6,952,900	6,970,200	6,945,900	7,094,852	7,181,000	7,264,400	7,346,700	7,411,900	7,537,365	7,703,900	7,864,800	8,071,000	8,272,100	8,319,992
10 歲	536,100	605,400	622,200	639,000	634,049	650,900	678,100	677,600	680,600	660,136	673,600	638,600	650,500	631,800	770,273
11 歲	546,700	534,100	603,100	619,800	636,603	633,000	648,600	676,500	676,300	677,890	659,400	674,900	657,100	648,100	628,181
12 歲	542,300	544,400	531,900	600,600	617,284	635,800	630,800	646,000	671,700	674,824	676,100	658,500	676,100	655,400	645,661
13 歲	565,000	539,600	511,700	529,300	597,638	614,000	634,500	628,100	642,900	672,300	671,600	674,600	657,300	665,900	653,383
14 歲	561,400	561,400	536,100	538,200	525,868	593,400	609,800	632,300	624,500	638,889	668,000	667,600	671,300	655,200	666,987
10 — 14 歲	2,751,600	2,784,900	2,835,100	2,927,000	3,012,342	3,127,200	3,201,900	3,260,600	3,299,000	3,324,039	3,349,000	3,334,200	3,312,900	3,257,500	3,364,485
15 歲	548,100	556,900	556,800	531,800	533,853	520,000	588,200	604,600	629,100	619,866	634,900	662,700	662,600	668,200	652,238
16 歲	518,500	542,800	551,500	551,400	526,648	529,100	513,500	582,200	598,600	624,931	613,900	630,000	656,600	656,700	663,652
17 歲	483,800	513,000	537,900	545,600	545,539	548,900	523,900	506,400	575,600	591,961	618,100	607,400	624,500	649,800	650,111
18 歲	497,000	478,300	507,100	530,900	539,377	537,900	510,800	518,300	499,000	568,664	584,600	610,800	600,400	618,600	642,497
19 歲	456,400	491,100	472,700	501,100	524,618	531,400	530,200	502,500	512,600	491,485	561,400	577,000	603,300	593,200	612,443
15 — 19 歲	2,503,900	2,532,100	2,625,100	2,660,800	2,670,035	2,667,400	2,666,600	2,714,100	2,814,900	2,896,907	3,012,900	3,088,000	3,147,400	3,186,500	3,220,941
10 — 19 歲	5,255,400	5,367,000	5,460,200	5,587,300	5,682,377	5,764,600	5,863,400	5,974,700	6,113,900	6,220,946	6,361,900	6,422,200	6,460,200	6,444,000	6,585,426
20 歲	449,200	450,900	483,200	467,000	495,101	516,700	523,500	522,400	494,300	506,919	481,100	554,000	569,400	595,700	585,975

21歳	436,700	443,700	445,400	479,400	461,315	488,200	508,800	515,600	514,600	486,014	501,500	476,800	546,600	561,700	588,191
22歳	416,500	431,400	438,400	440,000	473,562	454,300	481,500	500,900	507,700	506,967	480,700	496,200	469,500	539,400	554,187
23歳	395,600	411,500	426,300	433,100	434,769	466,100	447,300	474,800	493,200	500,042	500,800	475,600	491,000	462,400	532,306
24歳	395,900	391,000	406,700	421,300	428,084	428,600	458,800	440,600	468,400	485,786	494,500	494,700	470,700	486,100	455,441
20 — 24歳	2,093,800	2,128,500	2,202,900	2,240,800	2,292,831	2,353,800	2,419,800	2,454,300	2,478,200	2,485,728	2,461,700	2,497,300	2,547,200	2,645,300	2,716,100
25歳	360,100	391,400	386,600	402,100	416,528	429,900	422,600	451,700	434,100	462,179	480,400	489,200	488,900	465,900	481,256
26歳	376,900	356,200	387,100	382,300	397,665	410,700	417,800	416,800	444,800	427,746	436,300	478,200	484,100	483,200	461,284
27歳	396,400	372,800	352,300	382,900	378,191	391,600	408,100	412,900	411,200	438,005	423,500	450,500	470,200	479,000	477,735
28歳	379,500	392,200	368,800	348,500	378,746	378,300	385,600	399,500	408,100	405,613	434,700	419,300	444,300	465,300	474,166
29歳	367,800	375,500	388,000	364,900	344,814	374,900	368,400	379,700	394,000	403,426	422,500	431,500	415,300	439,400	460,436
25 — 29歳	1,880,800	1,888,000	1,882,800	1,880,700	1,915,944	1,973,400	1,999,600	2,060,600	2,092,200	2,136,969	2,197,500	2,265,800	2,303,300	2,332,800	2,354,877
20 — 29歳	3,974,600	4,016,600	4,084,800	4,121,500	4,208,775	4,327,200	4,419,300	4,514,900	4,570,500	4,622,697	4,659,100	4,763,200	4,850,500	4,979,100	5,070,977
30歳	382,200	363,900	371,500	384,000	361,079	340,700	371,200	363,700	373,800	388,669	399,000	399,500	428,400	411,300	433,927
31歳	349,000	328,700	360,100	367,700	379,946	357,600	336,600	367,500	359,000	368,078	385,900	395,800	396,500	425,300	407,310
32歳	357,000	345,400	325,300	356,400	363,827	375,900	354,100	332,500	363,900	354,379	365,800	383,100	392,000	393,600	422,269
33歳	357,300	353,300	341,700	321,900	352,664	359,400	372,000	350,600	328,500	360,271	351,600	363,600	380,300	388,300	390,638
34歳	352,300	353,600	349,600	338,100	318,491	348,500	355,000	368,000	347,200	324,518	357,100	348,800	361,300	377,600	384,481
30 — 34歳	1,747,900	1,744,900	1,748,300	1,768,000	1,776,007	1,782,100	1,788,900	1,782,400	1,772,500	1,795,910	1,859,900	1,890,800	1,953,600	1,996,000	2,038,625
35歳	362,600	348,600	349,800	345,900	334,543	315,500	344,400	350,700	361,000	343,788	322,100	353,800	346,000	359,000	374,775
36歳	333,900	358,700	344,800	346,000	342,127	330,400	312,400	340,300	346,200	360,040	340,700	319,600	350,600	343,200	356,739
37歳	347,400	330,200	334,800	341,000	342,228	337,600	326,200	309,400	336,100	341,824	356,800	337,500	317,100	347,300	340,407
38歳	334,200	343,600	326,500	350,800	337,205	337,700	333,100	322,000	306,300	331,931	338,300	353,600	334,400	314,500	344,027
39歳	325,800	330,500	339,700	322,800	346,864	333,300	333,200	328,700	317,800	303,256	328,900	334,800	350,400	331,200	311,980
35 — 39歳	1,704,000	1,711,500	1,715,500	1,706,600	1,702,967	1,654,400	1,649,300	1,650,900	1,670,500	1,680,339	1,686,800	1,599,300	1,693,500	1,695,300	1,727,928
40歳	336,400	322,100	326,700	335,800	319,173	342,700	329,300	328,700	324,200	313,581	305,900	325,900	331,200	347,100	327,957
41歳	302,400	332,600	318,500	323,000	332,044	316,100	338,500	325,500	324,200	319,763	310,600	302,300	322,900	327,600	343,896
42歳	293,600	299,000	328,800	314,900	319,390	328,100	313,100	334,400	321,700	319,798	316,600	307,600	296,700	319,900	324,108
43歳	285,800	290,400	295,600	325,200	311,378	315,900	324,300	310,200	330,400	317,381	316,900	313,600	294,700	291,100	317,016
44歳	262,000	282,700	287,100	292,300	321,525	307,800	312,500	320,500	307,300	326,468	315,000	314,100	310,500	301,800	285,367
40 — 44歳	1,480,200	1,526,600	1,556,700	1,591,200	1,603,510	1,610,700	1,617,800	1,619,300	1,607,800	1,597,541	1,567,100	1,563,500	1,566,000	1,587,600	1,598,544
45歳	236,500	259,000	279,500	283,900	289,040	317,800	304,300	309,200	316,700	304,428	323,200	312,000	311,300	307,500	298,941
46歳	219,900	233,800	256,100	276,300	280,639	285,600	314,100	300,700	305,700	312,920	300,700	319,900	309,000	308,500	304,450
47歳	233,600	217,400	231,100	253,100	273,052	276,900	282,100	310,400	297,100	302,295	309,700	297,000	316,500	305,900	305,393

國勢調査間年次に於ける男女年齢別人口の推計人口 (二)

年 齡	大正 5 年	大正 6 年	大正 7 年	大正 8 年	大正 9 年	大正 10 年	大正 11 年	大正 12 年	大正 13 年	大正 14 年*	大正 15 年	昭和 2 年	昭和 3 年	昭和 4 年	昭和 5 年*
48 歳	268,700	232,800	214,800	226,300	250,014	269,500	273,000	278,500	306,600	293,418	298,800	306,300	293,100	313,000	302,769
49 歳	225,800	265,300	229,900	212,000	225,418	247,000	265,900	269,000	274,900	302,600	290,300	295,100	302,700	289,100	309,353
45 — 49 歳	1,186,600	1,208,300	1,211,300	1,253,600	1,318,163	1,396,800	1,439,300	1,467,800	1,501,000	1,515,661	1,522,600	1,530,200	1,532,600	1,524,000	1,521,106
40 — 49 歳	2,668,800	2,735,000	2,768,000	2,844,800	2,921,673	3,007,500	3,057,200	3,087,100	3,108,800	3,113,202	3,089,700	3,093,700	3,098,600	3,111,600	3,119,650
50 歳	226,200	222,800	261,700	226,800	209,139	222,100	243,900	262,000	264,900	271,015	298,600	287,000	291,300	299,100	284,874
51 歳	245,900	223,000	219,600	258,000	223,561	206,400	218,700	240,700	258,100	260,618	267,600	294,400	283,500	287,300	295,217
52 歳	227,200	242,200	219,600	216,400	254,180	220,500	203,600	215,200	237,300	233,943	257,300	264,000	290,000	279,900	283,176
53 歳	181,600	223,600	238,400	216,200	212,973	250,500	217,300	200,600	211,500	233,785	250,200	253,800	260,200	285,500	276,145
54 歳	176,900	178,600	219,900	234,500	212,619	208,100	246,600	213,900	197,500	207,711	230,000	246,400	250,100	256,300	280,706
50 — 54 歳	1,057,700	1,090,200	1,159,400	1,151,900	1,112,522	1,107,600	1,130,000	1,132,400	1,169,300	1,227,072	1,303,600	1,345,500	1,375,100	1,408,100	1,420,118
55 歳	167,800	173,700	175,400	216,000	230,339	208,300	203,000	242,500	210,400	194,281	204,400	226,000	242,300	246,200	252,169
56 歳	188,300	164,600	170,400	172,100	211,913	225,600	203,800	197,600	238,100	206,614	190,800	200,900	221,900	238,100	242,153
57 歳	187,400	184,400	161,300	166,900	168,543	207,600	220,700	199,000	192,100	223,502	202,800	187,100	197,200	217,600	233,671
58 歳	191,600	183,300	180,300	157,700	163,254	165,100	203,100	215,500	194,000	186,369	228,700	198,800	183,300	193,300	213,050
59 歳	197,100	187,100	178,900	176,100	153,959	159,400	161,500	198,300	210,100	188,816	183,400	223,600	194,500	179,200	189,194
55 — 59 歳	932,200	893,200	866,400	888,800	928,008	966,100	992,000	1,052,900	1,044,700	1,009,582	1,010,000	1,036,300	1,039,200	1,074,400	1,130,237
50 — 59 歳	1,989,900	1,983,300	2,025,700	2,040,700	2,040,530	2,073,600	2,122,000	2,185,300	2,214,000	2,226,654	2,313,700	2,381,800	2,414,300	2,482,500	2,550,355
60 歳	186,300	192,100	182,300	174,400	171,594	149,700	155,400	157,700	193,300	204,394	185,000	180,200	218,200	190,000	174,953
61 歳	179,700	181,200	186,800	177,300	169,595	166,300	145,200	151,200	153,700	188,031	199,300	180,900	176,800	212,500	185,281
62 歳	174,200	174,400	175,800	181,300	172,080	161,200	160,800	140,500	146,800	149,411	182,800	193,900	176,500	173,100	206,472
63 歳	164,800	173,400	168,700	170,100	175,390	166,200	158,500	155,000	135,600	142,108	144,700	177,300	188,200	171,900	169,157
64 歳	150,400	159,000	167,200	162,800	164,413	168,700	159,900	152,500	148,900	130,397	137,300	139,800	171,500	182,200	165,907
60 — 64 歳	869,300	880,000	880,900	865,900	852,772	815,100	779,900	757,000	778,200	814,341	849,200	872,200	931,200	929,700	901,770
65 歳	138,300	153,300	152,900	160,800	156,562	158,100	161,800	153,400	146,300	142,527	125,800	132,300	134,500	165,300	175,759
66 歳	141,800	132,500	146,900	146,600	154,181	150,300	151,900	154,300	146,700	139,728	137,100	120,900	127,100	129,100	158,848
67 歳	148,400	135,500	126,600	140,300	139,986	147,400	143,900	145,600	147,100	139,812	133,900	131,300	115,800	121,600	123,350
68 歳	133,500	141,100	128,800	120,400	133,431	132,900	140,400	137,100	138,500	139,369	133,600	127,600	125,300	110,500	115,800
69 歳	113,900	126,300	133,500	121,900	113,898	126,200	125,500	133,000	130,000	131,429	132,500	127,100	121,100	119,100	104,880
65 — 69 歳	675,800	688,600	688,700	690,000	698,058	714,900	723,400	723,500	708,700	692,865	662,800	639,300	623,800	645,400	678,637
60 — 69 歳	1,545,200	1,568,600	1,569,600	1,555,900	1,550,830	1,530,100	1,503,300	1,480,500	1,486,900	1,567,206	1,512,000	1,511,500	1,555,100	1,575,100	1,580,407

70	70歳	102,600	107,200	118,800	125,600	114,704	107,100	118,600	117,800	125,400	122,693	124,100	125,400	120,400	114,400	112,530
	71歳	107,500	95,900	100,300	111,100	117,484	107,400	100,100	110,900	109,900	117,495	115,400	116,600	118,100	113,500	107,418
	72歳	93,900	100,000	89,200	93,200	103,348	109,200	100,000	93,000	103,000	101,916	109,700	108,000	108,900	110,600	106,474
	73歳	85,500	86,700	92,300	82,400	86,085	95,600	100,800	92,500	85,800	94,972	94,600	101,800	100,500	101,100	102,993
	74歳	67,300	78,400	79,500	84,600	75,457	78,900	87,700	92,300	84,900	78,549	87,400	87,300	93,800	92,900	93,202
70	74歳	457,500	468,200	480,100	496,900	497,078	498,200	507,200	506,500	509,000	515,625	531,300	539,100	541,700	532,500	522,617
	75歳	67,800	61,700	71,200	72,200	76,830	68,600	71,700	79,800	83,800	77,296	71,700	79,700	79,800	85,700	85,101
	76歳	56,800	61,000	55,500	64,000	64,926	69,100	61,800	64,600	72,000	75,283	70,100	64,800	72,000	72,300	77,557
	77歳	47,400	50,600	54,300	49,400	57,007	58,000	61,600	55,100	57,500	64,239	67,800	63,000	58,000	64,300	64,907
	78歳	38,500	41,700	44,500	47,800	43,478	50,300	51,300	54,200	48,600	50,279	57,200	60,500	56,000	51,400	56,836
	79歳	31,100	33,500	36,200	38,700	41,518	38,000	43,900	44,800	47,100	42,285	44,400	50,400	53,400	49,200	44,866
75	79歳	241,700	248,500	261,800	272,100	283,759	284,100	290,200	298,400	308,900	309,382	311,300	318,400	319,200	322,900	329,267
70	79歳	699,200	716,700	741,800	769,000	780,837	782,300	797,500	804,900	817,900	825,007	842,600	857,600	860,900	855,400	851,384
	80歳	32,000	26,600	28,600	31,000	39,100	35,700	32,800	37,800	38,600	40,313	36,700	36,800	43,900	46,600	42,701
	81歳	29,200	26,900	22,400	24,100	26,129	28,100	30,300	28,000	32,200	32,898	34,700	31,500	33,500	37,700	40,156
	82歳	24,600	24,200	22,300	18,600	19,991	21,900	23,600	25,400	23,600	26,929	27,800	29,400	26,600	27,800	31,952
	83歳	23,900	20,000	19,700	18,100	15,087	16,400	18,000	19,500	20,900	19,619	22,400	23,100	24,600	22,100	23,403
	84歳	22,500	19,000	15,900	15,600	14,403	12,100	13,300	14,600	15,900	16,979	16,000	18,300	18,800	20,300	18,066
80	84歳	132,200	116,700	108,900	107,500	108,710	114,300	118,100	125,400	131,200	136,738	137,600	141,100	147,400	154,400	156,278
	85歳	18,300	17,400	14,800	12,300	12,137	11,300	9,600	10,600	11,700	12,787	13,600	12,900	14,600	15,100	16,464
	86歳	15,400	13,800	13,200	11,200	9,338	9,300	8,700	7,500	8,300	9,299	10,000	10,700	10,100	11,500	11,893
	87歳	8,700	11,300	10,200	9,700	8,199	7,000	7,000	6,600	5,700	6,530	7,100	7,700	8,200	7,800	8,893
	88歳	7,800	6,200	8,000	7,200	6,600	6,000	5,100	5,200	4,900	4,390	4,900	5,300	5,800	6,300	5,967
	89歳	6,300	5,400	4,300	5,500	4,975	4,900	4,300	3,700	3,900	3,647	3,200	3,600	3,900	4,300	4,682
85	89歳	56,500	54,100	50,400	46,000	41,549	38,500	34,700	33,600	34,600	36,653	38,800	40,200	42,800	45,100	47,904
80	89歳	188,600	170,900	159,300	153,400	150,259	152,800	152,800	159,000	165,800	173,391	176,400	181,300	190,200	199,500	204,182
90	90歳	29,700	20,500	14,800	11,000	9,761	9,100	9,000	9,100	9,200	10,496	9,200	8,400	8,500	9,200	10,424
特殊	0—14歳	9,653,800	9,737,800	9,805,300	9,872,900	10,107,194	10,308,200	10,466,300	10,607,300	10,710,900	10,861,404	11,052,900	11,219,100	11,383,800	11,529,600	11,684,477
特殊	15—44歳	11,410,500	11,581,700	11,730,500	11,843,200	11,961,300	12,011,900	12,141,900	12,281,600	12,436,100	12,593,900	12,755,800	13,004,700	13,221,000	13,443,500	13,637,015
特殊	45—59歳	14,587,100	14,773,400	14,967,500	15,142,400	15,319,857	15,482,400	15,793,300	15,934,700	16,151,100	16,346,209	16,622,000	16,916,700	17,167,900	17,450,000	17,728,476
年齢階級	60歳以上	2,462,600	2,476,700	2,485,600	2,488,300	2,491,687	2,474,200	2,462,700	2,453,400	2,479,800	2,516,100	2,540,200	2,558,700	2,614,700	2,639,200	2,646,897

* 國勢調査

國勢調査年次に於ける男女年齢別人口の推計人口 (二)

紹介

フェレンチ著「綜合的最適人口論」

The Synthetic Optimum of Population by Imre
Ferenzi. International Institute of Intellectual
Co-operation League of Nations, Paris, 1938

著者はハンガリヤ人でブダペスト市の社會政策の顧問、ブダペスト大學の講師等をやつた事があり、現に國際勞働局の職員である。本書は本誌四月號に私の紹介した國際聯盟の外廓團體たる國際研究會に對し、その研究問題たる「國際問題の平和的解決」の第一議題「人口、移民、植民」の問題に關し提出した研究報告である。

惟ふにもし世に人口政策なるものがあるとするれば、それは何を以つて最も適當なる人口とするかと云ふ標準、別言すれば望ましき人口状態なるものがなければならぬ筈である。然しこの問題は判断の標準（個人の幸福の爲か國家の發展の爲か）及前提（平和か戦争か、孤立經濟か國際交易經濟か等）が問題であつて、是最適人口論は人口理論及人口政策上の中心問題たるべくして實は今日迄殆んど學說らしい學說のない所以である。本書の著者はこの點に就て如何なる見解を開陳せんとするか。

本書は全體を二部に分ち第一部は數的最適人口として從來の最適人口論

を取扱ひ、第二部を質的最適人口論として、人口學的最適人口並社會衛生及優生學上の問題を取扱ひ、更に彼の結論たる綜合的最適人口論を提唱して居る。先づ第一部第一章に於て人口政策及人口論の史的發展を試みて居る。彼は曰ふ、十八世紀の終り迄歐洲諸國は軍事上、政治上のみならず、經濟上、財政上よりして常に人口の増加（及領土の獲得）を重要とした。この點に於て重商主義も、フィジオクラットも、アダム・スミスも變りはない。（一四頁）佛國革命後初めて人は個人の幸福を論ずることゝなつたが、個人の幸福よりして望ましき人口状態に關してゴドウィンとマルサスとの間に相反する論が現れた。然し明確に最適人口論を唱へたのは佛のシスモンド、英のキャナン、獨のウォルフ、瑞典のウイクセル等で、（一九頁—二〇頁）この問題が最も重要な論議の題となつたのは歐洲戦後のことであると云つて居る。

第二章に於て人口密度測定の方法を論じ、領土一單位當りの人口密度、耕地一單位當りの人口、農地一單位當りの人口、人口と主要自然富源の割合等を比較して居るが領土と云ひ耕地と云ひ何れも人口收容力に於て大差あり且國際經濟の今日、右の標準は正確に人口密度を比較する標準ではないと云ふ。

是等の問題を論ずるに當り、彼は屢々、東洋諸國の事實を引用して居るが、例へば日本と印度とを比較して、日本の耕地面積は人口一人當り〇・〇九六ヘクタールであるに對し、印度は〇・三九三ヘクタールであるが、一ヘクタール當りの米の收穫は日本では三三・九キントルなるに對し、印度では一四・九であるから、單に耕地面積を以つて兩者の人口密度を計ることを得ない一例として居る。（二七頁）又歐洲の例では耕地一平方キロメートル當りの農民の數を比較し、ポーランドは九十一人なるに對し、白

耳義は七十二人、和蘭は七十一人でその差ならざるも、農民一人當りの生産高は和蘭はポーランドの七倍乃至九倍なりとし、この見地よりポーランドの代表が國際聯盟に於て、同國には九百萬人の農民の過剰人口ありと云つた事を引用し、農民の人口密度及その生産力に鑑みるときは、東歐洲及バルカンの農民の生活程度は西歐及中歐の農民の生活程度に比し、五分の一乃至六分の一にも達しないと述べて居る。(二一九頁) その實證として東歐諸國及バルカン、殊にポーランド人民の營養の不充分なる事實を論じ、是等の國に於ては交換經濟及移民に依つて經濟の改善が計られつゝありとし、然るに世界中に於て、他との經濟上の交通なく、殆んど孤立經濟を營んで居る地方として北支那を挙げ、此處では土地よりの收穫が人口の密度を決定するとして、北支那に於て饑饉が屢、襲來して現實に餓死によつて人口を制限して居る事實を述べて居る。(三〇頁)

第三章に於て「一國單獨に考察したる假想的最適人口論」なる標題の下に、著名な經濟學者の最適人口の觀念を論じて居るが、經濟學者の説は最適人口とは一人當り最大の收入、財貨(消費財と限定するものあり)又は生産を擧げ得べき人口と云ふに歸する様である。然しそれは技術及交易範圍の一定せる事を前提としてのみ云ひ得ることで、前提が變はれば直ちに變ること云ふ迄もない。加之、統計及經濟學の現狀に於ては具體的に或國が最適人口に達してゐるか如何か、幾何を以つて最適人口となすかを決定する由もないと云ふ。

第四章に於て「國際關係より考察したる最適人口」なる題下に、國防上の見地に基く人口増加の必要を説いて、現下の國際間の不安の存する限り、前章で述べたる個人の幸福よりする人口の最適限度は問題とならず、何れの國も生活程度を低下しても最大限度の人口増加の必要に迫られたることを

論じて、國際平和の確保が凡て個人の幸福の前提條件にして、其の上にてそ人類の生活程度の向上を計るべく、是國際聯盟であると論じて居る。

第二編に入ると第五章は「人口學的及生物學的最適人口」と題して、人口學的最適人口とは平均壽命を最も長からしむるが如き、自然富源と人口との比率なりとし、その代表として印度のムーカージ及獨逸のウオルフの説を擧げて居る。(七九頁及八〇頁) 本章に於て現下人口現象の明暗兩相を擧げ、幼兒死亡率の減少其の他衛生の改善に依り如何に人の壽命の進長せられたかを述べ、一方に於て近時の出生率の減少は國防上のみならず、文明上も危険なりとし、その原因に關する説を紹介して居る。

次に人口の理想は、數のみに非ずとして、質の問題即ち民族衛生の問題を論じて居る。優生又は民族衛生の重要な事に就ては問題はないが、自己の民族の優越を誇大視することは、國際平和の機關と矛盾すべきを説いて居る。(一〇四頁)

第六章に於て結論として、最適人口に關する凡ての説を再説し、著者の説たる、綜合的又は調和的最適人口論を提唱して居る。彼の云ふ綜合的最適人口とは單に經濟的、個人的の見地よりのみならず、國の安全、文化その他諸般の點より適當なる人口の數及質を云ふ。固より今日の狀態を以てしては斯くの如き人口の具體的標準を示す事を得ない。唯彼は左の如き人口狀態は最適人口の見地より之を避けなければならないと云ふ。

1 數の見地より

A 各住民が生活必需品の最低限度を満足するを得ざるが如き經濟的及社會的狀態——從來の所謂相對的人口過剰及人口過少

B 國防上の見地よりすれば、一國が絶望狀態に陥りて他國に對して侵略的態度を採らざるを得ざるが如き狀態(人口過剰)及國力が弱つて他

國をして侵略の野望を起さしむるが如き状態(人口過少) 質的見地よりすれば

2 國民の現存數を最も經濟的なる方法により維持するを得ざるが如き状態——(再生産率、疾病率、死亡率、壽命、年齢構成等を考慮して)

B 遺傳素質に關する民族衛生の要求に適合せざるが如き状態、各住民に對し、その體質に應じ最長の壽命を保證し得ざる状態

著者の云ふ綜合的最適人口とは消極的に右の如き状態に非ざる人口状態を云ふにすぎない。而して斯くの如き綜合的最適人口の達成のために採用すべき國際的手段として彼は左の如き事を提唱してゐる。

甲 左の如き國際規定を遂ぐる事

一 綜合的最適人口(人口過剩又は人口過少)に關し統計的及其他の標準に關する協定

二 特に人口過剩國及人口過少國に於ける生活程度の相異を無くするために國際的協力をなす方法及方針に關する協定

三 家族維持の負擔を分配する方法(家族手當)に就ての統一的社会政策に關し國際條約又は勸告

四 生活程度を脅威する外國人の均等待遇に就ての一般條約

乙 右の如き國際協定を遂ぐる目的を以つて左の如き國際的研究を遂ぐる事

一 或種の標本的國家につき人口状態に關する國際的比較

二 最適人口並に移民及植民

三 人口の自然動態並に國內及國際的移民

四 生活程度、農業改革、産業化、資本の國際移動、移民及國際貿易

五 世界に於ける外國人労働者の状態

六 人口増加政策(家族政策)及人口制限政策(數的及質的)

七 人口の變動の影響及生活程度に影響ある社会政策の主要問題の研究 冒頭に述べた如く著者は現に國際労働局に職を奉ずる人であり、本書が國際聯盟關係の會議に提出せられたるものなるが故に、本書の論調も結論も極めて國際的で、結論は聯盟の活動を促す具體的なる提案に終つて居る。

以上極めて荒筋丈を紹介したのであるから是丈では本書の内容を詳かにしないが、本書讀後の私の感想を云ふならば、本書が最適人口に關する諸文獻を涉獵して、兎に角一個の自説を提唱して居る事は本問題に關する一研究として敬意を表するに吝かでない。最適人口は本文冒頭に述べた如く、其前提と標準とに問題があるのであるが、併し各國が平和の中に國民の幸福を計らんとするならば、最適人口判斷の標準も、その前提も略一定して居る。故に最適人口に關する具體的數字は不明なりとするも、過剩人口と過少人口とは自ら明かであつて著者の提唱する如き協定や研究も大いに價値あるであらう。然るに現下の状態では世界は平和の中に國民の幸福を計らんとする努力が破れて、世は既得の特權を保有して新興國民を抑壓せんとする現状維持國——持てる國と、現存の状態を打破して日當りのよき地を獲んとする國——持たざる國とに分れて、最新最高の文明の利器を使用して最下等の動物もなさざるべき殺戮に従事して居る。平和と協力を前提とする一切の努力はしばしその歩を留めなければならぬ。然し戰爭は一時、平和は常態、戦後の新秩序成りたる日に於て最適人口論も又省

みらるるの日もあるべきか。(北岡壽逸)

フエーアチャイルド著「人口の數と質」

People, The Quantity and Quality of Population by

Henry Pratt Fairchild, 1939, New York, Henry

Holt and Company, pp. 315

「若し北米合衆國の出産率が、今世紀以來の減退率を以て今後も減退して行くならば、一九七五年頃には一人の赤坊も生れなくなるであらう。他方に於て日本は既に七千萬の人口を有する上に、尙年々百萬の人口を加へ、その増加し行く人口に對する生活資料を獲得するために支那に於て荒れ狂つて居る。ムツソリニは世界に對して伊太利人は多産國民であり、多産國民は偉大なる國民であり、エチオピアやアルバニヤの如き二三の遅れたる國の征服は世界を支配するに必要な飛石であると豪語して居る。ヒットラーはキーキー聲を張り上げて獨逸民族の優秀なこと、他の群小民族は凡てその恩惠的支配の下に服すべき事を絶叫して居る」

是が前米國人口協會會長フエーアチャイルド氏の新著「人口の數と質」の冒頭の書き出しである。本書は著者の學問的著述と云ふよりは通俗的の

フエーアチャイルド著「人口の數と質」

書である。引用も極めて廣く、圖解も多く、固より正確なるものではあるが、引用の根據は凡て之を示さず、興味本位に書かれてある。流石に斯界の一權威の書文に問題の取扱方が廣くして、偏したと思はるゝ點は少しもないが、一定の主張を有する書物でもない。人口問題の全般を興味本位に理解せんとする人には好箇の手引たるも、人口理論にも、人口學說にも何物かを貢獻するために書かれたとは思はれない。従つて讀んで面白いがさて紹介文を書かうとすると一寸困る本である。先づ本書の結構を示すために、その目次を書かう。本書は十三章に分つ。

第一章 最も重要な問題——人口問題の解題である

第二章 生めよ殖えよ——主として動物の世界に於ける繁殖の事實を説く

第三章 人類の原始的發生

第四章 人口の數——主として人口統計の話である

第五章 マルサス、是か非か

第六章 如何に人口は増加するか

第七章 何故に人口は存続するか——産兒制限の話

第八章 最適人口論

第九章 人口の將來

第十章 人口は幾何を以つて足るか

第十一章 移民問題

第十二章 人口の質

第十三章 優生問題

第十四章 結論

第八章乃至第十章及結論の章が、やゝ本書の内容の特質でもあり 主張

でもある様に見受けらるゝが故に、その概要を紹介する。その中心問題は人口政策の目標如何、換言すれば人口は増加を計るべきか、制限すべきかと云ふ點と、人口の將來如何、換言すれば人口は減少の傾向があるか、増加の傾向があるかと云ふ問題である。

最適人口の問題に關して彼は曰ふ、『世に人口過剰又は人口過少と云ふ問題があるならば、その標準として兩者の中間に適當の人口と云ふものがある筈である。然し實際にこの問題を把握する事は頗る難い』と、そして歴史的に見れば殆んど凡ての社會は人口増加を計り來つた事を述べ、その理由として次の如きことを擧げて居る。

第一 軍事上の理由、然し人口の多き事が國強き唯一の原因に非ずとして、日本が遙に人口の多い支那を打ち破つて居る事を擧げて居る。

第二 宗教的理由、凡ての宗教は膨脹發展を喜ぶ。

第三 王朝的理由、政府又は王朝は人民の増加を喜ぶ。

第四 事業主は低廉にして豊富なる勞力を得るために人口の増加を喜ぶ。

第五 人種的利己心。

第六 人口の増加する民族が強力にして精力ありとの思想。

第七 凡て大を喜ぶ心 (Megalomania)

その中第一の軍事的理由のみが合理的なる人口増加を望む理由なりと言ふ。

右の如く國家は常に人口の増加を望むにも拘らず、個人は必ずしも心より之に協力せず、墮胎及避妊が常に行はれて居る。社會としては人口の増加を欲するが、個人としては必しも然らざる所に一の矛盾を認める。民族の強大——或は軍事的に、或は産業的に、或は文化的に——を欲する者は

常に人口の増加を欲するが、人口の大きさに關するその外の標準としては生活程度の問題がある。

人口の數は二面に於て生活程度に影響を及ぼす、第一に人口が多くなればその社會の有する自然富源の一人當りは減ずる。他方に於て一定の經濟文化を維持するためには一定の人口を要する。然し幾何の人口が最高の生活程度を維持する所以であるかに就て具體的の數字を得ることは困難であるとす。

人口政策の目標の問題に就て彼の強調するのは、人口の増加は國防上、國の安全のために必要であるとしても、同時に、人口の増加が國の膨脹を必要とし之がために戰爭の危險に導き、國防を一層必要とする(二一九頁)とし、人口の増大が戰爭に導く事例として日本を擧げ、日本の膨脹發展を必要ならしむ最大の動因は人口増加にありとし、この點につきトムソンが「人口問題の危險區域」に於て主張したのと全然同一の主張をして居る。其處で本問題即ち政策の目標として人口の増減如何の決定は將來の世界が戰爭か平和かに依つて定まるとして居る。彼自身は平和を望んで居る事は云ふ迄もない。

次に自然現象としての將來の人口の増減如何の問題に就て、彼は過去に於ける人類の増殖を極めて大きく分ち、人類のこの世に發生して以來、西紀一八〇〇年迄、百萬年の間に世界の人は九億になつたにすぎない。その後百三十年の間に二十一億即ち倍加したとて、最近百三十四十年の人口増加の著しき事を説き、パール (Pearl) 等の述べたロヂスティック法則 (Logistic Law) を述べて人類は外界よりの障害物の發生する迄は等比級數を以つて増加するとす。然し彼は近時の産兒制限の普及を當然の現象とし、今や人口の増減は自然の現象に非して、人が計畫的に行うものなりとし、

人口の増加するや否やは家族が産兒制限をなさざるを得ざるが如き状況におくや否やにありとして居る。然し一部の論者の恐るゝ如く、産兒制限の故を以つて出産は無限に減少するものとは考へず、米國の出産率も一九三五年をどん底とし、爾來漸次増加の傾向あるを示して、その點に就ては寧ろ悲觀説を排して居る。

然し一方に於て死亡率に就ては今後増加する傾向のある事を説いて居る。この事を示す爲に過去に於ける死亡率の減退を分析して如何なる點よりも過去の趨勢の將來に持續すべからざる事を示してゐる。即ち從來の死亡率改善に最大の貢獻をなしたものは乳兒死亡率であつて、野蠻社會に於ては乳兒死亡率が五〇%と云ふが如き事も決して珍らしい事ではなく、現に一九〇〇年に於てマサチューセツツ州のローエルでは出生千中二七五・五、フォール・リバーでは出生千中三〇四・七と云ふが如き高率を見たのであり、一九一五年には米國全國で出生千中一九九・九と云ふ高率であつた。然るに一九三七年には全國で五四・四と云ふ好成绩で今迄のすばらしき向上に驚くべきと共に今後多く期待し得られざる事を知るべきであるとして居る（七一頁）更に死亡を原因別に調べて一方に於て驚くべき減少を示したものと何等減少せず却つて總死亡中の百分率では増加したものとを掲げて居るが、その表は米國に於ける衛生の進歩と同時にその限界を示すものなるが故に左に掲げる。（數字は總死亡中の千分率である）

病名	一九〇〇年	一九三六年
織 蟲	一一・五	一・〇
猩 紅 熱	一〇・二	一・九
百 日 咳	一一・一	二・一
ヂフテリヤ	四三・三	二・四
下痢及腸炎	一三三・二	一六・三

フエーアチャイルド著「人口の數と質」

先天奇形及乳兒病 九一・八 四九・七
是等の激減したものは凡て乳幼兒の病氣である。然るに他方に於て老人病は左表の如く寧ろ増へて居る。

病名	一九〇〇年	一九三六年
癌及惡性腫物	六三・〇	一一一・〇
腦溢血及腦軟化	七一・五	八一・二
心 臟 病	一三三・一	二二七・九
腎 臟 病	八九・〇	八三・二

この事は人は小兒病で死ななければ老人病で死なねばならないと云ふ當然の事を示すにすぎない。（一九四頁及一九五頁）此處で一才驚くのは殺人、自殺、自動車事故と云ふが如き病氣以外の死亡の増加せる事である。殺人は一九〇〇年には人口十萬人中二・一であつたのが、一九三五年には八・三となり、自殺は一九〇〇年には一一・五であつたのが、一九三五年には一四・三となつて居り、自動車事故による死亡が一九〇〇年には少く獨立の項目とならなかつたが、一九三五年には二八・二と云ふ重要死亡原因となつて居る。（一七五頁）

小兒病は減じ得ても、老人病は減じ得ないと云ふ事は社會の進歩に依る壽命の延長には限りのある事を示すものである。過去に於ける米國の平均壽命を見るに、

一七八九年（マサチューセツツ州の調査）	三十五年
一八五〇年（同上）	四十年
一九〇一年（十州）	五十年
一九三八年（全米國）	六十二年

と誠に驚くべき成績を示して居るが、「その調子で進歩するとする今後五十年には米國人の平均壽命は八十年になる」と云ふが如き新聞記事的の學

者の論は全く空言にすぎない。長壽者に就て見ればその壽命は野蠻國も文明國も殆んど差はなく、文明國に於ては夭折者を防いだにすぎない。人の壽命をそのものを延したのではない。現に六十歳以上のものに就て見れば、殘存壽命は寧ろ減少して居るのを見る（一九七—一九九頁）

斯くて著者は死亡率は將來寧ろ増加すると見る。その説明として第一に擧げて居るのは年齢構成の變化である。即ち死亡率低き、年若き階級が比較的減少して、死亡率高き、老人階級の増加する事である。第二は人口増加の停止する事である。同一の死亡數の存する場合に人口増加する國では分母が大となるが故に比率は小となるに反し、人口停止國に於ては分母が小となるが故に比率が大となるとし、佛國に於て死亡率高き故に人口の停止せると同時に、人口停止せるが故に死亡率が高いと云ふ（二〇三頁）。

然らば死亡率は如何なる程度迄上がるか、その標準を示すものは平均壽命である。靜止人口に於ては平均壽命を以て千を除したるものが人口千人當りの死亡率である。即ち平均壽命が六十歳ならば死亡率は一六・六でなければならぬ。今後米國の死亡率はこの程度迄上がると云ふ。停止人口の下に現存の死亡率千人中十一を維持するためには平均壽命は九十歳を超えなければならぬ。斯くの如き事はあり得べからざる所なりと云ふ。斯くて著者は今後死亡率の増加によりて人口の減少すべき事を豫斷し、クチンスキーの提唱した再生産率の計算に依る將來の人口減少説を肯定して居る。然し彼は之を以つて悲しむべき現象と見ず現時世界の各國は大體人口過剰なるが故に、先づ人口の増加の抑制を計り、之に依りて戰爭危險の防止と共に生活程度の向上を計り、人口減少のために生活程度の引下げ、又は現在經濟文明の維持困難なるを見るに至れば又人口増加を計ること容易なりと云ふ。之に反して、現在人口の増加を計つて過剩人口を見るに至れば、

人口の積極的の減少を計ることは至難なりと云ふ。（二九二頁）

最後に彼は戰爭及生活程度の低下は人口過剩の產物なりとし、從來の社會の方針は人口の増加を自然に委せて、その増え行く人口に適應するため一切の努力をなした。今や人口の増減は人爲的に調節し得る所なるが故に、社會的福祉の標準を定めて、之に伴ふ様に人口増加の方式を定むべきであると云ふ、然し人口政策の根本方針は戰爭か平和かの問題の解決如何に依るとし、先づ人は戰爭を避け平和を維持するの方策即ち社會の根本的改造を計るに非れば、人口の質の問題も數の問題も調整するの由なしと、之を以つて彼の書を結んで居る。（二九四頁）

本文冒頭に掲げた如く本書は通俗的の書物であつて新たなる研究の發表でもなく、新説を提唱するものでもない。詳細な統計よりは圖表を用ひ、論述廣範にして偏せず、人口問題に關する通俗書としては最良のものといひ得るであらう。（北岡壽逸）

明治三年調全國人口（庚午年概算）（理め書）

戸數	七、〇五八、九六一軒
內譯 華族	四〇四
士族	一三三、八六六
卒	一九四、五三八
社	四四、九三三
寺	三五、七三三
平民	六、五五一、四二六
人口	三三、七九四、八九七人
內譯 男	一六、七三三、六九八
女	一六、〇六一、一九九

第四回國勢調査施行令等の公布

人口問題研究所參與の異動

人口問題研究所參與の異動は昭和十五年五月二十三日付を以て左の通り發令された(前號彙報欄參照)。

内務省計畫局長 藤岡長敏

陸軍少將 石本寅三

(各通)

商工書記官 椎名悦三郎

拓務省拓務局長 森部 隆

厚生省衛生局長 加藤於菟丸

人口問題研究所參與被仰付

陸軍中將 中村明人

人口問題研究所參與被免

人口問題研究所研究報告會

人口問題研究所研究報告會の四月中に於ける研究報告題名及び氏名を擧ぐれば次の如くである。

第十二回 民族周流理論(續) 笹研究官 四月五日

第十三回 分村計畫の事例と実績

北山研究官補 四月十二日

第十四回 滿洲に於ける苦力問題

小山研究官 四月十九日

第十五回 スペングラ「佛國人口問題」

北岡企畫部長 四月二十六日

昭和十五年十月一日午前零時現在を以て行はるる第四回國勢調査の施行令は施行規則其の他の心得と共に五月二十五日付官報を以て公布された。之を掲ぐれば次の如くである。

昭和十五年國勢調査施行令

(昭和十五年五月二十四日) 勅令第三百四十三號

第一條 昭和十五年國勢調査ハ昭和十五年十月一日午前零時ノ現在ニ依リ之ヲ行フ

第二條 昭和十五年國勢調査ハ前條ノ時期ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ付之ヲ行フ

一 帝國版圖内ニ現在スル者ニシテ現役軍人又ハ應召中ノ在郷軍人ニ非ザルモノ

二 現役軍人及應召中ノ在郷軍人

三 陸海軍ノ艦船ニ乗組中ノ者ニシテ現役軍人又ハ應召中ノ在郷軍人ニ非ザルモノ

四 從軍中ノ軍屬、從軍報道班員、從軍神官神職及從軍宗教家ニシテ帝國版圖外ニ現在スルモノ

前條ノ時期前ニ帝國ノ港灣ヲ發シ途中寄港セズシテ前條ノ時期後四日以内ニ始メテ帝國ノ港灣ニ入りタル者ハ昭和十五年十月一日午前零時ニ帝國版圖内ニ現在シタル者ト看做ス

本令ニ於テ現役軍人トハ陸軍ノ現役將校准士官下士官兵(特別志願將校、現役武官ト爲ルベキ陸軍ノ諸生徒中依託學生生徒以外ノ者及現ニ陸軍ニ於テ修業

中ノ幹部候補生操縱候補生ヲ含ミ歸休兵ヲ除ク)及海軍ノ現役士官特務士官准士官下士官兵(各科少尉候補生、海軍諸學校ノ生徒及現ニ海軍ニ於テ教育中ノ海軍豫備員候補者ヲ含ミ歸休中ノ下士官兵ヲ除ク)ヲ、應召中ノ在郷軍人トハ陸軍ノ豫備役後備役ノ將校准士官下士官兵、豫備役ノ幹部候補生操縱候補生、歸休兵、補充兵及國民兵役ニ在ル者並ニ海軍ノ豫備役後備役ノ士官特務士官准士官、豫備役後備役第一國民兵役又ハ歸休中ノ下士官兵及海軍豫備員ニシテ充員召集、臨時召集、國民兵召集、演習召集、教育召集、歸休兵召集、補缺召集又ハ勤務召集ヲ受ケタルモノヲ、陸海軍ノ艦船トハ艦船令ニ依ル艦艇特務艦艇雜役船、陸軍所有船、陸軍徵備船及海軍徵備船ヲ謂フ

第三條 昭和十五年國勢調査ハ前條ニ該當スル者ニ付左ノ事項ヲ調査ス但シ前條第一項第二號、第三號又ハ第四號ニ該當スル者ニ付テハ第七號ノ事項ヲ調査セズ

一 氏名

二 世帯ニ於ケル地位

三 男女ノ別

四 出生ノ年月日

五 配偶ノ關係

六 所屬ノ産業及職業

七 内閣總理大臣ノ指定スル技能(指定技能)

八 兵役ノ關係

九 出生地

十 本籍地

十一 民籍又ハ國籍

前項第六號ノ所屬ノ産業及職業ハ特別ノ事情アル者

ニ付テハ其ノ一部ヲ調査セザルコトヲ得

第一項第七號ノ技能ハ朝鮮、臺灣及樺太ニ於テハ各朝鮮總督、臺灣總督及樺太廳長官内閣總理大臣ノ承認ヲ受ケ之ヲ指定ス

第四條 第二條ノ調査ハ各世帯ニ就キ之ヲ執行ス

本令ニ於テ世帯トハ住居及家計ヲ共ニスル者ヲ謂フ

一人ニシテ住居ヲ有シ家計ヲ立ツル者亦一世帯トス

家計ヲ共ニスルモ別ニ住居ヲ有スル者又ハ住居ヲ共

ニスルモ別ニ家計ヲ立ツル者ハ一世帯トス其ノ一人

ナル場合亦同ジ

寄宿舎、病院、旅館、下宿屋、合宿所其ノ他家計ヲ

共ニセザル者ノ集合スル場屋又ハ船舶ニ在ル者ニシ

テ其ノ家計ヲ共ニセザルモノハ一場屋又ハ一船舶毎

ニ一世帯ニ準ズ

第五條 世帯主又ハ世帯ノ管理者ハ世帯現在者及世帯

關係者ニ就キ第三條第一項各號ノ事項ヲ申告スルノ

義務アルモノトス

前項ニ於テ世帯現在者トハ第二條第一項第一號ニ掲

グル者ニシテ其ノ世帯ニ現在スルモノヲ謂フ

第二條第一項第二號乃至第四號ニ掲グル者ハ左ノ區

別ニ從ヒ各其ノ世帯ノ世帯關係者トス

一 配偶者アル場合ハ其ノ配偶者ノ現在スル世帯

二 配偶者ナキ場合ハ其ノ父ノ現在スル世帯但シ父

ナキ場合ハ其ノ母ノ現在スル世帯

三 配偶者及父母ナキ場合ハ其ノ子(數人アル場合

ハ最年長者)ノ現在スル世帯

四 配偶者、父母及子ナキ場合ハ其ノ祖父ノ現在ス

ル世帯但シ祖父ナキ場合ハ其ノ祖母ノ現在スル世

帶

五 配偶者、父母、子及祖父母ナキ場合ハ其ノ兄弟

姉妹(數人アル場合ハ最年長者)ノ現在スル世帯

六 配偶者、父母、子、祖父母及兄弟姉妹ナキ場合

ハ其ノ召集通報人ノ現在スル世帯

七 配偶者、父母、子、祖父母、兄弟姉妹及召集通

報人ナキ場合ハ其ノ本籍地ノ市町村長(市町村長

ナキ場合ハ其ノ職務ヲ行フ者)ノ現在スル世帯

前項ノ配偶者ニハ届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係

ト同様ノ事情(内縁關係)ニ入りタリト認メラルル

者ヲ含ミ父母、子、祖父母及兄弟姉妹ハ第二條第一

項第二號乃至第四號ニ掲グル者ト同一戸籍(昭和七

年律令第二號ニ基クモノヲ含ム)内ニ在ル者ニ限ル

第六條 國勢調査ノ申告ハ各世帯ニ配付スル國勢調査

申告書用紙ヲ以テ之ヲ爲スベシ

第七條 府縣知事ハ内閣總理大臣ノ命ヲ承ケ管轄區域

内ノ調査ノ執行ヲ指揮監督ス

第八條 國勢調査ノ事務ヲ處理セシムル爲メ府縣ニ臨時

國勢調査部ヲ置ク

臨時國勢調査部ニ部長一人、副部長一人及部員若干

人ヲ置ク

部長ハ總務部長タル書記官ヲ以テ之ニ充テ副部長ハ

地方事務官又ハ統計事務主任者タル府縣官吏若ハ府

縣吏員ノ中ヨリ、部員ハ府縣官吏又ハ府縣吏員ノ中

ヨリ府縣知事之ヲ命ズ

第九條 府縣支廳長ハ府縣知事ノ命ヲ承ケ管轄區域内

ノ調査ノ執行ヲ指揮監督ス

第十條 市町村長ハ府縣知事(府縣支廳長ノ管轄區域

内ノ町村長ハ府縣支廳長)ノ指揮監督ヲ承ケ市町村

内ノ調査ノ執行ヲ管掌ス

第十一條 市町村長ハ調査ヲ執行スル爲メ府縣知事ノ認

可ヲ經テ市町村ノ區域ヲ調査區ニ分劃ス但シ特別ノ

事情アルトキハ府縣知事ノ認可ヲ經テ一町村ヲ以テ

一調査區ト爲スコトヲ得

第十二條 國勢調査ノ事務ヲ執行セシムル爲メ市町村ニ

國勢調査員ヲ置ク

第十三條 國勢調査員ハ府縣知事ノ推薦ニ依リ内閣ニ

於テ之ヲ命ズ

國勢調査員ハ名譽職トス

第十四條 國勢調査員ニハ別ニ定ムル徽章ヲ交付シ職

務執行ノ際之ヲ佩用セシム

第十五條 國勢調査員ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ擔

當調査區内ニ於ケル國勢調査申告書用紙ノ配付、國

勢調査申告書ノ蒐集其ノ他之ニ伴フ諸般ノ事務ヲ執

行ス

第十六條 國勢調査員各世帯ニ就キ前條ノ職務ヲ執行

スル期間ハ昭和十五年九月二十一日ヨリ同年十月七

日迄トス但シ蒐集シタル國勢調査申告書ノ記載事項

ニ關シ質問ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十七條 市町村長ハ(府縣支廳長ノ管轄區域内ノ町

村長ハ府縣支廳長ヲ經テ)國勢調査申告書及附屬書

類ヲ府縣知事ノ定ムル期限内ニ府縣知事ニ提出シ府

縣知事ハ内閣總理大臣ノ定ムル期限内ニ之ヲ内閣總

理大臣ニ提出スベシ

第十八條 天災事變ノ爲メ國勢調査員第十六條ノ期間内

ニ其ノ職務ヲ執行シ又ハ之ヲ完結スルコト能ハザル

トキハ府縣知事ハ直ニ其ノ旨ヲ内閣總理大臣ニ報告

スベシ此ノ場合ニ於テハ府縣知事ハ内閣總理大臣ノ

認可ヲ經テ區域ヲ限リ別ニ期間ヲ定メ又ハ其ノ期間ヲ延長ス

府縣知事別ニ期間ヲ定メ又ハ期間ヲ延長シタルトキハ之ヲ告示ス

第十九條 内閣總理大臣ノ要求アリタルトキハ各省大臣ハ所管ノ官廳、官吏又ハ吏員ニ命ジ内閣總理大臣又ハ其ノ指定シタル職員ノ指揮ヲ承ケ國勢調査ノ事務ニ服セシムベシ

第二十條 本令中府縣支廳長、市町村、市町村長町村長ニ關スル規定ハ市制第六條及第八十二條第三項ノ市ニ在リテハ各市長、區、區長ニ之ヲ適用シ府縣府縣知事トアルハ北海道廳北海道廳長官ヲ、總務部長タル書記官トアルハ總務部長タル北海道廳部長ヲ、地方事務官トアルハ北海道廳事務官ヲ、府縣官吏トアルハ北海道廳官吏ヲ、府縣吏員トアルハ北海道地方費吏員ヲ、府縣支廳長トアルハ北海道廳支廳長ヲ、町村町村長トアルハ之ニ準ズベキモノヲ包含ス

第二十一條 本令ヲ適用シ難キ場所ニ關スル調査ニ付テハ内閣總理大臣別ニ其ノ手續ヲ定ム

第二十二條 國勢調査申告書ハ統計上ノ目的以外ニ之ヲ使用スルコトヲ得ズ

第二十三條 府縣市町村及之ニ準ズベキモノニ於テハ國勢調査申告書及附屬書類ノ副本ヲ作成シ又ハ國勢調査申告書及附屬書類ニ依リ統計ヲ作成スルコトヲ得ズ

第二十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ六月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 調査ノ職務ノ執行ニ因リ知得タル事項ヲ故ナク他人ニ漏洩シタル者

二 調査ニ際シ之ヲ忌避シ、申告ヲ爲サズ又ハ不實ノ申告ヲ爲シタル者

三 申告義務者ヲシテ申告ヲ爲スコトヲ得ザラシメタル者

四 虚偽ノ風説ヲ流布シ又ハ偽計若ハ威力ヲ用ヒテ調査ヲ妨ゲタル者

第二十五條 朝鮮、臺灣及樺太ニ於テハ第三條第一項各號ニ掲グル事項ノ外必要ナル事項ヲ併セ調査スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ朝鮮總督、臺灣總督及樺太廳長官ハ内閣總理大臣ノ承認ヲ受クベシ

第二十六條 朝鮮、臺灣及樺太ニ於ケル國勢調査ノ執行ニ關シテハ第六條乃至第二十一條ノ規定ヲ適用セズ各朝鮮總督、臺灣總督及樺太廳長官ニ於テ内閣總理大臣ノ承認ヲ承ケ別ニ其ノ手續ヲ定ム

第二十七條 府縣市町村ニ於テ國勢調査ト同時ニ其ノ區域ノ全部又ハ一部ニ對シ必要ナル事項ヲ調査セントスルトキハ其ノ事項及方法ヲ具シ内閣總理大臣ノ認可ヲ受クベシ

附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

明治四十四年四月七日公布法律第六十八號市制抄錄

第六條 勅令ヲ以テ指定スル市ノ區ハ之ヲ法人トス其ノ財産及營造物ニ關スル事務其ノ他法令ニ依リ區ニ屬スル事務ヲ處理ス 區ノ廢置分合又ハ境界變更其ノ他區ノ境界ニ關シ

テハ前二條ノ規定ヲ準用ス但シ第四條ノ規定ヲ準用スル場合ニ於テハ關係アル市會ノ意見ヲモ徵スヘシ

第八十二條第一項乃至第三項

第六條ノ市ヲ除キ其ノ他ノ市ハ處務便宜ノ爲區ヲ劃シ區長及其ノ代理者一人ヲ置クコトヲ得

前項ノ區長及其ノ代理者ハ名譽職トス市民中選舉權ヲ有スル者ヨリ市長ノ推薦ニ依リ市會之ヲ定ム此ノ場合ニ於テハ第七十三條第四項乃至第七項ノ規定ヲ準用ス

内務大臣ハ前項ノ規定ニ拘ラス區長ヲ有給吏員ト爲スヘキ市ヲ指定スルコトヲ得

昭和七年十一月二日律令第二號ハ本島人ノ戶籍ニ關スル件ナリ

昭和十五年國勢調査施行規則

(昭和十五年五月二十五日) 閣令 第六號

第一條 世帯ニ於テ世帯主ナキトキ又ハ不在ナルトキハ事實上之ヲ管理スル者、世帯ニ在ル者ノ選定シタル者又ハ國勢調査員ノ指定シタル者ヲ以テ世帯ノ管理者トス

第二條 市町村ノ境界未定又ハ不明ノ場所ハ關係市町村長ノ協議ニ依リ調査區ノ境界ヲ定ムベシ協議調ハザルトキハ府縣知事之ヲ指定ス

第三條 市町村長ハ各調査區ノ番號、區域及擔當國勢調査員ノ氏名並ニ豫備員タル國勢調査員ノ氏名ヲ告示スベシ

第四條 國勢調査申告書用紙ハ昭和十五年九月二十一日ヨリ同月三十日迄ノ間ニ於テ國勢調査員之ヲ各世帯ニ配付ス

第五條 申告義務者前條ノ期間内ニ國勢調査申告書用紙ノ配付ヲ受ケザルトキハ當該調査區ノ擔當國勢調査員ニ其ノ旨ヲ申出ツベシ

第六條 申告義務者ハ昭和十五年十月一日午前八時迄ニ國勢調査申告書ヲ作成シ國勢調査員ノ巡回ヲ待チ之ヲ提出スベシ

第七條 昭和十五年十月一日午前零時ニ帝國版圖内ニ現在シタル者ニシテ昭和十五年國勢調査施行令(以下施行令ト稱ス)第二條第一項第一號ニ掲グルモノ何レノ世帯ニ於テモ申告セラレザリシコトヲ知リタルトキハ同月四日迄ニ最寄ノ國勢調査員ニ其ノ旨ヲ申出ツベシ但シ事宜ニ依リ最寄市町村長ニ申出ヅルコトヲ得

施行令第二條第一項第二號乃至第四號ニ掲グル者何レノ世帯ニ於テモ申告セラレザリシコトヲ本人又ハ同令第五條ニ規定スル配偶者、父母、子、祖父母、兄弟姉妹、召集通報人若ハ本籍地ノ市町村長ニ於テ知リタルトキ亦前項ニ同ジ

第八條 施行令第二十一條ノ規定ニ依リ別ニ調査手續ヲ定ムベキモノ左ノ如シ

一 宮城、離宮、皇族ノ殿邸其ノ他之ニ準ズベキ個所

二 外國ノ大使館、公使館及軍艦

三 司法大臣ノ管理ニ屬スル刑務所

第九條 施行令第二十條ノ規定ハ本令ニ關シ之ヲ準用ス

昭和十五年國勢調査ニ於ケル
指定技能ニ關スル告示

(昭和十五年五月二十五日
内閣告示第六號)

昭和十五年國勢調査施行令第三條第一項第七號ノ規定ニ依リ技能左ノ通指定ス

農業技術者

蠶業技術者

畜産技術者

林業技術者

水産技術者

鑛山技術者

冶金技術者

機械技術者

電氣機械技術者

電氣通信機械技術者

航空機械技術者

造船技術者

化學技術者

電氣化學技術者

火藥技術者

燃料化學技術者

窯業技術者

レンズ技術者

食料品技術者

醸造技術者

紡織技術者

染色技術者

木工技術者

土木技術者

建築技術者

電氣技術者

電氣通信技術者(有線、無線電信通信士以外ノモノ)

氣象技術者

農、林、水産學研究員

鑛、工學研究員

馬調教師

裝蹄師

發破係

坑内採鑛夫、採炭夫

坑内掘進夫

坑内支柱夫

坑内充填夫

坑内運搬夫

鑿井夫、ボーリング工

製銑工(電氣爐ニ依ルモノ)

製銑工(熔鑛爐其ノ他ニ依ルモノ)

製鋼工(電氣爐ニ依ルモノ)

製鋼工(平爐其ノ他ニ依ルモノ)

非鐵金屬製鍊工(電氣爐ニ依ルモノ)

非鐵金屬製鍊工(其ノ他ノ爐ニ依ルモノ)

非鐵金屬製鍊工(化學操作ニ依ルモノ)

非鐵金屬製鍊工(電解ニ依ルモノ)

造船現圖工

航空機現圖工

其ノ他ノ現圖工

金屬加熱爐工
 金屬板壓延伸張工
 金屬棒、條壓延伸張工
 金屬製管工
 金屬線伸張工
 金屬疵取工
 機械火造工
 熱處理工
 鑄物木型工
 鑄物砂型工
 鑄造工
 特殊鑄物工
 ケガキ工
 旋盤工(金屬ニ加工スルモノ)
 旋盤工(木材以外ノ非金屬ニ加工スルモノ)
 タレット工
 卓上旋盤工、小型機械工
 中グリ盤工
 ボール盤工
 平削盤工、形削盤工、堅削盤工
 フライス盤工
 齒切盤工
 研磨盤工、ラップ盤工
 鐵木工(船竅大工ヲ含ム)
 撓鐵工
 填隙工
 鋸打工
 板金鋸打工
 ガス熔接工

電氣熔接工
 其ノ他ノ熔接工
 パイプ工(造船所ノ銅工ヲ含ム)
 鉛管工、鉛工
 レンズ研磨工
 レンズ心出、心取工
 ガラス目盛工
 其ノ他ノ目盛工
 蓄電池製造工
 バネ工
 義肢仕上工、組立工
 綱具工、索具工
 手仕上工
 機械器具部品仕上組立工
 機械器具總組立工
 レンズ調整工、バルサム工
 計器組立工
 航空機用金屬プロペラ仕上工
 航空機用木製プロペラ仕上工
 航空機部品組立工
 航空機總組立工
 自動車組立工、修繕工
 電氣機械器具組立工
 電氣通信機組立工
 硫酸工
 硝酸工
 醋酸工
 ソーダ工
 カーバイド工

人造研磨材製造工(旋盤ニ依ル仕上工ヲ除ク)

アセトン工
 硫酸工
 石灰窒素工
 醋酸纖維素工
 硝化綿工
 アンモニヤ合成工
 二硫化炭素工
 グリセリン工
 タール分溜工
 石油工
 人造レジン工
 アルミナ製造工
 黒鉛ルツボ工
 發變電工
 船體檢査工
 機械試運轉工
 看護婦
 學歷ニ關スルモノ
 第一種
 農業、水産、工業及電氣通信ニ關スル實業學校ニシテ尋常小學校卒業程度ヲ入學資格トシ修業年限五年以上ノモノ、高等小學校卒業程度ヲ入學資格トシ修業年限三年(夜間授業ノモノニ在リテハ四年)以上ノモノ及入學資格修業年限ニ於テ此等ト同等以上ト認メラルベキモノ竝ニ此等ノ學校ニ準ズル各種學校ノ卒業
 第二種
 農業、林業、水産、鑛業、工業、理學及電氣通信

ニ關スル專門學校ノ卒業又ハ二年以上ノ修業及此等ノ學校ニ於ケル修業年限二年以上ノ選科、別科、特科等ノ修了又ハ二年以上ノ修業並ニ此等ノ學校ニ準ズル各種學校又ハ講習所、養成所、練習所等ノ卒業又ハ二年以上ノ修業

第三種

農學、工學及理學ニ關スル大學ノ卒業又ハ一年以上ノ修業

朝鮮、臺灣、樺太、南洋群島、關東州及外國ノ學校ノ卒業又ハ修業ニシテ前各號ノ一ニ準ズルモノ

所得税法改正法律並相續税法中改正法律に於ける扶養家族控除制度の新設

第七十五回帝國議會の協賛を經た所得税法改正法律並相續税法中改正法律はそれ〴〵昭和十五年三月二十九日及三月三十一日の官報號外を以て公布された。

今回の税制改革は中央地方を通ずる本邦税制度の根本的な改革として注目されるものであるが、其の中特に改正所得税法及相續税法中に採用された扶養家族による税額控除制度は人口政策的観点からも注目に値するものである。其の概要を説明すれば次の如くである。

改正所得税法の扶養家族控除

税制改正の中心をなす改正所得税法は所得をその性質に應じて不動産所得、配當利子所得、事業所得、勤勞所得、山林所得、退職所得の六に分類し、各、その負

擔力に應じてそれ〴〵異なる比例税率を適用するもので、以上を分類所得税といひ、此の外に個人の總所得を綜合した額が一定額を超過する場合に其の超過部分に對し超過累進税率を以て併課する場合を綜合所得税といふ。扶養家族の控除は右の分類所得税中特に勤勞所得(甲種及び乙種)、不動産所得、事業所得及び山林の所得について行はれるものである。

即ち扶養家族のある場合には右の税額から扶養家族一人につき年十二圓の割で控除されるわけで、甲種勤勞所得税の如くその年の俸給、給料等について源泉課税される場合には月給なら一圓、半月給なら五十錢、旬給なら三十四錢、週給なら二十四錢の控除となる。

右の扶養家族とは同居してゐる妻、同居の戸主、又は家族中の年齢十八歳未満又は六十歳以上の者、或は不具廢疾者をいふ。扶養家族の有無とその數はその年の一月一日現在(今年は三月一日現在)で定め、其後の出生死亡による變動によつては其の年中は變更されない。

併し扶養家族が前年中に甲種勤勞所得を有し、又は其の年分の事業所得、乙種勤勞所得、山林の所得を有つてをり、百五十圓を超える金額の基礎控除を受けてゐる場合には、此の家族については扶養家族の控除は認められない。

また、ある扶養家族について既に他の分類所得税に於て扶養家族の控除を受けてゐる場合には、その者についての扶養家族の控除はされないし、又、同居の戸主家族中の二人以上が甲種勤勞所得を受けてゐる場合、その中の一人の税金中から扶養家族の控除をすれば他の者の税金からはその扶養家族の控除は認められ

ない。これは他の分類所得税の場合でも同様である。この場合は同居の戸主家族の分類所得税(乙種勤勞所得税、事業所得税、不動産所得税、山林の所得税)をすべて合算し、其の總額から控除されることになる。

また、納税者が五千圓を超える所得を有してゐて綜合所得税の賦課を受ける場合には、扶養家族の控除は認められない。

尚、以上の扶養家族控除の外、生命保険料の控除制度も採用された。自己または家族、或はその相續人を保険金受取人とする生命保険契約がある場合には、契約者本人から申請があれば、前年中に拂込まれた保険料の總額に應じて一定の金額を控除される。

この生命保険料の控除も諸種の分類所得税に於て重複するを許されないのは扶養家族控除の場合と同様である。

尙參考の爲、今回の改正所得税法中、特に扶養家族控除に關係ある條文を掲ぐれば次の如くである。

所得税法(昭和十五年三月二十九日)抜萃

第二十四條 甲種ノ勤勞所得ニ對スル分類所得税ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ年一月一日現在ノ扶養家族一人ニ付年百五十圓ノ割合ニ依リ給與ノ支給期間ニ應ジテ算出シタル金額ノ百分ノ八ニ相當スル金額ヲ分類所得税額ヨリ控除ス

同一ノ支拂者ヨリ賞與又ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與ト其ノ他ノ給與トヲ併セ受クル者ニ在リテハ前項ノ控除ハ先ヅ賞與及賞與ノ性質ヲ有スル給與以外ノ給與ニ對スル分類所得税ニ付之ヲ爲シ不足アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ賞與又ハ賞與ノ性質ヲ有スル

給與ニ對スル分類所得稅ニ及ブ

二以上ノ支拂者ヨリ甲種ノ勤勞所得ヲ受クル者ニ付テハ前二項ノ規定ニ依ル控除ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第一項ノ扶養家族ガ前年中ニ甲種ノ勤勞所得ヲ有シ又ハ其ノ年分ノ事業所得、乙種ノ勤勞所得若ハ山林ノ所得ヲ有スル場合ニ於テ第十六條第一項、第十七條、第十八條又ハ第二十條第一項ノ規定ニ依リ此等ノ所得ヨリ控除スル金額ガ總額ニ於テ百五十圓ヲ超ユルトキハ其ノ扶養家族ニ付テハ第一項ノ規定ニ依ル控除ハ之ヲ爲サズ

第一項ノ扶養家族ニ付第二十五條第一項ノ規定ニ依ル控除ヲ爲ストキハ其ノ扶養家族ニ付テハ第一項ノ規定ニ依ル控除ハ之ヲ爲サズ

甲種ノ勤勞所得ヲ有スル者綜合所得稅ノ賦課ヲ受クル者ナルトキハ賦課ヲ受クル年ノ七月一日ヨリ翌年六月三十日迄ニ受クル給與ニ付テハ第一項ノ規定ニ依ル控除ハ之ヲ爲サズ

第二十五條 不動産所得、事業所得、乙種ノ勤勞所得又ハ山林ノ所得ニ對スル分類所得稅ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ年一月一日現在ノ扶養家族一人ニ付百五十圓ノ百分ノ八ニ相當スル金額ヲ分類所得稅額ヨリ控除ス

前條第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス
第一項ノ扶養家族ニ付前條第一項ノ規定ニ依ル控除ヲ爲ストキハ其ノ扶養家族ニ付テハ第一項ノ規定ニ依ル控除ハ之ヲ爲サズ

戸主及其ノ同居家族ノ分類所得稅ハ之ヲ合算シ其ノ總額ニ付第一項ノ規定ヲ適用ス戸主ト別居スル二人

以上ノ同居家族ノ分類所得稅ニ付亦同ジ

前項ノ場合ニ於テ控除スベキ金額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ納稅義務者ノ一人又ハ數人ノ分類所得稅額ヨリ之ヲ控除ス

第一項ノ所得ヲ有スル者綜合所得稅ノ賦課ヲ受クル者ナルトキハ同項ノ規定ニ依ル控除ハ之ヲ爲サズ

第二十六條 本法ニ於テ扶養家族トハ當該所得ヲ有スル者ノ同居ノ妻並ニ同居ノ戸主及家族中年齡十八歳未滿若ハ六十歳以上又ハ不具發疾ノ者ヲ謂フ

前項ノ規定スル不具發疾者ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十六條ノ二 自己若ハ家族又ハ其ノ相續人ヲ保險金受取人トスル生命保險契約ノ爲ニ拂込ミタル保險料アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ保險料中年額二百圓以内ニ於テ命令ヲ以テ定ムル金額ノ百分ノ六ニ相當スル金額ヲ不動産所得、事業所得、勤勞所得又ハ山林ノ所得ニ對スル分類所得稅額ヨリ控除ス

附則

第九十七條 本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

改正相續稅法ノ扶養家族控除

相續財產が少額の場合、扶養家族があれば稅負擔を輕減しようといふのが其の趣旨である。

家督相續の場合——稅法施行地(内地)に住所を有する者の死亡による家督相續であつて、課稅價格が五萬圓以下のものについては、相續開始當時の被相續人の同居家族中、年齢十八歳未滿若くは六十歳以上、または不具發疾の者一人について千圓を課稅價格から控除される。

遺產相續の場合——稅法施行地(内地)に住所を有する者の死亡による遺產相續であつて、課稅價格三萬圓以下のものについては、相續開始當時被相續人の親權に服し且つ被相續人と同居する子のうち、年齢十八歳未滿の者または不具發疾の者一人について千圓を課稅價格から控除される。

併し相續は死亡により開始したものであることを要する。隱居、入夫婚姻等により開始した家督相續の場合、親族等になした贈與により遺產相續の開始と看做される場合は何れも控除されぬ。

また扶養家族の控除額は、遺贈と相續財產の價格に加算した贈與の價格には及ばない。例へば相續財產の價格が一萬圓、遺贈の價格が一萬圓、被相續人の遺した債務が五千圓の場合、課稅價格は一萬五千圓であるが、扶養家族が七人あつたとしても五千圓の控除しがなく、遺贈の一萬圓には丸々課稅される。

家族控除の結果、課稅價格が家督相續にあつては五千圓、遺產相續にあつては千圓に達しないやうになつた場合には相續稅は課されないことになる。

尙參考の爲に今回の相續稅法中改正法律の一部を掲ぐれば次の如くである。

相續稅法中改正法律 (昭和十五年三月三十一日) 拔萃

第五條ノ二 本法施行地ニ住所ヲ有スル者ノ死亡ニ因

ル家督相續ニシテ其ノ課稅價格五萬圓以下ノモノニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ課稅價格ヨリ相續開始當時ノ被相續人ノ同居家族中年齡十八歳未滿若ハ六十歳以上又ハ不具發疾ノ者一人ニ付千圓ヲ控除ス

本法施行地ニ住所ヲ有スル者ノ死亡ニ因ル遺產相續

ニシテ其ノ課税價格三萬圓以下ノモノニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ課税價格ヨリ相續開始當時被相續人ノ親權ニ服シ且被相續人ト同居スル子ノ中年齡十八歳未滿又ハ不具癡疾ノ者一人ニ付千圓ヲ控除ス

前二項ノ規定ニ依リ控除スヘキ金額ハ課税價格ヨリ遺贈ノ價額及第三條ノ規定ニ依リ相續財産ノ價額ニ加ヘタル贈與ノ價額ヲ控除シタル殘額ニ相當スル金額ヲ超ユルコトナシ

第一項及第二項ニ規定スル不具癡疾者ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條中「相續税ヲ課セス」ノ下ニ「前條ノ規定ニ依リ控除ヲ爲シタル爲課税價格カ家督相續ニ在リテハ五千圓、遺産相續ニ在リテハ千圓ニ滿タサルニ至リタルトキ亦同シ」ヲ加フ

〔參照〕

明治三十八年一月一法律第十號相續税法抄錄

第六條 課税價格カ家督相續ニ在リテハ五千圓、遺産相續ニ在リテハ千圓ニ滿タサルトキハ相續税ヲ課セス

地方長官會議に於ける厚生大臣訓示要旨

昭和十五年五月七日、地方長官會議の席上吉田厚生大臣の行へる訓示要旨を掲ぐれば次の如くである。

吉田厚生大臣訓示要旨

地方長官會議の開催に方り茲に各位の御會同を煩はし所見の一端を述べざるの機會を得ましたことは深く欣幸とする所であります。

本年は紀元二千六百年に相當致し我等日本國民は遐に神武天皇の御創業を仰ぎ奉り又想を現下興亜建設の大使命に致しまして洵に聖徳の深遠にして皇圖の雄大なるのに感激を新にするのであります。偶去る三月三十日には支那新中央政府が成立致しまして日支相携へ東亞興隆の途上に第一歩を踏み出すに至りましたことは誠に慶賀の至に堪へませぬ。然し乍ら世局の前途には尙幾多難關の豫測せらるるものがあり國を擧げて愈々結束を鞏うし堅忍持久以て事變處理の目的完遂に全力を傾注せねばならぬと存じます。

以下當省主管の重要事項に就きまして所見を開陳致し此の重大時局に當て各位と共に相携へ奉公の誠を效すの資材に供したいと存じます。

軍人援護に關しましては各位の努力と銃後國民の熱誠なる協力とに依て概ね順調に所期の成果を擧げつつありますことは洵に感謝に堪へない所であります。事變の長期に互るに伴ひまして幾に賜はりました軍人援護に關する勅語の聖旨を奉體し益々銃後奉公の精神を昂揚して軍人援護の強化擴充を圖るの要感緊切なるを思ふのであります。殊に私は最近中支那方面に於ける前線將兵を現地に見舞ひ且具に實狀を視察するの機會を得たのであります。我が出征將兵が凡ゆる困苦缺乏に堪へ興亜建設の爲に死生を超越して一意専念奉公の誠を捧げつつあるの實狀を視まして衷心感謝感激の念を禁ずる能はざると共に軍人援護の事に就きましては益々其の完きを期せねば相濟まぬといふことを痛感した次第であります。各位は時勢の推移と民意の動向と並に地方の實情等を深く省察せられ時宜に即應して籌畫運営の宜しきを制せられ以て傷痍軍人軍人遺

族家族及歸還軍人等に對する援護の完壁を圖り第一線將兵をして寸毫も後顧の憂なく安んじて事變處理の目的達成に邁進せしむるやう格段の配意あらんことを切望致します。

事變は我邦の人口に關しましても重大なる影響を及ぼし最近の實情が一方に於て出生率減退の兆を示すと共に他方時として死亡率増加の事實をさへ示して居りますことは洵に憂慮に堪へない所であります。現下の重大時局に對處し國家總力の擴充を期するが爲には先づ雄健なる國民の増加を圖り以て國力の根柢を培養致しますることが極めて緊切の要務であります。仍て政府は今回國民體力法を制定して國民の體力を檢査し其の向上に就き指導其の他必要なる措置を取ると共に一面國民優生法の制定に依て遺傳性惡質の防遏と國民素質の向上とを期する次第であります。殊に現下乳幼児死亡率が依然として高率の状態に在り又都市農村を通じ勞力の不足に伴ふ勤勞の倍加に依て家庭に在る子女の保護に萬全を期し難い傾向のありますことは捨て置き難き事實であります。畏くも皇后陛下に於かせられましては幾に季節保育所御獎勵の思召を以て御内帑金を御下賜あらせられました。御仁慈の宏大無邊なる誠に恐懼感激の至に堪へない次第であります。政府に於きましても此の有難き思召を體し更に一層是等乳幼児、兒童及母性の保護に就て最善の方法を講じたいと存じます。

又紀元二千六百年奉祝第十一回明治神宮國民體育大會の開催其の他國民體育の振興に關する各般の施設を實施して積極的に國民體力の向上に資すると共に他方疾病の豫防並に治療に關しましては刻下我邦最大の病

難たる結核の防遏に特に一段の努力を致すことと致し財團法人結核豫防會の施設とも相俟つて之が對策に遺憾なきを期したのであります。尙衛生資材の供給確保が國民醫藥に至大の關係を有するの現状に鑑みまして目下國產醫藥品の生産増加、適正價格の設定、配給の統制と消費の規正との實施等之が諸般の對策を講じて居る次第であります。國民體位の向上、人口の數竝に質の増強に關する政府の諸施設に關して各位の特段なる協力を切に希ふ次第であります。

政府は軍需の充足と生産力の擴充とに資する爲勞働力の保全増進勞務の適正なる配置等之が各般の對策に遺憾なきを期しつつあるのであります。戰時勞働行政の基調は申すまでもなく全産業人の總力を最も有効に發揮せしめ國家當面の要務に貢獻せしむるに在るのであります。産業報國運動は其の提唱以來各位の努力に依りまして急速なる組織の進展を見、今や産業勞働界に於ける大勢を制するに至りましたことは邦家の爲寔に同慶に堪へない所であり、時局の推移は更に之が質的内容を整備充實し以て産業勞働界の全機能發揚に資すべき重要な時期に際會致して居るのであります。政府に於きましても之が内容充實に關する各般の指導方策と並に最高指導機關として官民一體の中央本部の結成等とに就き鋭意考究中であり、各位は産業報國運動組織の擴充強化と其の内容の整備充實とに指導上格別の力を盡されんことを望みます。

又勞働者の生活の安定を確保し長期戰體制下に於ける勞働力の保全を圖りますことは今日に於ても最も緊要の事項でありますので政府に於ては速に適正なる賃金を定め賃金臨時措置令に依る暫定的措置に代ふるに

合理的なる賃金統制の實現を期すると共に未經験工の初給賃金に關する規定を平和産業にも適用する爲賃金統制令の適用範圍を擴張するの要あるを認め之に關しても急速に實施したき考であります。賃金に關する行政は勞働者の思想及生活に對しても亦廣く經濟界全般に對しても其の及ぼす影響は極めて重大でありますので常に經濟界の動向、各種産業の推移、勞務者生活の實相等に留意せられ今後一層の圓滑適正なる法規の運用を期せられたいのであります。

尙現下勞務者不足の問題は次第に緊迫の度を加へまして勞務供出も亦漸く困難を感じしむるの實情に在りますので此の際勞務動員の完遂に就ては其の趣旨の徹底を圖つて汎く各方面に亘り勞務供給の餘力を探求すると共に産業界に於ける勞務の配分を合理的ならしめ以て勞務供出の計畫化と勞務配置の適正化とに一段の努力を致されんことを望みます。

産業地帯を中心として惹起せられました住宅難は事變の進展と共に深刻の度を加へ之に伴つて地代家賃の昂騰も亦漸次顯著と爲るに至りましたので政府に於ては生産力の擴充等重要國策の完全なる遂行と國民生活の安定とを期するが爲、應急の措置として刻下最も緊要なる勞務者住宅の供給計畫を樹立し一面地代家賃の統制を實施致し各位の協力を得て着々其の効果を擧げつつある次第であります。今後事態の推移に對應しまして此等計畫施設の擴充徹底を期するの必要益、緊切を加ふるものありと認められますので管下の實情に稽へて適切なる對策を講ぜられ之が對策に遺憾なきを期せられたいのであります。

事變の國民生活に及ぼす影響の漸く深刻ならんとす

今日庶民生活の安定確保を圖ることは最も緊要の事であり、政府に於きましては現下の情勢に即應し要保護者に對する救護の適正を期する爲に救護法及母子保護法に依る給與額の増額を行ひ、尙又生活必需品の廉價配給、救護其の他の社會事業施設の運営等に十分の留意を致しつつありますが一面社會保險制度の整備擴充が國民生活の安定と産業能率の増進との上より見ても極めて重要でありますので此の方面に於ても鋭意努力を致して居る次第であります。即ち健康保險制度に就きて内容の充實改善を行ふの外職員健康保險制度、船員保險制度に關しては愈々來る六月一日より之を實施することとし又國民健康保險制度に就ても速かに組合の普及發達を圖るべく最善の力を致しつつあるのであります。尙簡易生命保險事業及郵便年金事業は國民生活の安定を圖ると共に國民貯蓄獎勵運動に呼應致し國民購買力の吸収に努め良果を收めて居ります。更に近く小兒保險の保險金最高制限額の引上を實施せんと致して居ります。是等國民生活の確保向上に關する諸般の施設に就き各位の周到なる御盡力を願ひたいのであります。

以上は當省の行政に關し當面の急務とする事項に就いて所懐を披瀝致した次第であります。地方行政の中樞として直接國民の指導誘掖に膺らるる各位は幸に政府の意の存する所を體せられ各般の對策に就き更に一段の策勵を加へられて以て時艱の克服と國運の伸展とに力を致されんことを望んで止まざる次第であります。

厚生省の優良多子家庭表彰並附帶調査

兒童愛護精神の昂揚を圖り以て家族制度の確保と國運の隆昌に資せんが爲、厚生省社會局に於ては優良多子家庭の表彰を決定し、昭和十五年五月其の全國的調査を開始した。其の要項を掲ぐれば次の如くである。

優良多子家庭表彰要項

一、趣旨

堅實なる家庭を營み子女を健全に育成するは國民生活の根幹たる家の基礎を鞏固ならしめ國本の培養に寄與する所以なり。殊に多數の子女を擁し之が養育を全ふするは一般の龜鑑となすに足るものとす。仍て是等の家庭を表彰し以て兒童愛護精神の昂揚を圖り家族制度の確保と國運の隆昌に資せんとなす。

二、被表彰者

被表彰者は左の各號に該當し他の模範とするに足る家庭の父母とす。但し父又は母なきときは其の現在在る一方とす。

- 1 父母を同じうする満六歳以上の嫡出の子女十人以上を自ら育成したること。
- 2 子女(六歳未満の子女をも含む以下之に同じ)中死亡したる者無きこと。但し戦役事變に因り又は天災地變等避くべからざる事由に因り死亡したる者は之を生存者と看做すこと。
- 3 子女は何れも心身共に健全なること。但し戦役事變に因り又は天災地變等避くべから

ざる事由に因り健全ならざるに至りたる者は之を健全なるものと看做すこと。

- 4 父母及子女は何れも性行善良にして其の家庭堅實なること。

三、表彰期日、昭和十五年十一月三日

四、表彰方法、厚生大臣名の表彰狀並に記念品を地方

長官より傳達するものとす。

此の調査に於ける調査事項は、父母に對しては各、

其の氏名、同胞數、年齢、婚姻年齢及年月日(再婚者に在りては再婚時のものを採り且つ其旨附記)教育程度、健否生死、住所の各項に互り、外に家庭の主要なる職業、經濟狀態(上、中、下)、母の第一子分娩時年齢及末子分娩時年齢(及同上の年齢差)、並に家庭の状況等、また子女の状況に就いては各、其の出生順位、氏名、男女の別、生年月日、年齢、教育程度、職業、現住所、乳兒期の榮養(母乳、人工榮養、混合榮養等)等に及んでゐる。特に前掲表彰要項「二」の23但書該當者に在りては其の詳細なる記述(戦役事變名、戦死・戦傷死・戦病死・戦傷・戦病の別、又は天災地變の種類名稱、及これに因る死亡・病氣・不具等の別)をも附記することに於てゐる。

尚、同省社會局に於ては右の優良多子家庭の全國的調査に當り同時に左記十三項に互る各地方別集計を行ふべく決定した。各項の概要を記せば次の如くである。

第一、該當家庭數調

該當家庭數(戦死者ある該當家庭數を傍記)、世帯

數、並に世帯數千に對する該當家庭數の夫々を市町村別に集計す。

第二、滿六歳以上子女數別該當家庭數調

一〇人、一一人、一二人等以下各子女數別の該當家庭數及其の割合を市町村別に集計する。

第三、子女數別該當家庭數調

前號集計を六歳未満の者をも含めたる子女數別に於て行ふ。

第四、年齢別父の數調

第五、年齢別母の數調

年齢階級別(三五歳未満、三五歳以上六〇歳未満五歳母、六〇歳以上一〇〇歳未満は十歳母、一〇〇歳以上)父及母の數を子女數(六歳未満を含む)別に集計す。

第六、父母の年齢差に依る該當家庭數調

父母の年齢差別の該當家庭數及其の割合を夫々市町村別に集計する。この場合父より母の年齢多き者の數を特に傍記す。

第七、職業別該當家庭數調

農業、水産業、鑛業、工業、商業、交通業、公務自由業、其の他の有業者、家事使用人並に無職の各職業別該當家庭數及其の割合を市町村別に集計す。

第八、父母の結婚時年齢別に依る該當家庭數調

父及母の結婚時年齢(一五歳未満、一五歳以上二〇歳未満は各歳毎、二〇歳以上三五歳未満は五歳毎、三五歳以上)の組合せによる該當家庭數を集計す。

第九、第一子及末子分娩時年齢別母の數調

第一子及末子分娩の夫々に對し分娩時の母の年齢別(一五歳未満、一五歳以上五〇歳未満は五歳毎、五

○歳以上)の集計をなす。若し再婚の場合は、現在の婚姻に於ける第一子分娩をとる。

第十、第一子分娩時より末子分娩時に至る年數別該當家庭數調。

所要年數一五年以上二五年未滿は各年數別、二五年以上三五年未滿は五ヶ年別、三五年以上は各年數別に集計す。

第十一、教育程度別父の數調

小學校(尋常及高等科)、中等學校、專門學校、大學以上各通卒業若は中途退學)、又は不就學の各程度別に集計す。

第十二、教育程度別母の數調

前號に同じ。

第十三、經濟狀態別該當家庭數調

經濟狀態を、上、中、下に分ちて集計す。

尚、此の調査の結果に據つて人口問題研究所に於て詳細に之を調査研究することとなつてゐる。

厚生省體力局の千葉縣に於ける國民體力管理制度準備調査の施行

厚生省體力局は昭和十四年五、六月に互り國民體力管理制度準備調査として千葉縣管内全市町村(四市、八十二町、二百三十七村)の幼兒、學童及び青年凡そ四十三万人に對する體力検査を施行したが、同縣下官民主腦者を總動員して行はれた此の體力調査は被検査者名簿に記載せられたる學童を除く該當者二十五万四百二十六人中の二十二万一千五百九名、即ち八八・四五%に及ぶ受検査者を得たもので、今般厚生省體力局

によつて完成された検査成績の集計は單に千葉縣の保健衛生狀態に關し有益なる鳥瞰圖となるばかりでなく、近く行はる可き國民體力管理制度の準備調査資料の一として興味深いものである。

國民體力管理制度とは國防上また産業上國力の根基をなす國民の體力を各自の自由に放任することなく或程度まで國家自ら之に關與し善導せんとするもので、其の準備調査たる體力検査も亦此の主旨に従ひ、是に所謂「體力」なる言葉も形態的方面、精神的方面及び機能的方面を包括する極めて綜合的なる觀念である。其の各般に互る検査要目を掲ぐれば次の如くである。

一 生活歴

主食物、既往症の外、幼兒に於ては離乳期、及び女子に於ては月經開始期

一 身體計測

- (1) 體重
- (2) 身長
- (3) 胸圍
- (4) 坐高
- (5) 視力
- (6) 色神
- (7) 聽力

一 精神機能——智能

特に五歳の兒童に對して行はれたもので、本田親二氏のビネー・シモン・ターマン法の抜萃に依り左記の六問を選び之を智能検査に經驗ある教職員乃至は幼兒の取扱に熟練したる女教員等に依つて施行するものであるが、第一、二問は滿五歳兒の智能に相當する問題であつて先づ此の兩問を課し、之に合格し

たるものは爾後の問題を課さず検査を打切る。此の二問の中一問にでも不合格のものには引續き第三、四問を課すが、此の兩問は滿四歳兒の智能に相當するものである。更に此の二問中一問にでも不合格のものには引續き滿三歳兒の智能に相當する第五、六問を課することになる。

第一問 正方形を模寫すること

正方形を畫ける圖を示し兒童をして之を見つゝ二回自由に模寫せしめ、別に與へられたる標準に比較し一回にても其最低標準以上に畫ければ合格とする

第二問 美醜を判斷させる事

美醜一對の婦人像三枚を示し、何れが美しきかを判斷せしめる。三枚とも正答すれば合格

第三問 性別を言はせる事

あなたは男ですか女ですかと問ひ、性別を知れること明なる返答をなせば合格とする

第四問 見慣れたる事物の名を言はせる事

時計、ナイフ、銅貨を順次に示し其の名稱を尋ね三種とも正答すれば合格

第五問 姓(又は通稱、家號)を言はせる事

第六問 身體の部分の指示せしむる事
鼻、眼、口を順次指を以て指示せしめる、三問とも正答すれば合格

運動機能

(1) 三回跳

被検査者を先づ踏切線の手前に兩足を揃へて立たせ、それから前方に出来るだけ遠く兩足を揃へたまま三回連続して跳ばせ、その足が最後に着陸し

た地點と踏切線との最短距離を測定する。此の場合踏切に先立ち跳躍に必要な準備動作は差支へない。三回跳は二度これを行はしめ、其の距離の異なるものを以て成績とする。最終の着陸に當つて、手或は腰が足より踏切線に近い地面に觸れた場合は、其の地點からの距離を跳躍距離とする。跳躍距離は〇・五メートルを單位として測定し端數は之を切捨てる。

(2) 臂立伏臥臂屈伸

地面に臂立伏臥の姿勢をとり、臂を屈伸して其の回数測る。臂立伏臥の姿勢とは體(頭及脚を含む)と臂とを略直角に保つ様にして兩手を地面につき、體及臂を眞直に伸し兩手掌と兩足尖とで體を支へた姿勢である。屈伸は検査者の呼唱により約二秒間に一回の割合を以て體の姿勢をくつすことなく充分に臂を屈げ、直ちに臂を伸す動作を連續して行ふ。検査者は被検査者が正しき姿勢を以て臂屈伸をなし得ざるに至るまで續けしめ、其の回數を以て成績とする。

(3) 連續片脚跳

一周二メートルの線の外側を利脚を以て連續跳躍して進行し、其の廻り得たる回數を以て成績とする。其の際地面より離れてゐる脚を手を以て支持してはならない。回數は半回以上一回未滿は半回とし、半回未滿は切捨てる。

一 疾病異常

- (1) ツベルクリン反應
- (2) トラホーム
- (3) 糞便検査

- (4) 齲齒
- (5) 異常
- (6) 其の他の疾病
- (7) 精密検査に附する疾病——検査醫が檢診に際して特に必要と認め精密検査を施行した結果、左記の諸疾患を發見する時、自ら之を所定の精密検査用紙に記載捺印(又は署名)し、各町村毎に取纏め嚴封の上、直ちに市役所町村役場をして縣衛生課宛送達せしめる。

一 結核

一 花柳病

一 癩

一 精神病及高度の精神薄弱

一 高度の榮養障害及び長期の指導を必要とする諸種の慢性疾患

一 概評

検査醫が所定の検査を終了したる時、國民體力向上の見地より其の結果を綜合考察し、特に優良なる者を概評良とし、疾病、異常その他特に注意の必要ありと認めらるる者を要注意とし、其の他の者を普通とする。

尙千葉縣下の體力検査に於ける検査年齢及び此の検査年齢に對する検査項目の割當ては左の如くである。

検査年齢

- 零歳 昭和十三年四月二日より同十四年四月一日迄に出生したる者
- 一歳 昭和十二年四月二日より同十三年四月一日迄に出生したる者

二歳 昭和十一年四月二日より同十二年四月一日迄に出生したる者

三歳 昭和十年四月二日より同十一年四月一日迄に出生したる者

四歳 昭和九年四月二日より同十年四月一日迄に出生したる者

五歳 昭和八年四月二日より同九年四月一日迄に出生したる者

學齡兒童

十九歳 大正八年十二月二日より同九年十二月一日迄に出生したる者

検査年齢と検査事項との組合せ

項目	年	零歳	一歳	二歳	三歳	四歳	五歳	學齡兒童	十九歳
身長	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
體重	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
胸圍	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
坐高	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
視力	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
色神	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
聽力	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
疾病及異常	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
ツベルクリン反應検査	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
糞便検査	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
智能検査	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
三回跳	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
臂立伏臥	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
臂屈伸	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
連續片脚跳	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
概評	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	

備考 糞便検査は學齡兒童中第五學年の者のみに付
施行、三回跳、臂立伏臥臂屈伸及び連續片脚跳は
十九歳の男子のみに施行

尚、以上の各要目によつて行はれた各成績の集計結
果の一部は發表の不可能なるものであるが、厚生省體
力局技師重田定正氏がその概要として報告するところ
の一部を掲ぐれば次の如くである。

千葉縣の體力狀態

——國民體力管理制後への示唆——

昨年五月、六月に千葉縣全管内の四市、八十二町、
二百三十七村の幼兒約二十萬六千人、學童約二十一萬
三千人、十九歳の青年男女約一萬六千人に對し、國民
體力管理制度準備調査として體力検査を施行した。此
の成績は、更に検討を加へて發表する豫定であるが、
其の中より二三興味ある數字を抄録して見よう。

集計方法は、市町村事務の輻輳せる實狀に鑑み、極
度に簡易を圖り、諸種計測値も、平均値算出の如き加
算、除算等の操作を要する方法を取らず、算術平均、
標準偏差、變異係數等の算出を要する項目に關して
は、度數分布表の型式を試用したが、此の方法は、現
地集計の偶發錯誤を的確に發見し得て、甚だ便宜であ
つた。

受檢率は、八九%、市原郡の村部の如きは九四%に
及んでゐる。不參事由の五二%は病氣で、當時麻疹、
百日咳等が流行してゐたといふ事であるから、之が幼
兒の受檢率に影響したと思はれる。検査従事者は、醫
師、齒科醫師、市町村吏員、小學校教職員、看護婦、
産婆、在郷軍人、男女青年團員、婦人會員等延人員合

計約五萬一千名に上り、殊に醫師にありては千葉縣醫
師會員の約六割五分、全科、内科、小兒科を標榜せる
醫師の約七割五分が、此の検査に従事されたのである。
身體計測に關する諸數値中より乳幼兒體重の平均値
をとつてみるに、所謂離乳期前後に互つて、兒科雜誌
三五七號所載の本邦乳幼兒發育標準値に比較して遜色
があるやうであるが、此の點に關しては更に考察を要
すると思はれる。尚、青年の體重、胸圍以外の計測値
は、各年齢を通じ男女とも終始市部、町部、村部の順
位になつてゐる。

智能は、入學前の幼兒に就いて、ビネー・シモンの個
別智能検査法の變法に依り検査した。其の成績を、
優、良、可、劣の四階級に概括すると優は市部五〇
%、町部四三%、村部四〇%、之に反し劣は市部一
%、町部一二%、村部一五%となつてゐて、都部によ
る差異が現はれてゐる。

運動機能は、三回跳、臂立伏臥臂屈伸、連續片脚跳
を十九歳男子に就いて調査したが、市部、町部、村部
に著しい開きが見られない。之を昨年度の成績に比較
すると、連續片脚跳の如き巧緻性よりも持久性を要す
る種目では、千葉縣農村の青年は、秋田縣のそれに及
ばないやうに思はれる。

ツベルクリン反應は、二千倍液〇・一ㄆを皮内に注
射し、四十八時間後に之を検査し、發赤徑五耗以上を
陽性と定めた。其の陽性率は

年齢	市部	町部	村部
一歳	二・一	二・五	一・八
二	三・七	三・四	二・五
三	五・三	四・四	三・二

四	五・九	五・三	三・八
五	九・一	六・四	四・四
六	一〇・八	八・三	四・九
七	一三・四	一〇・〇	五・八
八	一六・一	一一・四	六・一
九	一九・〇	一二・八	七・四
十	二二・二	一四・三	八・五
十一	二三・九	一七・三	九・六
十九	四〇・九	三二・一	一八・九

の如く、都部間に截然たる相違が見られる。概して千
葉縣の農村は、秋田、埼玉二縣のそれに匹敵する位、
低率である。但し、之を地域別に觀察すると、東京市
から千葉市にかけての内灣の沿岸及び安房、夷隅兩郡
の海岸の町村、其の他利根川、江戸川沿ひの工業都市
は陽性率高く、之に反し縣中心部の丘陵地帯は概ね低
く、人口密度に略、正比例してゐる觀を呈するが、精細
に觀察すると、諸種の興味ある事實が發見せられるで
あらう。

トラホームの診斷は、大正八年の内務省衛生局長通
牒に依つたが、患者百分率は

年齢	市部	町部	村部
〇歳	四・三	一・九	三・〇
一	四・三	五・〇	五・八
二	五・四	六・四	七・一
三	六・七	六・〇	七・〇
四	六・五	六・四	七・一
五	六・三	六・九	七・七

國民體力管理制度準備調査

國民體力検査票 厚生省 5 男

稟報

調査番號	第	號	検査月日	昭和14年	月	日				
氏名			生年月日	昭和	年	月日				
父兄ノ職	業		年齢	滿	年	月				
現住地	千葉縣	郡市				町村				
生活歴	主食物	白米・胚芽米・七分搗・米・麥・								
	既往症	病名 (歳)・病名 (歳)・								
身長	種	體重	疝	胸圍	種					
疾病及異常	※結核	肺結核(重症・中等症・輕症)・肋膜炎・								
	ツベルクリン皮内反應	發赤徑	耗; 陰性・疑陽性・陽性							
	トラホーム	重症・輕症・疑似症								
	※花柳病									
	※精神病									
	齒齶	乳齒	處置	本	未處置	本	計	本	總計	本
齒	永久齒	處置	本	未處置	本	計	本			
疾病	齒列異常	有	無	其ノ他ノ疾						
異常	胸廓異常				脊柱異常					
	形態異常	畸形				不具				
	其ノ他ノ疾病及異常									
智能検査	問題 1	問題 2	問題 3	問題 4	問題 5	問題 6				
	+	+	+	+	+	+				
	-	-	-	-	-	-				
概評	良・普通・要注意		備考							

記入上ノ注意

(詳細ハ検査者必携ヲ参照スルコト)

◎例示事項ニ就テハ該當スルモノニ○ヲ附スルコト

例 (百丞)・胚芽米

◎例示セル以外ノ事項ハ其ノ他ト記セズ・ノ間ニ記入スルコト

例 麥・粟・

◎既往症ノ年齢ハ數ヘ年ニ依ルコト

◎ツベルクリン皮内反應ハ下記ニ依リ區分スルコト

發赤徑

0—: 耗 陰性

2—4耗 疑陽性

5耗以上 陽性

◎智能検査ノ

+ハ合格

-ハ不合格

トシ該當セル方ニ

○ヲ附スルコト

◎※欄ハ本票ニ記入セザルコト

國民體力管理制度準備調査

國民體力検査證 千葉縣

調査番號

氏名 年齢 滿 年 月

七七

身長	種	體重	疝	胸圍	種
疾病及異常			ツベルクリン皮内反應	陰性・疑陽性・陽性	
概評		良・普通・要注意			
指導事項	栄養ニ關スル注意				
	疾病ニ關スル注意				
	其ノ他ノ必要ナル注意				

(注)

之ツツ
ヲノノ
抹欄ハ
消ハク
スルコ
ト不要
ノ反
應及
概

検査月日 昭和14年 月 日

國民體力管理制度準備調査

國民體力検査票 厚生省

19 男

調査番號	第	號	検査月日	昭和14年	月	日
氏名			生年月日	大正	年	月 日
職業			父兄ノ職業	年齢	滿	年 月
現住地	千葉縣	郡市			町村	
生活歴	主食物	白米・胚芽米・七分搗米・麥・				
	既往症			{ 歳 }	{ 歳 }	
身長	種	體重	疋			
胸圍	種	坐高	種			
視力	裸眼	右	左	矯正	右	左
色神	健常・赤綠色弱・赤綠色盲・全色弱					
聽力	健常・難聽・聾					
疾病	※ 結核	肺結核(重症・中等症・輕症)・肋膜炎・				
	ツベルクリン皮内反應	發赤徑	耗: 陰性・疑陽性・陽性			
	トラホーム	重症・輕症・疑似症				
	※ 花柳病					
異常	※ 精神病					
	齒齲齒處置	本	未處置	本	計	本
	齒列異常	有	無	其ノ他ノ疾齒		
	胸廓異常			脊柱異常		
形態異常	畸形			不具		
其ノ他ノ疾病及異常						
運動機能	三回跳	米	臂立伏臥臂屈伸	回	連續片脚跳	回
概評	良・普通・要注意		備考			

記入上ノ注意

(詳細ハ検査者必携ヲ参照スルコト)

◎例示事項ニ就テハ該當スルモノニ○ヲ附スルコト
例 (百米)・胚芽米

◎例示セル以外ノ事項ハ其ノ他ト記セズ・ノ間ニ記入スルコト
例 麥・粟

◎既往症ノ年齢ハ數へ年ニ依ルコト

◎ツベルクリン皮内反應ハ下記ニ依リ區分スルコト

發赤徑
0—1耗 陰性
2—4耗 疑陽性
5耗以上 陽性

◎三回跳ハ二回ノ中大ナル方ヲ記入スルコト

(0.5米以下ハ切捨)

◎連續片脚跳ハ半回以上一回未滿ハ半回トシ半回ニ滿タザルモノハ切捨テルコト

◎※欄ハ本票ニ記入セザルコト

人口問題研究 第一卷 第三號

國民體力管理制度準備調査

國民體力検査證 千葉縣

調査番號

氏名 年 齡 滿 年 月

身長	種	體重	疋	胸圍	種	
疾病及異常			ツベルクリン反應	陰性・疑陽性・陽性		
概評	良・普通・要注意					
指導事項	疾病ニ關スル注意					
	保健ニ關スル注意					
	體育ニ關スル注意					
	其ノ他ノ必要ナル注意					

(注)

ツベルクリン反應及概評ノ抹欄ハ不要ナルコト文字ハ)

検査月日 昭和14年 月 日

で都部の差は、左程顯著ではない。而して九十九里濱の沿岸から、房總半島の頸部、東京灣、江戸川の沿岸、更に手賀沼、印旛沼を結ぶ地帯の市町村に於て特にトラホームの罹患者率が高いことが認められた。

腸内寄生蟲卵検査は、他の検査項目と異り、縣衛生課の技術官に依つて尋常科第五學年兒童約三萬五千人に就いてのみ行はれた。卵保有者率は、市部三九・六％、町部四七・六％、村部五九・二％で、更に蟲卵別に觀ると

蟲	卵	市部	町部	村部
蛔	蟲	三三・三	四〇・九	五二・七
鞭	蟲	一〇・一	一〇・三	九・四
十二指腸	蟲	〇・三	二・五	五・六
東洋毛線線	蟲	〇・三	〇・九	一・三
肝臟ヂストマ	蟲	〇・五	〇・二	〇・四
蟻	蟲	〇・一	〇・二	〇・三
縲	蟲	〇・一	〇・〇	〇・〇
横川氏吸虫	蟲	〇・一	〇・一	〇・〇
日本住血吸蟲	蟲	—	—	〇・〇

で、之を地方的に觀察すると、十二指腸蟲卵五％以上の町村は、君津郡の殆んど全部、夷隅、匝瑛、山武、長生の諸郡の大部分で、十二指腸蟲病は、安房郡を除く房總半島の大部分の町村に蔓延して居ることを知つた。

疾病異常検査に關しては、既述のツベルクリン反應、トラホーム、寄生蟲卵検査以外に、齒痰、形態異常、其の他の疾病異常に關する統計もあるが、茲には省略する。検査の際、結核、癩、花柳病、精神病等の

疑ある受驗者を發見した場合は、一般の検査票と別個の精密検査票に記入して、醫師より直接、縣衛生課に直送し、個人の祕密の漏泄を防いだ。此の結果は、結核性疾患及び其の疑ある疾患一九七人、花柳病及び其の疑ある疾患六八人、精神病及び其の疑ある疾患二四人、其の他の疾患四〇人となつてゐる。此の數字は、一見過少の感を受へるが、是は、被檢者で罹病中又は病後の恢復が充分でなく、受檢の爲出頭すると疾病が増悪の虞ある者、精神病患者、法定傳染病患者等は検査場に出頭せしめないやうに、市町村當局に指示したからである。固より本制度實施の際には、検査場に出頭しなかつた者や、検査の際に特殊の疾病に罹患してゐる疑ある者に對しては、更に所定の検査を施行するのであるから、正確な罹病統計が得られることは必定である。

國民體力管理制度施行が、喫緊の要務であることは、夙に日本學術振興會に依り提唱せられ、政府に於ても昭和十三年度から該制度調査會を設置すると共に、二府六縣に於て、約二萬一千に付き體力検査を施行する等、着々準備を進めて居つた。然し、昨年度體力検査は、検査項目、検査方法等に關する検討が、寧ろ主要目的であつて、是を以て體力検査を全國一齊に實施せんとする資料とする計畫ではなかつた。

而して本年度は、全國道府縣に於て各々數ヶ町村と六大都市の工場地區とに於て準備調査を施行する傍、千葉縣に於ける準備調査を、國民體力管理制度の全國一齊實施が可能なりや否やの試金石として企畫したのであつたが、季偶々農繁期に入らんとし、市町村當局は、銃後事務多端を極め、加ふるに町村によつては、

諸般の準備に要する期間が短かい所があつた爲現地の困難、不便は推察するに餘りあるものがあつた。幸にして縣當局、縣醫師會の協力に依つて、所期の目的を達成することを得、茲に、本制度實施可能性に千鈞の重きを加へたのは關係者の深く感謝する所である。

東京市昭和十三年結核死亡統計の發表

東京市總務局統計課に於ては昭和十五年三月「昭和十三年東京市統計年表人口統計編」を刊行したが、今回更に既往及び其の他の資料を併せて特に昭和十三年に於ける東京市結核死亡統計を作成した。其の概要を掲ぐれば次の如くである。

一、結核死亡數及死亡率

(イ) 概説、昭和十三年中東京市に於ける結核に因る死亡數は一六、四一七であつて、死亡總數の一八・四七％を占め、人口一萬に對する死亡率は二五・四二に當り、各種死因中の筆頭に位する。

結核による死亡を男女別に見れば男八、五〇三、女七、九一四であつて、人口一萬に付き夫々二五・三〇、二五・五六を示し、男の死亡率は稍、低位である。

今昭和十三年中東京市に於ける主要死因の各の地位を示せば次の如くであつて、結核に因る死亡の比率極めて顯著なるを知る。

死 因	死亡數	總死亡數 百中	人口一萬に付	最も多く死亡する年齢層
總 數	八、八七九	一〇〇・〇	二七・三	
呼吸器の結核	三、三二四	三三・二	一八七・四	青年
肺 炎	九、七七一	一一〇・〇	一五〇・四	幼少年

腦出血、腦血栓及び腦血栓	八〇三	九六〇	一三三三	老年
腎臟炎	五、四七六	六、六	八、六	老年
其他の結核	四、三三三	四、八五	六、六	幼年及少年
赤痢及疫痢	四、二〇八	四、七四	六、五	幼年
痛、其他の悪性腫瘍	三、八三三	四、三〇	五、九	老年
老衰	三、六四四	四、一〇	五、四	老年
先天性弱質	三、五六	四、三	五、五	乳兒
下痢及腸炎	二、三二	二、五	三、五	乳幼児
其他の死因	三、六六八	四、三三	四、七三	

(ロ) 各區結核死亡率、東京市に於ける結核死亡率を區別に見れば、最低は日本橋の一六・四一(人口一萬に付)、最高は板橋の三六・七五であつて、爾餘の區の死亡率は之等の間にある。今之を死亡率の階級に依つて類別すれば

死亡率二・〇%未満	日本橋、麴町、京橋、赤坂、神田
二・〇%以上二・五%未満	杉並、下谷、本所、淀橋、大森、城東、本郷、王子、中野、四谷、世田谷、芝
二・五%以上三・〇%未満	澁谷、品川、瀧野川、葛飾、小石川、向島、目黒、牛込、深川、麻布、蒲田、淺草、江戸川、足立、荏原、豊島、荒川
三・〇%以上	板橋

但し板橋區に於ける結核死亡率の異常に高きは同區所在養育院にて死亡せる者を多數含むに依る。更に之を普通區域と特定區域(細民地域、所謂カード

階級及び之に準ずべき階級の比較的多數集せる區域)に分つて見ると、人口一萬に付死亡率前者二五・一三、後者三〇・一〇であつて、特定區域の死亡率は普通區域のそれより高率である。

(ハ) 大都市に於ける結核死亡率比較、いま東京市に於ける結核死亡數、總死亡中の百分率、及び人口一萬に對する割合を、全國(内地)、及び人口十萬以上の都市、特に其他の大都市のそれと比較すれば次の如くである。

全 國	結核死亡數	總死亡百中の結核死亡	人口一萬に付結核死亡
一三、八二七	一一〇二	一九・三	
人口十萬以上都市	五〇、三五〇	一七・八一	二六・〇三
東京市	一六、四一七	一八・四七	二五・四二
大阪市	七、九二四	一八・三一	二三・八六
名古屋市	二、八〇六	一四・八九	二三・九二
京都市	三、一四九	一八・八九	二七・一五
神戸市	三、〇〇四	二〇・六六	三〇・三七
横濱市	二、〇五七	一六・五六	二六・四六

(註) 東京市以外の計數は内閣統計局刊行「昭和十三年人口動態統計」に依り算出

更に之を歐米大都市の狀況に比較すれば次の如くであつて、紐育、倫敦、伯林の極めて低率なるに比し、東京及び巴里の兩都は高率である。

紐育	倫敦	伯林	巴里	東京
(一九三三年)	(一九三五年)	(一九三六年)	(一九三四年)	(一九三八年)
六・二	七・六	八・九	一七・六	二五・四

二、結核死亡と年齢

(イ) 年齢別に見た總死亡中結核死亡の割合、結核に因る死亡の死亡總數中に占むる割合は一八・四七%であるが、之は各年齢層に於て同じでない。今之を五歳階級別に類別してみると次の如くである。

年 齡	總 數	男	女
〇—四	三・八八	三・七一	四・〇九
五—九	二〇・七九	二〇・七九	二〇・七九
一〇—一四	四七・八〇	三八・一七	五四・五六
一五—一九	五九・〇四	五六・〇五	六二・二五
二〇—二四	五三・一三	五一・一八	五五・三八
二五—二九	四六・九四	四五・四一	四八・三七
三〇—三四	三六・八六	三七・七七	三五・九三
三五—三九	二八・〇六	三一・八六	二四・二三
四〇—四四	二一・八五	二四・〇九	一八・六二
四五—四九	一五・四三	一六・一五	一四・二一
五〇—五四	一一・六七	一二・八七	九・五八
五五—五九	七・七九	八・四三	六・七〇
六〇—六四	五・〇一	五・六一	四・一一
六五—六九	二・八二	三・四四	二・〇二
七〇—七四	一・四五	二・二〇	〇・七三
七五—七九	〇・七八	〇・九三	〇・六八
八〇以上	〇・三一	〇・二〇	〇・三七

更に東京市に於ける年齢別死亡百中結核死亡の割合を伯林(一九三六年)、倫敦(一九三五年)のそれと比較すると次の如く、東京市五—一四歳では約三倍、一五—二九歳では約〇・五倍の高率を示してゐる。

年齢

東京市

伯林市

倫敦市

0-4	3.88	3.62	2.68
5-9	20.79	9.66	11.28
10-14	47.80	30.94	42.35
15-19	59.04	42.35	42.35
20-24	53.13	42.35	42.35
25-29	46.94	42.35	42.35
30-34	36.86	42.35	42.35
35-39	28.06	42.35	42.35
40-44	21.85	42.35	42.35
45-49	15.43	42.35	42.35
50-54	11.67	42.35	42.35
55-59	7.79	42.35	42.35
60以上	2.40	42.35	42.35

三、結核死亡病類細別

東京市に於ける結核死亡一六、四一七を病類に依つて細別すると次の如くである。

一 呼吸器の結核	一六、四一七	八、五〇三	七、九一四
(イ) 肺	二、二〇四	六、五六一	五、五五三
(ロ) 喉頭	一、五二	一、〇四	一、〇四
(ハ) その他	一、〇	一、〇	一、〇
二 脳膜及中樞神経の結核	一、七九	七三	六六
三 腸及腹膜の結核	二、四〇七	九三	一、四四
四 脊椎の結核	三六	七四	五五
五 骨及關節の結核	三	三	三

葉報

六 皮膚及皮下結核	五	二	三
七 組織の結核	八	四	四
八 泌尿生殖器の結核	一六	六	六
九 其の他の臓器の結核	四	一	三
十 粟粒結核	一四七	五	三

人口一萬に付

一 呼吸器の結核	二、五〇二	二、三三〇	二、五五五
(イ) 肺	一、八七四	一、九五二	一、七九〇
(ロ) 喉頭	一、八〇九	一、九三〇	一、七七二
(ハ) その他	〇、〇二〇	〇、〇三二	〇、〇三三
二 脳膜及中樞神経の結核	二、四	二、三	二、五
三 腸及腹膜の結核	三、七三	三、二七	四、〇六
四 脊椎の結核	〇、〇〇	〇、〇三	〇、〇七
五 骨及關節の結核	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇二
六 皮膚及皮下結核	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇一
七 組織の結核	〇、〇〇	〇、〇〇	〇、〇一
八 泌尿生殖器の結核	〇、〇六	〇、〇六	〇、〇六
九 其の他の臓器の結核	〇、〇一	〇、〇〇	〇、〇一
十 粟粒結核	〇、〇三	〇、〇九	〇、〇六

四、東京市に於ける結核死亡率の變遷

東京市に於ける結核死亡の明治末期より最近に至る變遷を概観するに、明治末期より大正年間の中頃にかけて本病による死亡は總死亡の二〇%以上であり、人口一萬に對する死亡率は大正年間中頃に至るまでは四〇%以上の高率であつたが、爾後次第に低下の一途を辿

り、大震災を轉機として激減し、昭和三、四年の頃には結核に因る死亡は總死亡の一四%に減少し、人口一萬に付死亡率は二〇%に近く、往時のそれより半減するに至つた。然るに最近兩三年に於ては多少また漸増の傾向を示してゐる。

東京市に於ける結核死亡の變遷

明治三十八年	死亡百中	人口一萬に付	人口千に付
明治四十三年	三三・〇七	四六・〇	一九・七
大正四年	二二・五〇	四七・三	二二・〇
大正九年	二二・三六	四六・一	二二・六
大正十四年	一六・二四	三八・五	二二・九
昭和二年	一四・七一	二五・二	一七・一
昭和三年	一五・二三	二四・三	一五・九
昭和四年	一四・六一	二三・六	一五・五
昭和五年	一四・六八	二三・一	一五・一
昭和六年	一六・五三	二二・八	一三・二
昭和七年	一五・〇七	二二・一	一四・七
昭和八年	一五・七三	二〇・六	一三・一
昭和九年	一六・五一	二四・七	一五・〇
昭和十年	一七・〇三	二三・九	一四・〇
昭和十一年	一七・〇五	二三・七	一三・三
昭和十二年	一八・七二	二四・九	一三・三
昭和十三年	一八・三二	二四・五	一三・四
昭和十三年	一八・四七	二五・四	一三・八

(註) 昭和七年は舊市域の計數なり

五、要約

以上の如く、東京市に於ける結核死亡者は最近一年一萬六千餘の多數を計へるのであつて、専門家のいふ

如く本病に因る死亡者は罹患者の十分の一であるとすれば、東京市に於ける結核患者は十數萬に上るものと推定されるわけである。而も本病に因る死亡者は既に見た如く青壯年階級に最も多數を占むる事實より推測すれば、罹患者の大部分は又青壯年層であるといふことが出来るであらう。

今試みに最初に掲げた主要死因表より各年齢層に顯著なる死亡原因を掲ぐれば次の如く大別することができよう。

- 一、幼少年期 先天性弱質、下痢及び腸炎、赤痢及び疫痢、肺炎、呼吸器以外の結核
 - 二、青壯年期 呼吸器の結核、呼吸器以外の結核
 - 三、老年期 腎臓炎、腦出血、腦栓塞及び腦血栓、瘰癧
- その他の悪性腫瘍

東京市内浮浪者及乞食の精神醫學的調査

調査

昭和十四年十二月以降警視廳は管内浮浪者及び乞食の一齊收容を行つたが、昭和十五年二月末迄に東京市養育院に收容されたる四百餘名に對し東京帝國大學醫學部講師村松常雄博士は松本賢、齋藤徳次郎兩學士の協力の下に昭和十五年一月より三月に亘り之が興味ある精神醫學的調査を行つた。同年四月其の第一次集計を了へたる調査報告は次の如くである。

東京市内浮浪者及乞食の精神醫學的調査の結果概要

甲 緒言

東京市では市勢調査、國勢調査の際には勿論、その外に數回に亘つて野宿者の調査を行つて居り、最近のものでは昭和十二年十一月に市内四十ヶ所の野宿者男三四名、女二名、計三六三名に就いて調査を行ひ、其の結果の詳細が昭和十四年二月に印刷報告されてゐる。

然し乍ら從來の調査は全く謂はゞ社會的調査に止り、醫師の參與せるものはない。従つて其の原因として重要であり、又対策上にも基本的なる根據となるべき身體的並びに精神的缺陷乃至疾病の有無や程度に關しては全然素人判斷の結果しか示されて居らない。

又東京のみならず日本全國何れの場所に於ても専門醫師が浮浪者、乞食の醫學的調査を行つた報告を未だ聞かない。外國でも甚だ少數の様に思ふ。

所が今回東京市養育院岸本理事の發意に依り昭和十四年十二月十四日より警視廳管内浮浪者及び乞食の一齊收容が行はれ、昭和十五年二月末迄に東京市養育院に收容せられたるもの男三四一名、女四五名、計三八六名、外に連行されたる十歳以下の兒童男七名、女五名計一二名に及び、外に府下諸精神病院に直接送られたるもの男一六名、女五名、計二一名があり、兒童を除いて此等全體を合計せば男三五七名、女五〇名、計四〇七名となる。

蓋し野宿者、浮浪者の數は從來の統計に徴するに、その時の景氣の不良に依り、又季節に依りその數に著しい變動が見られ、今回は勞働力不足の非常時と冬季といふ條件から云へば、よく／＼のものだけと云ひ

得よう。但し女子に少數なるは何れの統計にも共通である。

而して右の全數中養育院收容者では、收容後家族等に引取られたるもの、逃亡せるもの、又少數乍ら檢診前に死亡せるもの等があり、結局檢診し得たるものは男二三五名、女二六名、計二六一名で全數の七割弱に當り、精神病院に直接收容されたるものに就いては書面を以て照會し各病院の好意に依る回答に従つて集計した。

乙 調査結果

此の調査結果に關しては尙ほ集計中のものが若干あり、今迄に得られた結果の概要のみを茲に報告する。但し以下の數字は檢診せるもの二六一名、精神病院七院よりの回答に基くもの二二名、計二八二名(内女三一名)に關するものである。

第一 年齢 年齢は本人の供述に依るもので必ずしも信用出來ぬものもあり、又本人が供述不可能で推定に依るものも一〇名あり、推定困難なるものが二名あつたが、最低年齢は男一五歳、女二二歳、最高年齢は男七八歳、女七二歳、又六一歳以上のものが二四・八%に及び、其他に年齢的に特徴はない。

第二 生活方法 これも亦本人の供述に據るもので必ずしも正確とは云へないが、後にも述べる様に反復面接して訊した所に據れば左の如く分類される。但し同一人が時に従つて方法を變へるものもあり得る。養育院中二六一名に就いての結果は左の如くなつた。

(一) 自由勞働、就中(イ)輕子、土方、人夫、其他臨時傭等といふものが男にのみ二四名、(ロ)下級の流

し藝人、行商人、按摩等といふもの男一六名、女一名、(ハ)拾ひ屋、所謂パタヤに屬するもの男六四名、女二名、以上合計で四一・〇％

(二) 失業中の浮浪、男にのみ一〇名
(三) 乞食、本人は乞食と云はぬものでも之と推定されるもの二三名、自由労働を兼ねるもの二〇名をも加へて男一〇六名、女二〇名、計一二六名、四八・三％に達する

(四) 親族又は他人より保護を受けて居るといふもの男七名、女二名、計九名

(五) 其の他賣淫の疑ある女一名、刑務所より出所後浮浪中の男一名、生活方法不明男にのみ七名あり。

即ち女の七七％は乞食、男の四五％は乞食、四四％は自由労働、就中二七％はパタヤといふことになる。

第三 其の繼續期間 自由労働では二、三日間といふものより五〇年以上といふもの迄、乞食も一〇日位といふものより四〇年以上といふもの迄様々であるが浮浪乃至乞食を五、六年以上といふものが、夫々四割強を占めてゐる。

第四 精神的診斷別 本人の現在症のみを以つて診斷し得るものは兎も角も、既往歴に關しては本人の供述のみが唯一の資料たる關係上診斷確定の困難なるものもあり。診査は少くとも二回繰返し、診斷不確實なるものは更に數回に互つて反復診査し、養育院内日常の生活状態等をも考慮して診斷の確實なるを期したがそれでも診斷未確實なるものが二七名あつた。其の診斷の主なるものを擧ぐれば左の如くなる。

一、精神薄弱

(イ) 白癡 男六名、女三名、計九名

内乞食が男五名、女二名、計七名

(ロ) 癡愚 男七三名、女五名、計七八名

(ハ) 魯鈍 男二七名、女二名、計二九名

程度不明なるものを加へて合計男一二二名、女一一名、計一三三名(四三・六％)

二、性格異常 男三二名、女一名、計三三名(一一・七％)

就中意志薄弱性のものが大部分を占めた。

三、聾啞 男二名、聽啞 男一名

四、精神疾患

(イ) 精神分裂病 男四七名、女二二名、計五九名(二〇・九％)

(ロ) 其の他の精神疾患 男三一名、女三名、計三四名(一二・一％)

以上合計、男七八名、女二五名、計九三名(三三・〇％) 即ち三分の一に當り、乞食だけに就いて云へば四五・五％を占める。

五、腦疾患等 男にのみ五名

六、精神的には著明なる病狀を認めざるもの男三四一名、女四名、計三八名(一四・五％)

第五 身體的診斷別 同一人で二個以上の項目に互るものもあるが

	男	女	計	百分比
一、盲及視力障礙	九	五	一四	九・三
二、聾及聽力障礙	五	〇	五	一・九
三、腦溢血其他に依る運動障礙	三	〇	三	二・九
四、四肢等の切斷	六	〇	六	三・三

五、其他の身體疾患 三 二 四〇 一五・三

六、身體虛弱 九 二 一一 四・三

七、老衰 五 二 七 二・四

八、身體的には著明なる病狀を認めざるもの 三三 三 三六 五・七

就中心身共に著明なる病狀を認めざるもの 八 一 九 三・四

(其の内六〇歳以上のものが六名あり)

第六 出生地府縣別 不明なるもの六％を除き、關東地方が男の五二％、女の六五％、就中東京が男の三二％、女の四二％を占め、其他全國の各府縣に互つてゐる。

第七 父の職業と生活程度 職業別では不明二八％を除き、農業二〇％、商業一九％、職人一五％、勞働者行商人其他が一三％。生活程度に關しては不明四〇％、貧困三一％、中程度二九％となる。

第八 教育程度 不明なるもの二二例を除き、

	男	女	計	百分比
不 就 學	三	二	五	一・五
尋常一―二年程度	三〇	三	三三	三・六
尋常三―六年程度	三三	五	三八	四・三

中等教育を卒へたるもの男に三名、高等教育を受けたるもの男に一名あり。

第九 婚姻關係 不明なるもの二〇％を除き、既婚者は男の三五％、女の七三％、但し同棲中なりしものは二組に過ぎず。未婚者は男の四三％、女の二三％、即ち全年齢に互り四一％は結婚せることなきものにして、其の理由としては概ね獨立生計不能なるが爲な

りといふ。

第十 學子數 既婚者男八三名、女一九名中子を擧げたるものは男四三名、女二名にして、子の數は合計して男親より八三名、女親より三一名、計一四四名、即ち平均約二名なるも、其の内五四名即ち約半数は死亡し、生死不明なるもの三六名、生存判明せるものは二四名に過ぎず。二六一名の全數に對して二四名の子なれば、淘汰顯著なるものと云ひ得る。

第十一 飲酒 不明なるもの二四%を除き、酒を好むといふもの男の四六%、女の二二%、就中大酒家は男の一八%、又通常は殆んど嗜まず又は嫌ひといふもの男の三〇%、女の七三%に當る。

第十二 前科 前科ありと供述せるものは男に一九名あつた。罪質は殺人一例、放火二例、窃盜六例、詐欺、文書偽造、横領六例、賭博三例、家宅侵入一例。回數は一犯一例、二乃至三四犯七例、一三犯一例。刑期は通計して八ヶ月以上のもの九例であつた。此等のものの精神的診斷別では精神薄弱六名、性格異常八名、精神病三名、其の他二名。

但し浮浪、賭博等に依る拘留處罰の類は甚だ多いものであらうと想像される。

第十三 發見されたる場所 淺草が最も多く、深川、本所、下谷が之に次ぎ、神田、芝、日本橋、足立、麴町等の各區が稍多い所であつた。

丙 處置に關して

頭書にも一言した様に浮浪者及び乞食の處置に關しては醫學的、特に精神醫學的診斷が重要な基礎とならねばならぬことは當然の事で、其の心身に於ける本

質的缺陷を闡明することなくして本當の處置方針は立ち得ない。社會事業施設の擴充と相俟つて其の活動の合理化に科學的基礎を強調したい所以である。前記二八二名の東京市内浮浪者及び乞食の精神醫學的調査結果より考察せば

(一) 精神的疾患を有するものが全體の三三%、乞食のみの四六%を占めて居り、特に女子では全體の四八%、乞食のみの五六%に當る。腦疾患の五例と共に此等を精神病院に收容せば全體の三分の一、乞食の略半数は整理されることとなるのである。(但し中には必ずしも入院治療を要せざる程度のものである。)

(二) 精神薄弱者が全體の四四%、乞食の三七%、就中白癡の大部分は乞食をしてゐる。白癡は白癡の治療教育機關(我邦には公立のものなし)に收容し、癡愚は其の程度や性格等に從つて或は保護し、或は再教育機關で教育すべきもので、此の(一)と(二)とが實現されれば全體の七七%、乞食の八三%が整理される筈となる。

(三) 性格異常のものは一二%で、強制勤勞機關にでも收容すべきものが多いと考へられるが、此の種の機關のないのが遺憾である。

又身體の方面より觀れば

(四) 病院に收容加療を要すべきものが一五%
(五) 養老施設に收容すべきものが二五%
(六) 盲、聾、啞、四肢の切斷等のもの二二名、運動障礙三三名は夫々特殊の再教育を施すべきものである。

最後に精神的にも身體的にも顯著なる症狀を認めざ

るもの男八名、女一名中、女が巡禮の外、男は全部自由勞働を爲すもので、少くとも六〇歳以下の男四名に於ては適當の保護さへ與へれば浮浪生活より救出可能のものと考えられる。

斯くの如くして浮浪者、特に乞食の中には醫療乃至治療教育を要すべきものが其の大部分を占めてゐることが明瞭となつたのである。従つて社會的處置對策に於て各方面共此の點を充分理解されんことを願ふものである。

第七回全國都市問題會議總會の開催

都市政策其他各般の都市問題に關する研究を遂げ並に之に關する資料の交換を爲すを目的として昭和二年五月大阪市に其の第一回總會を開催してより略隔年に各地に總會を開催してきた全國都市問題會議は今昭和十五年十月其の第七回總會を東京市に於て開催することに決定した。總會開催要項を掲ぐれば次の如くである。

第七回全國都市問題會議總會開催要項

- 一、開催期 昭和十五年十月三日(木)より三日間
- 二、開催地 東京(會場 日比谷公會堂・飛行講堂・仁壽講堂)
- 三、議題 第一議題 本邦都市發達の動向と其の諸問題
- 第二議題 都市の人事行政
- 四、特別報告 時局に關する問題(報告者並題名未定)
- 五、主報告者

第一議題

東京帝國大學教授 今井登志喜氏

元東京帝國大學教授 蠟山政道氏

東京市政調査會研究員兼參事

弓家七郎氏

第二議題

法制局參事官 入江俊郎氏

東京市總務局長 前田賢次氏

なほ會議事務局たる東京市政調査會が右の兩議題に就いて解説せるところを摘記すれば大體次の如くである。

第一議題 本邦都市發達の動向と其の諸問題

本邦都市發達の特質

本邦都市の特質

本邦都市の起源

本邦都市發達の諸原因

本邦都市發達の諸研究

王朝時代に於ける都市の建設

鎌倉・室町時代に於ける都市の發達

戰國時代に於ける都市の特質

封建時代に於ける城下町の發達

幕末開國前後に於ける都市の盛衰

明治維新に於ける都市の發達

本邦都市の現状

都市の分布状態——これに就ては先づ都市の分布状態が問題となるであらう。我が國都市の現状を見れば巨大都市への人口集中が最も顯著である。それは人口百万以上の巨大都市が既に四を算してをり、しかもこれら巨大都市の人口吸収率が

最も大であることにも示されてゐる。而して十万以上三十万以下の都市は三十四に達してゐるのに、其の中間に位する三十万以上百万以下のものは僅か四に過ぎないのであるが、これは果して健全な發達の姿であらうか。又全國に於ける都市の地理的分布を見れば、其の著しき部分が京濱地方、名古屋地方、京阪神地方及び北九州地方等に偏在集中してゐる傾があるが、これは何が故にかくの如き形態をもつに至つたのであるか。其の原因竝に得失に關しては、對策と共に活潑なる論議を期待する。

都市の人口構成状態——又都市の人口構成はどうなつてゐるか。其の出生地別・性別・年齢別・職業別等の状態は、其の出生率・死亡率等と共に、都市によりても異り、而してそれらは政治上・經濟上・社會上の諸問題とも密接なる關聯を有してゐる。

都市の衛生状態——殊に住民の保健衛生上からいへば、都市の生活は甚しく非衛生的にして住民の生活力を弱めるものであるといはれ、其の出生率の減退、乳幼児死亡率の高きこと、傳染病患者の多きこと、徴兵検査に於ける不成績等の事實に照して論證せられてゐるやうである。しかしながら、かくの如きは都市生活に避くべからざる運命であるか、或は計畫と指導との如何によりては除去することもできる缺陷ではあるまいか。

これらの問題を明かにすることは、都市に對する政策を決定するためにも甚だ必要であらう。都市の經濟上及び政治上に於ける地位

都市の經濟的補給區域

都市の生産力

都市に於ける行政事務の變遷

大都市の有する特殊的地位

都市民の自治能力

都市の發達と對策

本邦都市の將來

都市の發達助長方策

都市の適度

中小都市の振興方策

過大都市の防止方策

都市分散の方策

都市の災害防止方策

地方計畫・國土計畫・産業立地

都市と農村との關係

第二議題 都市の人事行政

一般問題・職制・任免・昇進・轉任・教養訓練・待遇・其の他(細目略)

比律賓移民制限法の成立

昭和十一年ケソン大統領が議會教書の中で比律賓が從來採用してゐた一九一七年の米本國の移民法に替つて東洋人に對する差別待遇を排除せる新移民法を採用すべきことに言及してから此の新しく制定さるべき移民法は特に我が國の注目するところであつたが、其の後昭和十三年末比律賓政府の要請によつて米國務省よりジョージ・W・グラント及勞働省よりウィクソンの兩専門委員の來島を見、新移民制限法案の起草をみた。

此の新移民制限法案の表面の理由とするところは、一、東洋人に對する差別待遇の廢除、二、一國特に支那の大量移民の制限及び三、ユダヤ避難民の入國制限の三つで、各國宛割當數を一律に一千名とするものであつた。本法案が差別待遇撤廢の美名の下に我が國に與へる實際上の制限は、我が國移民が從來比島の開發と繁榮とに貢獻せる事實に對しても極めて公正を缺く非友誼的のものであつたが、昨昭和十四年には一月の通常議會にも七月の特別議會にも單に提案の噂のみで遂に其の事なく今年に及んだ。然るに今昭和十五年一月通常議會でケソン大統領の德意あり、三月十一日比律賓國民議會勞働移民委員會は之を無修正採擇、三月十五日法案一七三二號として之を議會に送附したが、四月十二日第二讀會は二九對一八票を以て原案「一千名」を「五百名」に修正、五月二日第三讀會は六七對一票を以てこの修正案を可決した。五月二十八日ケソン比島大統領の署名を了へ、更に米國大統領の署名終了次第法律として發布される筈である。

同法中特に我が國に關係ある條章を擧ぐれば次の如くである。

比律賓移民制限法(外務省假譯)

非移民

第九條 比島に渡來セントスル外國人ニシテ左記種類ノ一ニ該當スルモノ及特別ニ許可シ得ルモノハ非移民トシテ入國ヲ許可サルヘシ

(A) 商用、觀光及保健上ノ理由等ノ爲渡來スル一時的旅行者

(B) 比島以外ノ目的地ヘノ旅行者ニシテ一時的ニ通過スルモノ

(C) 比島港灣ニ寄港スル外國船舶ノ乗組員ニシテ單ニ寄港ノタメノ一時的入國セントスルモノ

(D) 比律賓トノ通商對手國ノ國民ニシテ單ニ貿易ニ從事スル商人及其ノ妻並二十一歳以下ノ未婚子女或ハ其ノ店員ニシテ入國セントスルモノ

但シ此ノ場合ハソノ通商對手國カ比律賓市民ニ對シ同様ノ特典ヲ附與スルヲ條件トス

(E) 既ニ法律上永住ヲ許可サレ居ルモノニシテ屢次ノ海外旅行ヨリ比島ニ於ケル未放棄ノ住所ニ歸ルモノ

(F) 十五歳以上且修學上充分ナル學資及衣食住費ヲ有スル學生ニシテ正規ノ學校若クハ移民官ニ依リ外國學生ノ教育スルヲ認メラレタル他ノ學校等ニ於テ一時的及單ニ修學ヲ目的トシテ比島ニ入國セントスルモノ

移民

第十三條 本法規定條項ニ於テハ「非割當移民」タル移民ハ如何ナル外國人(國籍ノ有無ヲ問ハス)ト雖モ曆年五百名ヲ超エ比島入國ヲ許可スルヲ得ス

但シ次ノ「非割當移民」タル移民ニ限り法律上ノ制限ヲ受ケス

(A) 豫メ前以テ雇傭契約カアリ查證發給者カ本法第二十條ニ基キ認可シタル外國人及其ノ妻並二十一歳以下ノ未婚ノ子女或ハ其ノ店員ニシテ入國ノ日ヨリ向フ二ケ年間ヲ限り移民トシテ滞在スルモノ

(B) 妻、夫若クハ二十一歳以下ノ未婚ノ子女ニシテ

比律賓市民權ヲ有シ居ル者ヲ同伴スルトキ

(C) 既ニ法律上永住ヲ許可サレ居ル其ノ母カ外國ヘノ一時旅行中出生スル子女ハ其ノ出生ノ日ヨリ五ケ年以内ニ入國許可ヲ申請シ兩親ト同伴スルトキ

(D) 兩親同伴ノ移民查證發給ノ後出生シタル子女ノ查證ハ引續キ有效トス

(E) 比律賓市民權ヲ有シ居リタル婦人ニシテ外國人トノ婚姻ノ爲市民權ヲ喪失シ若クハ其ノ夫ニヨリ市民權ヲ喪失セルモノ及其ノ母ト同伴スル二十一歳以下ノ未婚ノ子女

(F) 本法ノ效力發生ニ同意スル以前ニ既ニ法律上永住ノ許可ヲ得居ル外國人ノ妻、夫若クハ二十一歳以下ノ未婚ノ子女カ本法發動後二ケ年以内ニ許可ヲ得タルトキ

新規許可

第二十二條 一時的比島國外ニ旅行セントシ新規許可ヲ望ムモノハ如何ナル居留外國人ト雖其旨移民官ニ申請スヘシ、若シ移民官右申請者カ比島永住ヲ法律上許可セラレ居リタルコト認ムルトキハ一ケ年間ヲ超エサル期間有效トスル新規許可證ヲ發給シ得、但シ申請者ニ於テ右期間延長ヲ申請シ且申請者ヨリ相當理由ヲ示シタルトキハ移民官ハ一ケ年間毎ニ限り延長ヲ許可シ得

新規許可證發給又ハ許可期間延長ノ申請ハ總テ移民官ノ命スル規定ノ形式方法ニ基キ且移民官ノ宣誓ノ下ニ執行サルヘシ

入國禁止

第二十九條

(A) 左記ニ該當スル外國人ハ比律賓ニ入國スルヲ禁

ス

- (一) 白痴或ハ精神病者及嘗テ精神病者タリシ者
- (二) 危険ナル傳染病、癩癩其他公衆衛生上忌マハシキ疾患アル者
- (三) 敗徳邪曲其他ノ罪ニヨリ有罪ト決セラレタル者
- (四) 淫賣婦、娼婦ノ周旋者或ハ猥褻行為ヲ行フ者
- (五) 公安ヲ害スル虞アル者
- (六) 貧困者及浮浪又ハ乞丐ノ常習アルモノ
- (七) 一夫多妻主義ヲ鼓吹シ或ハ信奉シ或ハ實行スル者
- (八) 比律賓政府ヲ暴力ヲ以テ顛覆シ或ハ法律及官憲ノ定ムル規則ニ違反スルヲ示唆シ又ハ信スル者、政府ニ反對若クハ政府ニ信ヲ置カサル者、公務員ノ脅迫ヲ示唆シ、財産ノ非合法的破壊ヲ示唆又ハ教示スル者或ハ以上ノ主義ヲ教示又ハ企圖スル團體ノ一員又ハ連絡アル者
- (九) 十五歳以上ノ者ニシテ其ノ撰擇セル如何ナル外國語ニテモノノ通常用語使用ノ印刷物ヲ讀ミ得サル者、但シ本規定ハ比律賓市民權ヲ有スル祖父、祖母、父、母、妻、夫及子女又ハ比島ニ於テ法律上永住ヲ許可サレタル外國人ニハ適用サレズ
- (十) 移民官ニ於テ許可スルモ差支ヘナシト認ムルニ非サル限りノ入國禁止外國人同伴ノ家族
- (十一) 精神的ニモ體質的ニモ無能又ハ幼稚ノ爲如何トモシ難キ入國禁止者ヲ同伴セル者アルトキ其ノ保護若クハ入國禁止者ノ必要トスル保護

者ニ付キテハ移民官ニ於テ決ス

- (十二) 同伴者ナク又ハ兩親ノ許ニ來ルニ非サル十五歳以下ノ子女、但シ移民官ノ任意ヲ以テ如何ナル國籍ノ子女ノ入國ヲモ許可シ得、其他ハ之ヲ許可ス
 - (十三) 密航者、但シ如何ナル密航者モ移民官ノ任意ヲ以テ入國許可シ得ヘシ、其他ハ之ヲ許可ス
 - (十四) 雇傭者トノ約束又ハ要求ニ從ヒ熟練ヲ要セサル勞働ニ従事スヘク渡來セル者、本規定ハ本法第二十條ノ規定ニ基キ「非割當移民」ノ査證ヲ受ケタルモノニ適用サレズ
 - (十五) 比律賓ヨリ入國ヲ禁止セラレ又ハ追放セラレタルモノニシテ其ノ入國許可申請ノ日ニ於テ一ケ年以上ヲ經過セサル者、但シ本規定ハ移民官ノ任意ニ撤回シ得ヘシ
 - (十六) 本法第四十三條ノ規定ニ基キ貧窮ノ爲比島政府ノ費用ヲ以テ移送セラレタル者及再渡來ノ申請ニ付移民局ノ承認ヲ得居ラサル者
 - (十七) 許可申請ニ際シ本法ノ規定ニ基ク必要書類整備セサル者
- (B) 本項ノ規定ニ拘ハラズ移民官ハ其ノ任意ヲ以テ左記ニ該當シ且必要書類整備セル如何ナル外國人ノ入國ヲモ許可シ得ヘシ
- (一) 法律上比律賓ニ永住シ居ル外國人ニシテ一時の旅行ヨリ歸リタル者
- 特別規定
- 第四十七條 本法ノ規定ニ拘ハラズ次ノ諸項ニ關シテハ大統領ニ其ノ權限ヲ賦與ス

(A) 公益ニ背反ナカルヘシトスルトキ

- (一) 大統領ハソノ定ムル條件下ニ於テ非移民ニ對シテモノノ提出書類ノ必要條件ヲ放棄ス
 - (二) 大統領ハソノ命スル條件下ニ於テ本法規定以外ニアラサル外國人ニシテ一時の期間渡來スル者ハ非移民トシテ許可ス
 - (三) 大統領ハソノ命スル條件下ニ於テ移民ニ對スル旅券ノ必要條件ヲ放棄ス
 - (四) 比律賓市民ニ對シテモ之ト同様ノ取扱ヲ行フ限リ該國國籍ノ非移民ニ對シテハ其ノ對抗査證料ノ減額若クハ廢止ヲナス
 - (五) 「コレラ」若クハ其他危険ナル傳染病ノ流行スル外國ヨリノ比島入國ヲ停止ス
- (B) 大統領ハソノ命スル條件下ニ於テ人道主義的理由及公益ニ背反セサルトキ宗教的、政治的又ハ人種的理由ニ基ク外國人避難民ハ入國ヲ許可ス
- なほ外務省調による昭和九年以降我が國の比律賓入國移民數は次の如くである(實數とは再渡航者及呼び寄せの婦人を除く新規移民數である)。
- | 昭和 | 全數 | 實數 |
|------|-------|-------|
| 九年 | 一、五四四 | 六八〇 |
| 十年 | 一、八〇二 | 八四〇 |
| 十一年 | 二、八〇九 | 一、四八六 |
| 十二年 | 三、八七六 | 二、二七六 |
| 十三年 | 二、三八八 | 一、一七四 |
| (平均) | | 一、二九一 |